刑政第41巻第10号

矯正図書館

刑政

第四十一卷　十月號　第十號

刑務作業と災害豫防	卷頭言	2
刑政時論	阿生	4
回顧三十有餘年	河野純孝	20
維新前志士の獄制改革意見	武田慧宏	24
先人の足跡を辿りて		10
香港より	正木亮	38
書籍貸與の精神に就て	伯水正英	6
八王子少年の教育	渡邊播太郎	27
府中刑務所を訪ねて	鐵窓學人	44
諸國行脚	E生	16
青年訓練の實際		13
米國刑務作業に就て	TK生	49
刑政研究資料紹介	泉二新熊	57
海外時事・俳句春秋・讀者頁・家庭の頁・會務報告・叙任辭令・刊物統計・犯罪文藝・刑務令規		

財團法人　刑務協會發行

御大典記念懸賞論文募集

一、應募資格　（看守長）
　　第一部　（看守）
　　第二部　（看守）

二、問題
　　第一部　「刑務官の使命」
　　第二部　「收容者の處遇要諦」

三、締切　昭和三年十月十五日

四、審査　審査員ハ司法省高等官在京刑務所長其他適當ノ人ニ嘱託シ嚴選ス

五、發表　昭和三年十一月三日

六、賞與　一等記念品　當選者並ニ各刑務所長ニ同時ニ通知シ論文ハ刑政誌上ニ於テス
　　二等記念品　（金壹百圓程度）
　　三等記念品　（金五拾圓程度）
　　（金貳拾圓程度）

七、送先　第一部第二部トモ左ノ通贈呈ス
　　東京市麹町區西日比谷町壹刑務協會編輯部宛、封筒ニ「懸賞論文」
　　ト朱書スルコト

八、文體　隨意

九、紙數　一行二十字詰四百字原稿用紙二十枚以內

刑務協會

上圖は製作順序
下圖右は鑄工場
下圖左は仕上げ

◇「懸賞論文募集記念『法の神』」は皆樣お求めになりましたか？「法の神」は巢鴨刑務所の作業として造り出されて居ます、今や請方面から注文殺しく製作に多忙を極めて居ます。この寫眞はその作業場の狀況です。

刑政第41巻第10号
矯正図書館

刑政

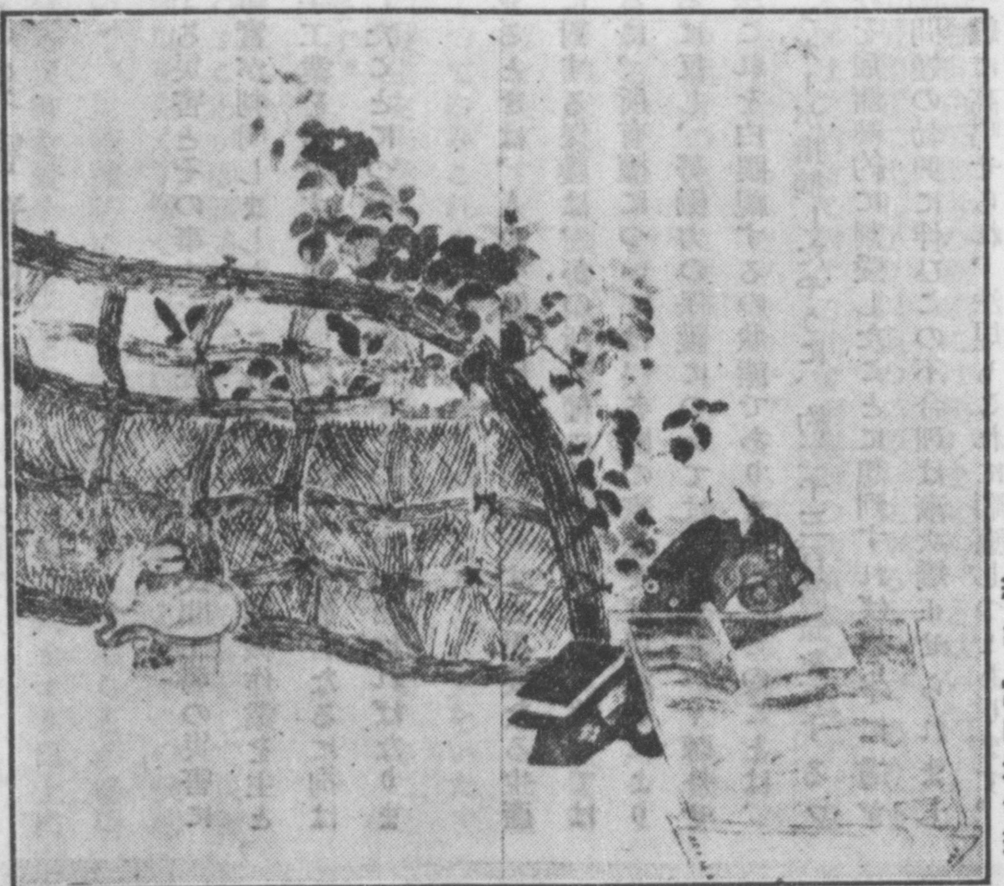

表紙　富田溪仙筆

第四十一卷　第十號

『人を愛する政治』と題して釋放者の保護を力說する原司法大臣
―東京中央放送局にて―（上圖）

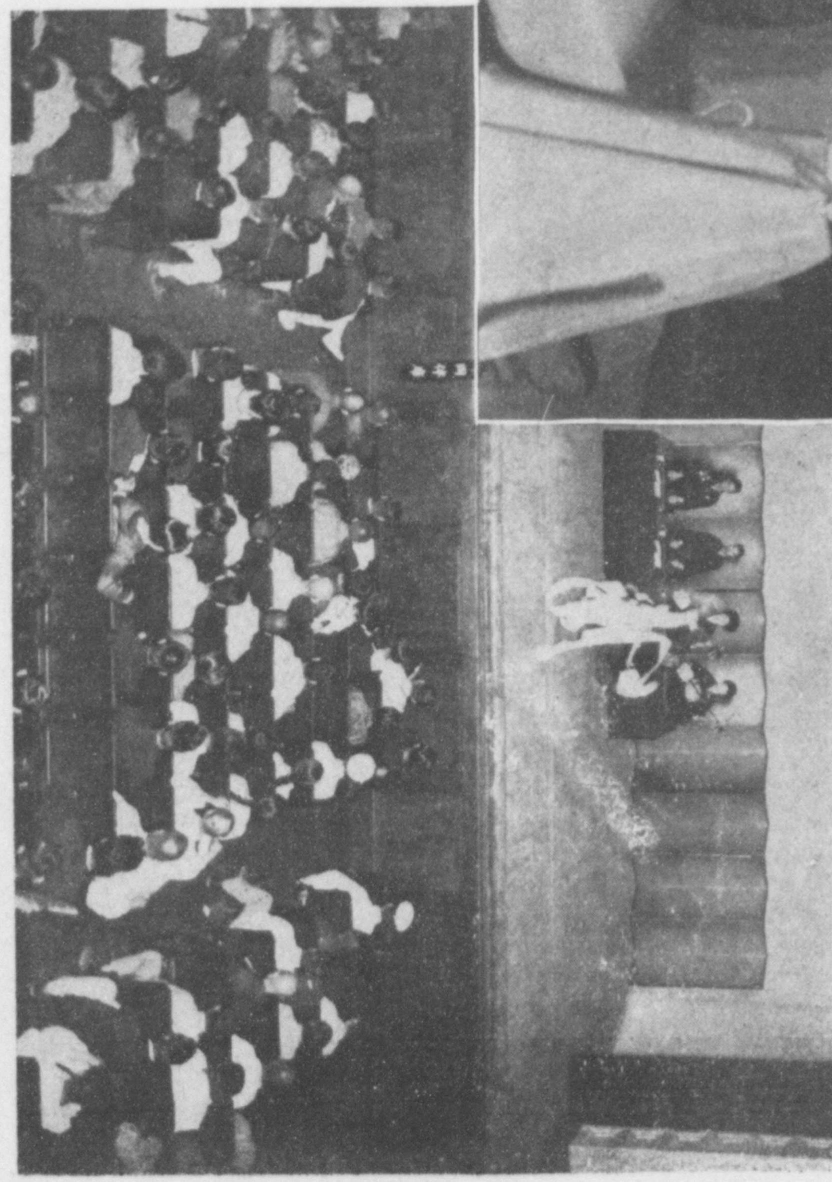

東京に於ける保護デー（下圖）
日本青年館に於ける演藝會の呼物
（山崎きん子きんの舞踊越後獅子）

刑務作業と災害豫防

◇

最近において、刑務作業による災害とその事由を調査した結果、民間工場の災害に比しかなり高率を示して居る事實が判明しました。これらの災害は、器械作業を主とする民間工場に多かるべく、手工業を主とする刑務所に少なかるべき筋合なるに拘はらず、その正反對の現象を呈したことについては、必ずやその事由がなければなりません。

いま、國民經濟的立場から見るときは、人の勞働力は國家が所有する重要なる生産手段であります。國家のこれに對する保護は、かの所有權に比して優るとも劣つてはならぬものであります。しかるに、所有權については、各國の憲法又は民法等により遺憾なき保護が與へられて居るに反し、勞働力の保護については、從來とかく疎外せられ、憲法これを默殺し、民法これを白眼視するの狀態でありました。このことは、かの法學界の鬼才アントン・メンガーが指摘したやうに、約二千三百箇條を有するフランス民法が、僅に三箇條のみを雇傭契約に割愛したことに想到すれば思半に過ぎるものがありませう。近年勞働問題の勃興に伴ひこの不合理は漸次矯正せられましたが。いまや、勞働力の保護は一般に高唱せられ、法規もこれに順應しつゝあります。ドイツ憲法が勞働力は國家の特別保護の下に立つ旨を宣言したことは當然な歸結といはねばなりません。

もとより、受刑者は、いはゆる自由勞働者の範疇には屬しません。とはいへ、その勞働力の保護については、自由勞働者に比しより以上の必要を生ずるものであります。いふまでもなく、行刑の本旨は受刑者に對する社會適應性の扶植にあります。さすれば、その本來享有せる勞働力を保全するにとどまらず、さらにこれを強健ならしめねばなりません。刑務作業はこの趣旨のもとに施行せらるべく、行刑衛生はこの觀點のもとにその存在が基礎づけられるのであります。かのクリーグスマンがいつたやうに、受刑者に對する勞働適格、勞働意慾及勞働喜悦の具足が行刑の最高目的の達成に缺くべからざるものなることに考を及ぼすとき、殊に、彼等の釋放後における生活資料が主としてその筋肉勞働によつてのみこれを期待し得るものなることに思をいたすとき、作業の際における災害の發生を未然に防ぐための深い配慮を爲すの要あることは容易に會得されるのであります。

◇

この配慮は、物質方面より行ふことが要請されます。一面には、受刑者をして災害の結果や、その因つて生ずる所以を克く了解せしめ、恒にこれに對する警戒心の喚起に努むるとともに、他面において、災害豫防に必要な物的施設を完ふすることが必要であります。かくて受刑者の蒙る災害を最小限度にとどめ、行刑の成果をより以上に擧ぐることは、われ等行刑の任に當るもの、責務である、といはねばなりません。

（たけいちらう）

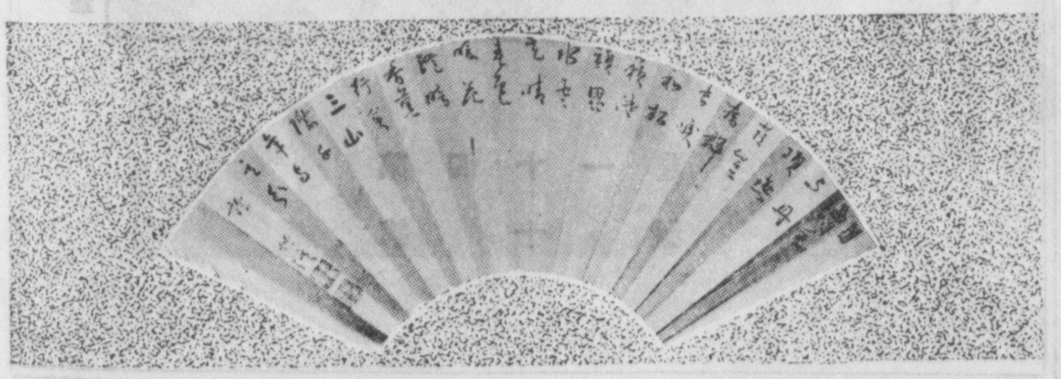

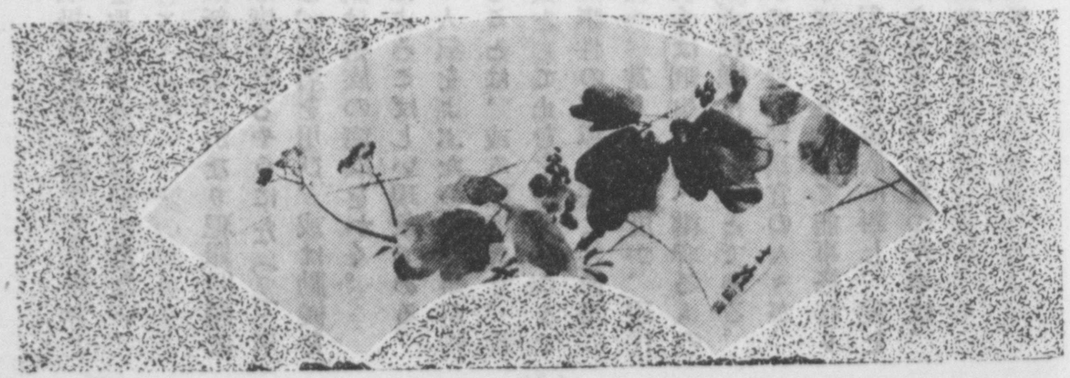

右翼國粋党の權化と觀られ、我國でも一部の國家主義には崇敬されてゐたイタリーのムッソリニーは、終に未だ史上になき極端なる專制政治を令行し、皇帝の權力にまで干渉し、優越權を有すべき立法權は、行政府に奪はれて終つた。これソーエットロシアの最高幹部會が政治を左右し一党專政を縦にする党國主義と同じく化したのである。

日本の官吏は、世界に比類なき公平忠實さをもつてゐる。これは日本の誇りであり、如何に〻府が動かうが、思想が動搖しやうが、明々察々として動せず國を平靜ならしめる力となつてゐる。

併し乍ら、歴史は必然性をもつて推移し、それに伴ふて、社會の上層建築も、建てかへられてゆく。

そこに明かなる批判がなくてはならない明かなる批判がなくては公平たり得ない。古も新も共に明確なる批判の上に於てなされねばならぬ。

×

行刑の理論的方面は、かなり精細に論じつくされた。殘る問題は、むしろ如何に行ふかといふ實際問題であり、常識のそれである。

いたづらな制度の確立は、生きたる行刑を枯死せしめる。こゝに刑務官の常識が缺く事が出來なくなる。

無產政党とは、社會主義者で、我國体と相容れないものであるといふ明論を吐いた投稿がある。

日本に普通選擧法が施行されてゐることを御存じないと見へる。この頭では取扱ふ思想に關する犯罪者よりそれを取扱ふ人の行刑が危ない。

×

近時、新聞が、かなり犯罪問題に愼重な態度を取るやうになつて來た。或は、假名を用ひ、或は動機を書き、或は家族の窮狀をかく。

これはよろこばしい現象である。

世間の人氣をよぶために記事が物せられることは、或る程度まで、新聞の性質として止むを得ないことであるが、事件の報導と共に、世間に覺醒を與へ、當人への態度が、現代の社會若くば刑事政策へ準ずるものであることは願はしいことである。それと共に、近時警察官の人々が、單に檢擧することを以て能事終れりとせず、犯人並に家族に對し、愛を以て處せられるやうになつた事は、慶賀にたへぬ。

×

釋放後の保護は、恰も、外科醫師が切開手術を施した後にぬひ直す様な仕事である。しかるに現在では、まだこの保護が、極めて徹底してゐない。犯罪の事前に莫大なる經費をかけてゐる國家が、この釋放後の保護にほとんど何等の注意も加へてゐないと云つてゐゝほど冷淡である。之は丁度切開したまゝ、うち放ちおくのと同様なことである。

勿論、民間に於ける保護事業はかなり發達して來たが、行刑の延長として、之は國家のゆるかせにすることの出來ない事象である。

×

假出獄の制度は、新しいそれではないが、果してその制度の適用が、所期の目的を達成してゐるであらうかどうか？　勿論、假出獄による釋放者の累犯率は、普通釋放者に比し遙に勘ないに相違はない。然し之はむしろ假出獄の直接の効果ではなく釋放者自體の性格や環境によることの方が多い。勿論、このことは、假釋放をする審査の一部の構成となつてをり、而してそこに假釋放をするの理由をもつてゐるのであるが、之は報導や行刑の威嚴を害し、世人をあやまらすものに對しては、何等かの方法を講じなければならぬ。

某地方新聞の死刑囚物語、某雜誌者の再犯をかさねる者の多きをみてこの感を深くするものである。

×

劇に映畫に小說に犯罪者の問題が注意を惹くやうになつて來た。

あらゆる方面にゆきづまつたこれ等は、今迄余りかへりみられなかつたから云ふ方面に、進出して來たのである。而て、その取扱ひ方が從來とは、趣きを異にしてゐる。たとへば「天國の人」「夫婦」などの映畫をみてもそれは明かである。

併し乍ら、この一の傾向にあふられて、刑務所などを問題したジアナリスチツクな雜文が、いろ〳〵な方面にいろ〳〵な形で現れてくる。一般の傾向に對し、玆に何等の容喙をするものではないが、出鱈目な記事や行刑の方法を講じなければならぬ。

劇に映畫に小說に犯罪者の問題が注意を惹くやうになつて來た。

あらゆる方面にゆきづまつたこれ等は、今迄余りかへりみられなかつたから云ふ方面に、進出して來たのである。而て、その取扱ひ方が從來とは、趣きを異にしてゐる。たとへば「天國の人」「夫婦」などの映畫をみてもそれは明かである。

（阿生）

◇書籍貸與の精神に就て

貸與精神の根本問題——精神修養——宗教心の涵養——智識の習得——職業の補導——趣味の敎養——書籍の世界より求むるもの——

伯水正英

これまで書籍貸與の取扱方法に就いては、諸種の會合や誌上に於て討議され或は論究されつゝあるも、書籍貸與の精神が何處にありやの根本問題に關しては、寧ろ等閑に附せられたるの觀がある、先決すべき貸與の方針さへ究明すれば、自然その精神に適應したる方法の案出されることは論理的に首肯されるものにして、且つ書籍貸與の效果を圖るには必らず看讀者側の心理を洩却することは出來ないのである、「在監者文書圖畫ノ閱讀ヲ請フトキハ之ヲ許ス」といふ法文を墨守してその結果を考慮せず、「許ス」「許サズ」といふ細目に拘泥して、收容者の實際的要求を研覈せざる時は、所謂條文は保持するも精神を保持せざるものにして、法の機能を全からしめさるものと言はねばならぬ。又從來沒頭したる書籍の貸與方法なるものも、如何にすれば不平を無くして看讀せしめ、苦情を訴ふる者を減少せしむるかと、收容者の希望を滿すことが眼目とされた樣に思はれ、大正九年の敎務主任會議に於て、「種類の多くして冊數の少きよりも種類少くとも冊數の多きを望む」との決議は、明かにこの推理を實證するものである、もとより感情的人間の常として自己の欲せざる書籍は感興も薄く、人一倍ひがんだ根情の持主は、勝手な文句を並べて是が非でも願出の書籍にあらざれば手にせずといふ偏執癖あれば、その願意を遂へしめることも強ち望むべからざることではないされど希望を滿すことが必ずしも讀者を眞に喜ばしめ、讀書の目的を達せしめる所以にはあらずして、理智や個性や趣向を異にせる收容者が同輩間の言辭を輕信し、附和雷同的に未知の書籍を選定したる場合多きを以て、希望の書籍よりは寧ろ宛行扶持の書籍にて何物かを收得したる事實を告白する者が尠くない、又如何なる方面に於ても不平を根絶するは不可能であると同樣に、結局可及的に之を鎭壓するといふ程度の差異なれば、貸與の最良方法なるものは絶對に期待されず、且つ不平の鎭壓を基準としたる方法論は、書籍看讀の效果と一致せざること

を加算せねばならぬ、卽ち讀書の實益は其場主義の一時的感情の滿足にあらずして、も少し永續的ならしむやう熟慮すべきである、されば收容者を異にし建造物や設備の相違せる各刑務所が、同一の樣式を採用せんとするが如きは寧ろ愚に近き所行にして、各內的に收容者の個性敎育趣向を調査し外的設備及び取扱者の利便を酌酌して、書籍貸與の本意を全うしその實績を擧ぐべき適宜の方法を考案すべきである、畢竟「如何に貸與すべきや」の枝末問題よりも、「何故に看讀せしむるか」といふ先行の根本問題の解決を提唱したいのである。

然らば書籍貸與の精神如何といふに、現行の行刑法及び同法施行規則には單に消極的に看讀の限度を規定されたるのみなるも、その精神が行刑の目的 る改過遷善にありて、之に背致すべからざるは自明の事實である、從て必然的に敎誨敎育の方針と合致し、その一補助機關とも看做すべきものにして、精神修養を一大目標とするものである、されど之を看讀する收容者の心理を考察するに、たとひその名目は修養の資料にありと雖も、その過半は精神上の慰安、もつと卒直に言へば休業日の娛樂として愛用されて居る事實は否まれない、又看讀の時日が看讀それ自身の爲めに與へられたるものにあらずして、或る意味に於ける自由の許されたる休業時に限定されたる點より觀察すれば、一律一体に修養の一點張で押し通すことは餘りに向ふ見ずの偏見といはねばならぬ、それで法の精神を推究し且つ看讀者の實際的事實を參酌して書籍貸與の精神を左の數項に分類することは敢て不當であるまいと考へるのである。

一、精神の修養　犯罪が社會の共同生存を毀損する反道德的行爲なる意味に於て、如何なる收容者と雖も眞心の麻痺せること、少くも種々の誘惑に陷らざる克己心と、輕薄に流れざる自省心の缺陷を認めねばならぬ、この通弊を陶冶して自ら人道を辿らしむべく敎養することが行刑の本旨にして、書籍の貸與もこの根本觀念を瞬時も忘失されない、若し行刑の本質と相容れざる時は、その書の何たるを問はず言下に拒否すべきである、されど修養書が行刑の意趣を助長し、精神上の伴侶として效果あるは、境遇だけに一般社會のそれ以上であることは想像するに難くない、然しこの種の書籍中高壓的に修養呼ばりする四角四面の種類は、屢窮窟な理論に中毒し延ては窒息せしめることあれば、寧ろ興味を覺えつゝ讀了する間に感化され、精神の轉換を餘儀なくする古今內外の立志傳や出世物語風の書籍が、普通に歡迎され意外に實績を擧ぐるやうに思はれるのである。

二、宗敎心の涵養　正確なる因果律を信じ確固たる信念に住することは、信賞必罰の理を感じ圓滿平和なる生活に導くものにし

して、その恩寵に對する感謝の觀念はやがて外的行爲にも表現される、殊に超人間的神佛との道交は對人間的行爲の如く表裏なく、毀譽褒貶に頓着せずその所信を實行するものなれば、宗教心の敎養は行刑の精神と全く合致せずと雖も、その道程に於て交合し少くも方向を同うして平行的進路にあるものと云はねばならぬ、即ち宗敎と道德はその分野を異にせるを以て本質的に一致するものでなく、又現實生活上の行爲を對象とする法律と、行爲を取扱ふを目的とせざる宗敎は別個のものなれば、條件なくして必然的關係を肯定する譯には行かない、されば無宗敎なる道德家無信仰なる德行者あるも、來世に對する宗敎的安心はやがて現世の安慰となり、而かもその法悦よりする報恩生活は利己的報酬を遽期せず、寧ろ倫理道德を超越して勇猛精進の大努力心を生ずるのである、つまり宗敎心は行爲を主宰する精神上の確信なるだけに行刑の求むる處を根本的に解決するものなれば、宗敎書は犯罪防遏の即効劑とはならざるも根本治療劑とも言ふべきである。

三、智識の修得　敎育の原理か智識の習得にあるは言ふまでもなく、且つ智識が善惡の判斷をなして道德的生活に誘引する潛勢力となるは明かである、されば從來犯罪と敎育に關しては全く相違したる見解ありて、敎育は犯罪防止に有力なる活用をなすとの說と、敎育は犯罪に對し兇器を與ふるものと見做し、敎育の進歩或は普及が却て罪質を巧妙惡化ならしむる事實を列擧し、量の增加を統計的に表示するものもあるが、されど複雜なる犯罪原因を單に敎育のみに局定するは、餘りに無謀な擔板漢と言はねばならぬ、無學文盲が處世上不便にして、正規の敎育が忠良なる國民の緊切な要素たるは言ふまでもなく、國家が國民の義務とし更にその年限の延長さへ企畫されつゝあるはその確證である、監獄法第三十條に

十八歲未滿ノ受刑者ニハ敎育ヲ施ス可シ其他ノ受刑者ニシテ特ニ必要アリト認ムルモノニハ年齡ニ拘ハラス敎育ヲ施スコトヲ得

との規定も恐らくこの趣旨に基くものである、されば書籍により收容者の知識の整理知能の啓發を促進することは、渡世上の用意として言はば生活の道具としても必要なれば、自由を拘束されたる彼等に對し常に時代常識に遲れざらしむる樣注意すべきである。

四、職業の補導　懶惰放縱といふ性癖を、その大部分が通有する犯罪者に、生産的の職業を訓練せしめ、自活自營の道を授與するは、社會生活復歸の準備として最も緊要にして、行刑上作業を課するもこの意趣より出たるものである、されば職業に尊卑高下の差別なしとの自覺より、各自にその自體性能に適じたる自己の天職を探究せしむると共に、單に機械的にその勞働に馴致せしむる習慣を作らしむるに止まらず、更に能率の增進を圖り事業の發達を研むる域にまで進ましめねばならぬ、この目的を幾分にても達成せしその才能を發揮せしむる爲に、業務に關する種々の參考書を看讀せしむることは敢て不可ではあるまい、少くも讀書によりて職業に對する熱度を加へ、自主的に興味を持て就務せしむる最少限度の效果は認められる譯である。

五、趣味の敎養　馬に一息なくんば則ち必らず殪る、弓に一弛なくんば則ち必らず撓むとの古言と同じ程度に於て、身心を醫すべき休養が人生々活上必須の要件である、されどその休養が却て無聊に苦むることになれば小人には不善をなすの閑居に等しくなるを以て、その間諸種の趣味を敎養して精神を指導すべきものにして、既に休養の時日を與へたる收容者に對しても、讀書によりて健實なる趣味を養はしむることが適當である、殊に前述の如く收容者の書籍出願の眞意が殆んど一種の娛樂としての借用に在りと言ふも過言でなければ、彼等の內部的衝動を解放せしめ之を適當に表現せしむる爲めに、法規の許す範圍內に於て趣味の敎養を書籍貸與の目的の一分とするも、强ち行刑の本旨に違戾するものでもなからう、仍て讀書により不健全なる娛樂の向上を圖ると共に、一面偏固の趣味は往々不衞生の耽溺に陷りその人の天稟を損することあれば、趣味の種別や程度に周到の意を注ぎ、窮窟がらせず愉快に處世すべき健實なる趣味を敎養すべきである。

要するに書籍の貸與は現時の行刑上、法文の形式に現れたる請ふ者には之を許すといふ微溫的方針や、不平を減少すればよいといふ消極主義を以て滿足せず、寧ろ法の精神や實際的事實が雄辯に物語る如く積極的に進むべきものにして、敎誨師や書籍の取扱者も受動的に書籍の取次者や御用聞きを以て甘ずることなく、收容者の個性や敎育を參酌して應病與藥の原理に基きて書籍の選擇や指導に努むべきである、もとより書籍の善惡を發行の年時や著者の氏名や體裁の如何によりて盲斷せんとする收容者の一般的謬見は矯正すべきも、所期の效果を收得するには看讀者の心理を無視することは出來ない、常に收容者の意嚮を精査して、之を書籍貸與の目的に加味し方法にも工夫するが最も自然的であり合理的である、されば法の心髓を勘考し、看讀者の眞意を酌酌して、書籍貸與の精神を加上の數項に分類するも敢て獨斷ではあるまいと思ふのである、即ち國木田獨步氏が「爾の慰藉と爾の希望と爾の幸福と爾の友とを書籍の世界より求めよ」と絕叫せし如く、趣味の敎養によりて精神の慰藉を圖り、智識の習得や職業の補導によりて生活の希望を輝かし、宗敎心の涵養によりて處世の幸福を求め、精神の修養を日々の友とすべきものにして、こは何れも書籍中より求め得べき賜物であると結論するのである。

物故刑務官追憶のかたり

先人の足跡をたどりて（一）

——思ひ出づる故人の俤——

行刑研究者 佐野尚氏

「刑政」誌の前身は監獄協會雜誌で、その最初には赤雜誌、青雜誌といつて二種の出版があつた、赤雜誌を佐野尚氏が編輯し、青雜誌は磯村政富氏が主宰して居た後協定成り、赤雜誌は青雜誌に併合したのであつたが、佐野氏はこれ以外に行刑のことに就ては澤山の資料を有して居た、又氏は此の事に造詣深くこれに筆を執りもした、實にこの方面には功勞が尠くない、その蒐集藏蓄した書籍、古文書は私の勸誘を容れて全部を刑務協會へ寄附した、現在協會にある大部分の古書はそれである。氏は協會の先任常務理事北島良吉氏の先輩で清浦さんの警保局に居た時代からの人であり、その寄贈圖書中には今日では得がたきものも尠くないと思ふ。

「德川幕府刑事圖譜」といふ木版刷の圖錄がある、それは我國の行刑を外國へ知らせる爲に佐野氏が編纂したのであるが、こんなものを外國へ出してはならぬといふことに政府の意見が變つて外國に送らずに濟んだといふ曰く付の珍本である。

物故刑務官追悼會の催しには大に賛成で敬意を表する、就ては刑務官以外にも佐野氏の如く、又まだ生存するが磯村氏の如く刑務上に功勞ある人は多くあると思ふ、これ等の人をもよく調査して、物故者は今後の追悼會に加へて欲しいものである、でないと多年この方面に盡力したその功勞に對し禮に於て缺くものであ

去る本年五月に執行した物故刑務官追悼會席上に於ける

讃辭と弔文

讃辭

刑務協會本日茲ニ元刑務官吏竝ニ追弔法會ヲ催シ高僧智識ヲ招シテ其ノ冥福ヲ祈ラルルハ本大臣ノ感謝ニ堪ヘサル所ナリ　惟フニ諸賢ハ或ハ其ノ職ニ殉シ或ハ志ヲ懷キテ病ノ爲ニ逝ク其ノ生前刑務ニ盡ス所ノ功勞決シテ尠シトセス協會今回ノ擧ハ刑務職員ニ對スル情誼ノ厚キヲ示シ將ニ故人ノ英魂ヲ慰ムルニ足ルベシ今ヤ香煙蕭牌ヲ遶リ森トシテ慈雲垂ルルヲ覺フ幽魂應サニ來リ饗ケテ長ヘニ瞑スヘシ聊カ一言ヲ陳ヘテ讃辭ト爲ス

昭和三年五月十六日

司法大臣 原嘉道

弔文

生キテ當時ニ聞ユルナク死シテ後世ニ傳フルナキモ其功昭トシテ永ク沒スヘカラサル人アリ刑務ノ職ニ與ル者ノ如キ蓋シ其一タルヲ失ハス　恭シク惟ミルニ刑務官吏ハ其地位ニ比シテ其職責頗ル重ク所謂士ヲ以テ稱スヘキモノタルハ古聖夙ニ道破スル所タリ諸嚮ハ生前此重職ニ在ツテ刑ヲ明カニシ德ヲ示シテ圄土ヲ啓廸シ朝ニ兢ミタニ惕レテ治道ヲ輔弼シ其間不幸或ハ二豎ノ侵ス所トナリ或ハ震火ノ殘スル所トナリ或ハ兇刃ノ斃ス所トナリ各々恨ヲ呑ンテ人世ヲ去レリト雖モ廣桑ヨリ之ヲ觀レハ畢竟

る。〔野口謹造氏談話〕

政治家より轉じた若山茂雄氏

刑務官の中でも、最初から刑務官でなく、他から轉じた人もあり、その間には種々の波瀾曲折を經て世を終つた人があろうと思はれるが若山茂雄氏もその一人である、氏は島根縣で長く典獄を勤め、三池の典獄で亡くなつた人も數ある。大臣、貴族院議員、警視總監等の貌も見へる。

國會開設運動にはその發起人？會ともいふべき愛國社の會議が催されたことがある、それに若山氏が出席して居て、私も當時その會議の書記をやつた關係からその議事錄の抑を手許に所持して居る、それによれば當時の國家の狀態が窺はれる、先づ順序に話すと、明治十二年十一月に愛國社の會議が大阪で開かれた、これ等同志者を當時は民權家と稱へた、後の自由黨で、この民權家の集合したものが愛國社である、尤も同志者の同盟は各地各縣に在り、その中でも高知の立志社などはその勢力あるものであつた、この采配を振つた人が板垣退助氏、片岡健吉氏などで愛國社はこの小さな社の代表者の聯盟である。

愛國社が會議を重ねた當時は政府の取締が嚴重で、國事探偵（俗に犬と仇名した）の活躍は非常なもので些の油斷もならなかつたから、明治十二年十一月の會議は秘密會議で、社員外は一人の傍聽も許さなかつた、又社員と雖も疑はしい者は退場させ、入室を禁じた、實に秘中の秘といつてよかつた、會場は土佐人が定宿として居た北區の土佐堀？岡本猪之吉といふものゝ家であつた、會議は六日に始めて九日、十二日を休み、十三日迄續いた、この議長が西山志澄。幹事は平岡浩太郎、杉生十郎、書記は上田長次郎、北川深淵、友松醇一郎、と私で、この議員數が十八名、其姓名丈を擧げて見る、

平岡浩太郎　杉生十郎　坪内元暁　厨良秀
南摩昇次郎　細谷多門　若山茂雄　内藤純蔵
島地正存　北川貞彦　野間友徳　杉田定一
河野廣中　谷重中　眞田幸勝　井村正忠
佐野廣乃　廣田尚

今日知名の士の名が見へることに氣付かれるであらう、序に若山氏の名簿を拔萃すると、

島根縣出雲國島根郡松江内中原町十八番地同居平（平は平民のこと）
同縣同國意宇郡松江紅天神町三百七十六番地笠津社　若山茂雄

氏は笠津社の代表者であつた、六日の初日會議に傍聽を許可した人數は五名、新加入社員の入社手續等で此日を終り翌七日の會議に土佐の立志社から建議が出た、それは

我ガ愛國社再興ノ主意ニ基キ左ノ條ヲ建議ス
第一條　我ガ帝國ノ國會ヲ創設アラン事ヲ陛下ニ願望スヘシ
第二條　第一條ヲ實施センガ爲來ル明治十三年三月ノ公會ニ各地各社ヨリ願望書案ヲ携帶シ審議決定スベシ
第三條　我黨ノ勢力ヲ增進センガ爲各社ヨリ盛ニ各地ヲ誘說スベシ
第四條　（略）

といつたもので國會開設要望の機運が大に躍動して居る、論議は午前中に盡きず午後の懇談會によつて漸く決定した。論議の席上若山氏も意見を吐いて居る。その記錄に止つたものは

今回遊說スルノ目的ハ唯々愛國社ニ入社セシムルヲ爲ニ非ズ國會願望ノ爲有志ヲ振起セシムルナリ
ル爲ナレバ願望ノ事ハ廣ク公衆ト俱ニスルヲ公平ナリト信ズルナリ

と願望形式に就てゞあるが、この決議は各地方一組十名以上結合して願望書に署名し、その十組に滿たないときは公衆と俱にするを止めて愛國社の名義を以てすることにした。〔野口謹造氏談話此項つゞく〕（文責在記者）

斯職ニ由ツテ仆レタル者ニシテ決シテ徒爾ノ死ニ非ス　夫レ刑務ハ天下ノ重事ナリ而シテ之ヲ掌ル者ハ生民ノ司命ナリ任ニ刑務官吏ニ在ル者ノ職責モ亦輕シト謂フヘカラス諸靈ハ此ノ重職ニ當リ且ツ本會ニ籍シ志ス所共ニ十一ヲ達セスシテ逝ツテ鬼籍ニ上ボル寔ニ哀惜痛恨ノ至ニ堪ヘス我刑務協會深クコヽニ察スル所アリ欽ミ畏ミ香華ノ奠ヲ捧ケテ在天諸靈ノ降臨ヲ庶幾シ諸靈ノ遺族ヲ招待シテ至誠弔祭ノ意ヲ表シ併セテ其言行ヲ讃稱スルニ當リ追思ノ情轉々切ナルモノアリ輒路旁午言フ所ヲ盡サス明靈知ルアラハ尚クハ饗ケヨ

昭和三年五月十六日

刑務協會々長　松井和義

少年刑務所に於ける
青年訓練の實際
教練と指導

◇

川越少年　豊田友平

私は教練の情況とそれに就て少し申して見たいと思ひます。

教材に依る、即ち教練の實施豫定が、完全に實施し得るや否哉は、申す迄もなく、其の目的達成に、大なる影響のあることであります。盛夏であるとか、それ農繁期であるとか、本人が旅行して不在であるとか、又甚だ極端な一例でありますが、朝寢が過ぎて出場が出來ぬなぞ、家庭の都合やら本人の都合やらで豫定を、實施し得ぬことたぞ青年訓練所では屢く見受けることであります

が當所の教練は、突發的事故や、不時の天災でもない限り又本人が病氣にでもならぬ限り、家庭の都合とか、本人の都合とか云ふて休場する者は一人もなく、日課として規定せられた、一週三時間は、確實に實施し得ます。丁度在營中の軍人を、教育する樣に、思ふ存分、徹底した教練が出來得ます。

又、教練を授くる場所が、御承知の高い塀で圍はれた、中である爲、外の人は勿論、社會のあらゆる物が、目に映じませぬので、教練に對して、各々の心を統一が容易であります。

教練の目的達成の上に於て、最も、嫌わねばならぬ、被教育者の心が外へ散ると言ふ恐が、全くないので教ふれば教ふる程、技術も、學科もめき〳〵と進みます。換言すれば教練實施に際して外部から邪魔せられぬと云ふ點は、一般青年訓練所より、はるかに勝つて居ります。

徹底した、教練を施行し相當の好果を收めようとするに、實に刑務所は、適當した場所で、あると言はねばなりません、刑務の目的たる教化善導を、遂行するに、なくてはならぬ重大な教練は一課目であります。なぜなれば、彼等收容者の大部分は、家庭的に惠まれぬ者で幼時から父母の膝下を離れて、自まゝの生活をしつゝあつた者とか、又は周圍の者たちが本人を、放縱へ導いたと云ふ事に因をなして罪を犯し、國法にふれるに至つた者が大部分で、あると申して敢て過言ではありますまい。

とりもなほさず彼等が、刑務所へ入らねばならぬ樣になつた、最大の原因は、實に放縱的に馴れた、精神が身に滿をなして、此處に至らせたのであろうと思われます。勿論刑務全體が教化善導を本旨とし常に作業も、戒護も、普通教育も實施せられて居りますが、就中直接彼等に規律正しい、嚴格な動作や特に日本男子として處生して行く上に必要な、質實剛健な精神を遺憾なく注入し放縱に馴れた、心を幾分でも矯正し、教練の度重なるにつれ、知らず〳〵之が習慣性と變らする上に、教練が最も適當であり有效であると思ひます。

此の意味に於て、教練は如何に彼等少年收容者を教化善導する

即ち刑務の目的達成に資する、一つの手段として、缺く可からぬ重大な、一課目であるかゞ肯かれます。私が右様なことを申述べますと、身教練擔當であるが爲に、自畫自贊であるとか、我田引水であると、御考への方もありましようが、私自身は少くも以上の様な考への許に毎日教練を實施して居ります。

次で教練實施後未だ、半歳に滿ちませんが收容者の態度や、動作上に現れた即ち教練の効果を、二三述べて御參考に供したいと思ひます。

私の初めて當所に看守として、拜命當時昭和二年の終り頃の彼等は實に下品な、野卑な、態度と云ひ、動作や口調なぞ御話にならぬものでありました。役人の面前に於て腕を組み、足をなげ出し、或は腰に兩手を當てるなぞ、見るさへ、氣持の惡い様な、行ひを一向平氣で、然もあたりまへの様な顏して、又口調等も友達同志で、話し合ふと言ふより、むしろ同志で喧嘩でもして居る様な、有様は屢々見る所でありました。

然るに、教練の効能とでも申しましよう、四月末此の方、教練規定が發令せられ、其の實施を見る様になりまして後の、彼等收容者一般の、態度動作や口調服裝上に關する者眼迄、以前と全く別人の様に變つたのを認められます。役人の前に來りますれば、必ず、不動の姿勢を採り、口調も自ら丁寧となり、工場其の他に於ける、收容者同志の間にも、眞く規律を守り、協同を尚ぶの精神が盛んになり、秩序のない烏合の衆も、今では全く見違ふ様な者達となりました。

右は只、其一例に過ぎません、之を要するに、教練は少年受刑者を、教化善導するに、實に重要なる一課目である事を、重ねて申上げたいと思ひます。

◇

米子 岩崎生

大正十五年七月全國一齊に青年訓練所の設立を見て、私は特に放縱且不規律なる生活をなし、罪を犯すに至つた少年受刑者には殊更に此施設を應用して、施行せられるは最も必要なる處と思考して居ました。時に本年四月各少年刑務所に於きましても、此の實現を見ることになりまして、其の指導を囑託せられ、私は地方青年訓練所に於て試練しました實驗に鑑み、現在實施しつゝあります。

各刑務所の教練を擔當せられます各位が、此の眞價を發揚せられるには多大の研究と工夫とを、要せられるもの勿からず其の苦衷を察します、將來本刑政雜誌に依り各少年刑務所に於て實施せられます教練の要領又參考となるべき事項を掲載して、互に研究し其の目的を貫徹せしむる事に勗めたいと考へます、刑政九月號に「教練服裝に付て」と題し北海少年のS君の記事がありましたが、私は現在軍服を着用し指導して居ります、説明の通り教練を受くる者も餘程氣分を刷新し緊張味を帶び、効果は格別大なる様思ひますのみならず、看守の普通服にて實施致しますれば氣分のみか例へて申しますと、夏服を着し居て折敷伏臥の動作を教へる場合模範を示すに服が汚れる爲充分の模範を示すことは不可能

と思ひます依つて軍服着用する事に一定して頂く事を希望するものであります、若し改正不可能とせば教練擔當者には服の給與期間又は給與品の期間短縮をせねば實は揚らざるものと信じます。

そこで軍服着用したからとて教練實施に方り精神を離れて形式的劃一の弊に陷らない様に特に意を用ふる必要があります、軍隊と異つて體格起居服裝等は到底齊一は期し難い、それは軍隊の様に甲種合格に依り入營する揃つた立派な青年又地方訓練所に致しましても、第一年次生は滿十七歳に達した者と云ふ風に年齡又は体格の揃ひしものと刑務所に於ては體格年齡が一年次生の内にも混合して居ますので教育上非常に困難して居ます、强て此の形式の末に趨つたり軍事上の考に重を置いたり軍事專門的の教練に力を入れると云ふ様な事は大に考へ物で。何れの課目を行ふにも青年の心身鍛練と云ふ事に飽く迄重點を置き各課目毎に其の達すべき目的を明に定めて之に副ふやうに行はねば、効果はなく之が爲細部の研究は指導者各自の工夫に待ち其の手腕に依つて運用の妙を期せねばなりませんが、各教材の目的とする所は如何なるものを參考として居られますか、司法省行甲第五六六號通牒の進度表にも目的精神なく教練規程第一條に目的が記載じてあるのみで、各刑務所の指導者はこの第一條の目的を如何にして教練に依つて、達し得られるや私は青年訓練所教練の參考表の着眼點の欄に揭げられて居ます目的精神を參考として、是に依つて所期の効果を擧ぐる考であります。例へば各個教練をやり規律、節制克己服從と云ふ諸德を練り身體各部の凝固を解き立派な態度を整へしむるとか、協同團結秩序の觀念規律節制、衆心一致と云ふ精神を養ふ爲に、部隊教練が適當であると云ふので、此の種の教材を選ぶと云ふ風にやつて居ます。萬一にも斯やうな注意が缺けて只形式を教へたり戰鬪技術の一部を習はせると云ふ進み方をしたのでは、教練は死んで終ふのであります。

以上申述べました通り教練の際各目的を受刑者に理解せしめ、形の上のワザを教へ規律ある生活を教へ、日常の起居動作に之を應用しなくては其の効果は誠に薄弱であります。教練場裡に於て折角正しき步法速步行進を教へ規律又は節制と八釜敷教へて居ても、平素戒護される看守各位もよく理解して、號令態度服裝等殿正ならざれば前述べました通り、教練に於て身心の鍛練をしても駄目であります、茲に教練指導に付て乃至効果發揚上に教練指導者各位、實施要領を御投稿願ひまして相互研究致し度いと思ひまして所感を披瀝致しました、御參考に資せられる處がありましたなら本懷此の上もない次第であります。

編者申す。少年刑務所に青年訓練を施すことの効果あることは澤山の投稿によつて分りました、この上は訓練の方法即ち細目に就て實際家の研究發表を希望します。

諸國行脚 その十

神戸に向ふ

平家亡靈出現の大物の浦
灘の銘酒と西宮の夷さま
お山に追剝の出る摩耶山
神戸市のモダーン振三つ

東の京濱國道に比して西の阪神國道もきたからぬモダーン式の新裝である、開通式も立派なものであつたさうな。國道を氣永に歩むはよいが時間がかゝる、汽車で走ることゝした。

神崎驛が迎へる、この町の廣濟寺内には院本作者近松門左衞門の墓があり、この驛に程近き尼ヶ崎は大工業地で爲に市制を布いて居る、この市の東邊を神崎川が流れ海に入つてゐるが、その川口は古の大物の浦に當り、謠曲の「船辨慶」はこゝでの出來事である、憐れはかなくも西國の海に滅亡した平家一門の亡靈は聯盟して此の浦に義經主從を待構へ、世迷言のタラ〳〵を述べた、これには勇敢なる義經も閉口し太刀ふりかざして大に威嚇を試みたが及ばず、代つて辨慶が、西塔武藏坊の昔にかへつて珠數爪繰り、東方降三世、南方軍荼利夜叉、西方大威德、北方金剛夜叉明王、中央大聖不動明王と祈りかけ〳〵經文を怒鳴立てたところ之れが功を奏して亡靈も遂に引く汐にゆられ〳〵て跡白波と消え失せた。

◇

武庫川の鐵橋を渡ると西ノ宮驛、灘の酩酒はこの驛から諸方へ積出される、その醸造地は武庫川口から兵庫の湊川口に至る海上、所謂灘に沿ふ諸町村であつて、これを總稱して灘目鄉。灘五鄉といふのは今津、奥本庄、御影、西灘、都賀濱を指すのである。この右に聳立つ諸山には中山、武庫山、六甲山、摩耶山、再度峠がある。

西ノ宮は日本第一福德の長者、夷神の鎭座ます地であることは慾を知らぬ人間ならば兎も角、多少とも慾氣のある者は皆知つて居る、この西宮戎神社は、驛を離れて左窓に近く見へる森がそれである、毎年正月十日の祭禮、俗にこれを十日夷といふこの祭には九日の宵宮から數万の參詣者が押かけて投げる賽錢の雨は、溜つて山をなす、誠に正月早々から景氣のよいお方である。これではニコ〳〵せずには居られますまい。

世が開けご規則が嚴しくなると、それを見習つて神樣の戸籍調べまでする譯當りの人間か現はれる、この神樣もあまり儲けすぎる爲か又は大黑さまといつも御夫婦のやうにお揃ひでニコ〳〵して御座る處を妬かれた精か御多分に洩れずその戸籍を調べられた、それによると、非常に出世されたお方である。第一夷の文字からして純粹の日本人でなく、また鯛を釣つて居るところから察して漁撈種族で、吾が民族よりは古く先住民であり、漂流民であると思はれる。當初、この神社の主神は大巳貴命、即ち大黑さまで、この攝社である境内社に三郎殿といふ祠があつた、處がこゝに大黑さまの御子の蛭子といはれた方は舟に乘せて流され漂着した土地が攝津の濱、攝社の三郎殿とはこの蛭子さまであつたか、それが遂に夷三郎となり父君の大黑さまと肩を並べてすはるやうになると、やがて大黑さまは隱退して、部屋住の三郎殿が、立派に堂々と西宮戎神社を名乘ることになつた。さてこの神樣の職掌は我々にとれは草分の功勞者であつて、漁撈を表象するによつて衣食の方面を護る神であるのを知り得る。

◇

住吉驛に接する住吉神社は堺の住吉神社の元宮で、日本國中の住吉社の根元地である。又右方に見える御影山は花崗石の産地で、「御影石」の名の發祥地である。

◇

灘驛の前にかぶさるやうに摩耶山が扣えて居る、修驗の御山で毎日參拜者の登山が絶へない。この便を圖つたものがケーブルカーである、御蔭で下駄履きのものが多くなり、行者姿や、草鞋履きの者が少なくなつた、それが遂に夷三郎となり父君の大黑さまと昨年であつたか「追剝」に出遇つた噂まで耳にした。これでは佛樣とも覺えませぬといひたい。

◇

神戸市は神戸と兵庫との二つの街を合せ成つたもので日本の門戸として關東震災后横濱を凌ぐ貿易港となつた。

兵庫の湊川神社、この地を踏んでこゝに詣でぬ者はあるまい、古戰場湊川は土砂によつて埋沒し、河底は附近民家の屋根より高く、昔を語る老松は煤煙にそこなはれて次第と枯れ行く、噫。

×

近年子供對活動寫眞の問題が喧しくなつて、子供だけの映畫が高唱され、その映畫館とか、映畫デーが設けられることになつて來た、神戸には、この子供だけの映畫常設館があ

る、我國嚆矢のもので、場所は大倉山公園の五郎池の共益倶樂部會場を改造して、その名稱は「神戸兒童會館」、晝間に映寫する。

神戸は新しい土地だ、我國最初のモダーンものとして無軌道電車がある。二年前から計画して本年その運轉を見た、阪急寶塚線新花屋敷溫泉土地株式會社の經營で、その第一區間阪急花屋敷停留所前より滿願寺山麓に至る一哩間が八月一日から開通し、その五日に開通式を擧げた、車輛は廿八人乘で廿馬力のモーター二臺である。寫眞で御覽下さい。

二つあるものは三つあるたとへによつて、今一つ書かう、神戸川崎造船所飛行機製作部顧問技師で神戸獨逸人倶樂部の副會頭であるエールリツヒ・ユスト氏は豫て許嫁のトヤ・バーモンド孃を獨逸より迎へ、在市獨逸領事館に於て總領事オールト博士

の新郎新婦はお手のもの〳〵獨逸式飛行機に搭乘し、新郎の操縱によつて新婚旅行の途に上つた、しかも此計画は極祕裡に進め當日に至つて突如として發表し友達を吃驚させた。今年の八月十八日に、富士山頂奥宮に於て國學院大學講師中村至道氏は神前結婚式を行ひその奇拔に世人の耳目に少なからぬ衝動を與へたが、この新郎に對する新婦が兵庫縣龍田村の內海惠美江子である。

京濱國道と阪神國道、無軌道電車と東京の地下鐵道、東人の山頂の結婚式對飛行機での新婚旅行と恰も關東對關西の文化競爭はこの神戸が西方を代表して居はせないかと思はれる。

橫濱に往けば野毛山に登らねばならぬやうに、神戸に諏訪山がある、遠く左に紀泉の山々、右に淡路島、須磨明石の海岸も見渡される。（E生）

俳句春秋　吉川有情

人口に膾炙せられてゐる所謂名句を批判してみよう、

五月雨や或夜ひそかに松の月　蓼太

月並派に喧傳される句で。當時の清人程剣南が非常に賞讃し漢詩に和して飜案したと傳へられたのであつた。この句の意味は五月雨の降り止みの或夜に松の間の月をみたと云ふ。そして。その面白いと云ふのは　その「ひそか」と云ふ處にある。然してそのひそかと云ふのは。氣際どい理智的の思想を表現したもので。感情に訴へる趣味の情緒ではない。この句は嚴密に云ふと。文藝作品と稱することは出來ない。たゞ一般世人が智機を弄する俗習に一致したから所謂名句となつたのである。

行水のすて所なし蟲の聲　鬼貫

この眞意は。草叢に蟲が一杯鳴いてゐた。行水を捨てるとその蟲が鳴きやむのを惜しがつたのである。或る人はこの句は。蟲に對する慈悲の情だと解するが。何れにしても。鳴く蟲その者を寫さず。自分の風流がる心持ちを表したのである。風流がるのは。風流のない者より一層俗情である。風流ならざる所又風流と云ふ事がある。味ふ可き言ではないか。

朝顏につるべとられて貰ひ水　千代女

水を汲みに井戸に行くと。釣瓶に蔓が夜の間に捲いて朝顏が咲いてゐた。その蔓を除けて水を汲むのはかわいそうだと。隣から水を貰つて來た。そしてそのまゝにしておいた處はどうも風流だと云つたのである。作者が女流であるからその慈悲心はあつたかも知れぬ。然らば千代女は僞善者である。千代女の修業した佛敎は虛僞の宗敎であつたと思ふ。兎に角蔓のまいた事を「とられて」と叙した思想は。風流がる證據である。その「蔓をのけて汲みにけり」は。その成程風流がる事を好いて天下の名句で。そのまゝ他に意があるとは思はない。然し直觀の句で私の好きな句の一つである。この句は。芭蕉が從來の檜林奥を脫し。始めて純文學的の俳句を案出した時に得た勞頭の句であることは見のがす事が出來ない。その意味では名句である。さて。猛獸は寒林中を獨歩するが群小獸は或は虎の威をかり或は群を恃みとする。人また然りで。思想に於ても眞の偉人俳人等は何もないそのまゝそのものを獨り樂しむが。大衆はそうはゆかぬ。そこに何かなければ淋しい。面白くない。趣味がない。をこで俳句に於ても。理屈をつけ。道理をつけ。哲理を付し。始めて趣味を感じてくる。從つてその輩の思想表現には理屈がある。ぎごつい。素直さでない。一讀して成る程と感心しなければ感服せぬ。その成る程なるものは。多くは理智的のものである。眞の趣味はその成程を除いた何もない處になければならぬ。この句も後世の俳人が俳聖崇拜の極。曲說異論を架し。荊棘を生ぜしめて。遂に天下の名句となつたのであつた。

（昭和三、八）

古池や蛙飛び込む水の音　芭蕉

所謂宗匠達から正風の眞髓であつて。それに哲理あり、禪味あり。悟りあり。などと稱せられた句であるが。吾人は只の寫生

矯正図書館

回顧三十有余年（三）

河野純孝

四、署采教順師の意見及行動

大坂監獄の首席教誨師として、余の同監獄在勤三年間（明治廿四年四月より廿六年十二月まで）に、余等同僚を指導せられた人は、署采教順、里見法爾、赤松皆恩の三師であつた。署采師は余が最初に師事した人で、眞宗本派の教誨師中老練家として又手腕家として特に重きを爲せし人であつた。余の如き初任の者は師の部下に勤務することは喜ぶ可きことであつたけれども、余が師の下に參じて後僅かに四ケ月目即ち廿四年の七月、師は本山より突然辭表を提出すべく諭旨せられ、大坂監獄より退却せらるゝことゝ爲つたからして、その指導を受けしことは極めて短時日の間であつた。この突然の諭旨は師に於ても意外のことゝ感ぜられたやうであつたが、余等新參の者は固より其理由を覩ひ得られやう筈はなかつた。當時の教誨師中特に優勢を有して居た師も、その向ふ意氣強き自信力と、抱負に富める活動力とを遽かに收めて、故山に歸臥するに至りしこと、所謂槿花一朝の榮を聯想せざるを得なかつた。その時の風說には、師に快からざる者が本山に讒誣したとか、典獄が師の向ふ意氣の強過ぎるに當惑して敬遠主義を執つたとか、その說固より信ずるに足らざるも、當時の若輩余の如きも、師の自負心自信力の餘りに強きが致す所であつたかと思はれた。

師の部下指導の行り方は、日々工場教誨の席に連れ廻つて、自己の教誨の仕方と教誨の趣旨を、見習はせ聞き習はせることゝ、月に一二度同僚一同を自己の居室に集めて、その氣付いた事を斷片的に言ひ聞かせることゝであつたからして、余も同勤四ケ月の間に數回有益の說を聞かして貰ふた。その聞いた所の師の意見、師の教訓は其當時に於ては、實は重きを置いて聞く氣にならなかつたので輕く聞き込んだことである。爾後師と別れ段々經驗も積み教誨上の知識も幾分萠して來るやうに成つてから、師の鋭き眼光を放つて而も底力強き聲で談せられた片言隻語の、余の耳底に存するものを時々想ひ起して、その說が一々金言玉語たるを漸次に感ずるやうに成つて來た。余等最初に師の談話に接した時、只無意味の雜談として輕く聞き流して居たことは、實は其金玉を受け入れる器として餘りに微小であつたこと、恰も華嚴の會座で聾の如く啞の如くであつた彼等當年の光景が、我身に實演せられたやうなものであつたかと、後日に於て今更ながら氣付いたことである、教誨に就ての講義は實地見學を二三ケ月遂げた上でなくては、有益の說も頭に入れ得るものでないこと、余が深く實感する所である。

師は眞宗の本派の學位たる得業と云ふ學階を有する人であつて、宗乘の學力は昔の得業であつたからして、今の助教以上輔教位の實力はあつたやうに思はれたが、普通學の素養は極めて淺薄であつたのみならず、その職務以外の行動が何となく吾々の敬服に値せざるやうに感ぜられた。而もその余等を教訓する意味に於て語る所のことも何等秩序立つた話でなく、只其時々に氣付いたことを談せられるやうなことであつたのに、その聞き方に力の入らなかつたこと愈以て當時の思慮の淺薄なりしを自ら笑はざるを得さるのである。

師に接した四ケ月間、五六回に於て座談的に聞かされた師の教訓の耳底に存するものを、爾後三十餘年間時々思ひ出して之を實地に應用して、愈その言の有益なるを深く感するやうに成つて來たこと、是れ余の頭が其說を受け入れるまでに進展したことかと自ら喜ぶ次第である。師の訓言の特に重要の點を擧ぐれば、

一、教誨は覿經腹で行るべき事、

二、燒き繼き的の教誨は無効、燒き直しの意氣込で行るべき事、

三、教誨を聞く氣のない者は腹立てさして聞かせる事、

四、聞く者の心の機微に觸るゝ話を爲す事、

五、教誨は囚人本位のものである。役員の好評を受くる爲に氣を酌むは不可なる事。

一、教誨は觀經腹で行るべき事とは、淨土門で論ずる所の機の深心と法の深心とを徹底的に納得せしむるやうに說示することを觀經腹と言はれたのである。機の深心とは、自己の心理の現狀を自ら深刻に明察し反省する心であつて、法の深心とは佛の吾々衆生を救濟する大智惠大慈悲に深く堅く信賴する心である。佛の痛切なる絕對の慈悲の下に、絕對の智惠の光を仰いで、罪惡觀を徹底せしむることを、觀無量壽經に說き示されてあるから、この經文の趣旨に基いて教誨するを觀經腹の教誨と言はれたのである。要するに罪惡觀を激勵して反省悔悟の念を痛切ならしむる方針で教誨しなければならぬと言ふ意味である。昔は自分の心の中と云ふことを、私の腹でと言ひ、或は私の胸でといふたものであつたが、今ではズツト上に昇りて私の頭でと云ふやうになつて來た。即ち觀無量壽經の頭で、即ち同經の精神で教誨すると云ふことを觀經腹と約言せられたのである。

二、燒き繼き的の教誨は無効、燒き直しの意氣込で行るべき事とは、磁器の破れたもの燒き繼きして用ゐることあるも、燒き繼きでは疵物たるを免がれない、故に其の破れたものを粉な微塵に打ち碎はして、之を粉末にして更に練り固めて燒き直せば疵物には爲らないから、教誨の効果を確實に擧げ得ることゝ爲るのである。御座なりの教誨。微溫的の教化は、所謂燒繼き的教誨であつて、それでは確實に改善することは出來ない。犯罪者の精神に深く突き込んで、その罪惡の心の底をデングリ返へすやうにして、彼等をして痛切なる自省、深刻なる悔悟を爲さしむることでなくてはならぬと云ふが、燒き直しの教誨と言はれたのである。之れが所謂觀經腹の教誨の特効である。

三、教誨を聞く氣のない者には腹立てさして聞かせる事とは、被教誨の精神を激動させ激怒させるやうな意味の話を聲を勵まして行つて見ると、居眠り半分で聞いて居た者でも嚇と目を開き顏色を變へて、憤怒の態度となる。その心機一轉の刹那に、話頭を轉じて誠意を籠め親切を盡した教誨を施して見ると、本當に耳を傾けて謹聽することゝなる。之れが腹立てさして聞かせると云ふ師の行り方であつた。併し此の行り方は師の如き老練の士にして能く成功するも、未熟の者が其轍を踏まんとしては、その立腹の揺りを戻して歸平の氣に引き直すことが出來ずして、失敗に歸する恐れがある。この點特に考慮を要すべきことである。

四、聞く者の心の機微に觸るゝ話を爲す事とは、一般の人情に精通し、而も受刑者の心理を精察して、彼等の心機にピリ〳〵と響くやうな適切な材料を選び、彼等の心を搖り起すやうな言ひ方を爲すことである。この行り方は、犯罪心理の研究と、囚人心理の精察とを充分に遂げた上でなくては、亦不可能の事である。

五、教誨は囚人本位のものである。役人の好評を受くる爲に氣を酌むは不可なる事とは、平凡な教誨師中には、教誨の席に立會ふて居る職員に感服させるやうにやりたいと云ふ心持で、囚人本位の方針を曲げることがある。師の此の弊を深く戒められたことである。人或は役人が感服する教誨ならば、囚人固より感服するに相違ないと言ふ人あるも、それは極めて皮相の見、淺薄の考である。師は此の弊を特に遺憾とせられたのであつた。

師は木綿の白衣の上に唐絽(綿絽)の法衣を着、夏中は足袋も穿たず素足に麻裏草履と云ふ狀態であつたからして、恰も乞食坊主のやうな姿であつたけれども、教誨に渾身の努力と滿腔の熱誠を打ち込んだ人であつたからして、社交上の思想などは全然無い人のやうに見受けられたけれども、教誨の爲に盡す所の外交には相當骨を折られたやうであつた。典獄に對しても看守長に對しても將又大阪府知事に對し或は大阪控訴院長にまでも、教誨の爲有利の交際をして居た。併し向ふ意氣の强く自信力の高きに任せて、多少出過ぎる傾向があつたこと、是れ師の教誨師たる生命を短縮するに至つたではあるまいか。

吉田松陰氏は僅か二三年の間に、維新の大業を翼贊する多數名士を養成した。人の精神を養成するには必ずしも年月の長短を論ずべきものでない。畧采師の如きも後進の者を指導するに當つて長歲月を要しなかつたやうである。是れ師の忠實熱誠の然らしむる所であつた。

同氏に就ては種々の逸話もあり、又有益の遺蹟もあつたやうであるけれども、余の親しく見聞したことでないから、之を玆に記すことは出來ないのである。

維新前志士の獄制改革意見

武田慧宏

史上に所謂安政の大獄は慨世憂國の志士を羅織蔓連したこと數十名で、其の巨頭達は檻輿江戸に護送せられ、傳馬町の牢に投せられた。その中に橋本左内あり、吉田松陰あり　賴三樹三郎、梅田源次郎等、等、名聲の世に籍くもの尠くなかつた。松陰の獄中に於ける起居の狀は彼自身の筆によりて稍傳へられるが、それによると割合に讀書講學も盛んに行はれ、又同囚の間に消息交換の便宜もあつた。惟ふに當時の獄狀がこうした自由を許したのでなく國事犯者たる彼等に對して特別處遇を施す主旨から出たと見るが適當であらう。

彼等志士は胸中縱橫の政治的識見を抱いて、國家の現狀を革新しやうとする熱意を有する以上、國政の重要部を占むる獄制に對しても、劒切なる改善策を立てやうとするは當然なることである。殊に躬自ら獄中に在りて、備さに其の善惡良否を体驗するに於てをやである。中にも橋本左内の獄政改良意見の如きは其の尤もなるものである。彼は安政四年、纔に廿四歲の青年を以て投獄せられ、爾後三年間在獄、安政六年踢躓して刑に就いたと云はるゝ快男子である。此人が堂々たる獄制改良策を立て、同獄の志士間に喧傳せられた事は驚異に値ひする。彼の意見はこうである。

獄は惡を懲し善を勸むる所にあらずや、然るに今の獄に繫る者、惡上惡を加ふる所以にして改悔する所を知らず、其接する所の者は弑逆の徒、若くは盜竊の奴、其談する所亦穿窬攘奪の術にあらざるはなし。且其獄を出るに方りて、身に一錢をも齎さず、而して家の寓すべきものなし。是に於てか爲すべきの法なし、向きに談ずる所の術を試む、かくして小盜も亦竟に豪賊となる。嗟呼、獄制此の如くして安ぞ勸懲を爲すの目的を達せんや。

之を改むるの法宜しく囚人に授くるに其堪ゆる所の業を以てし、能く其勤と惰とを檢して、勤むる者は囘局に入るを允し、惰る者は之を監室に置くべし。而して一局毎に敎師を撰みて、或は聖賢の書を講じ、或は稗史野乘の以て法とすべき所のものを說き、之を諭し、之を導き、其脫出の時に方りて、作業所得の金を與ふれば則、惡自ら懲すべく、善自ら勸むべきなり（續國偉跡による原漢文を拙譯す）

獄の目的を懲惡勸善とするところ、既に目的刑敎化刑の思想を寓するのである。然るに當時の獄狀の亂脈さは

惡上惡を加へ、本來の主旨に背反するは左内ならずとも、何人も憤慨とするところである、故に之を改善すゝ方策として、第一に作業を興し、其の勤怠を督勵すべきを云ひ、第二に敎化を上げ、聖賢の敎を以て諭すは勿論、縱令稗史野乘たりとも、苟くも敎化に資するものは之を採用すべきを說き、第三に放出（釋放）の際に於ける作業所得の一部を給與すべきを唱へて居る。

吉田松陰は此の左内の獄政改良の意見を傳聞して、如何に其の立案者に敬服したかは、彼の絕筆『留魂錄』に竭くしてある。曰く、

一、越前の橋本左内二十六歲にして誅せらる。實に十月七日なり、左内東奧に坐す五六日のみ、勝保同居せり、後勝保西奧に來り余と同居す、余勝保の談を聞て益々左内と半面なきを嘆す、左内幽囚邸居中、資治通鑑を讀み、註を作り漢紀を終る。又獄中、敎學工作等の事を論ぜし由、勝保余に是を語る、獄の論大に吾意を得たり。益々左内を起して、一議を發せんことを思ふ。嗟夫。

眞に松陰と共に嗟嘆せねばならぬ。此の兩志士が若し生を完ふし廟堂に竝び立つたと想像すれば、我が獄制の改良は應に改良の第一着とまでは往かぬとも、確かに重要事業の一に數へられ、緊急の施設を見たであらふにと、惜まざるを得ない。文中の東奧西奧は士分を拘禁する揚り屋の東口西口の地位を以て名けたものである。又勝保とは松陰等同志の一人勝野保三郎を略稱したのである。此の人は松陰の斬らるゝ以前に出牢したから、自分の消息は同人について聞いてくれと留魂錄に記してある。

松陰は安政二年下田の外船投乘の失敗時と、同五年幕府の志士彈壓政策の時と、つまり二回入獄したのである。其の上第一回は下田、江戸、藩の野山と三箇獄を移されて、或は獄官警吏の態度、或は法令制度の良否を犀利なる觀察眼を以て評論する處、今日の行刑上に資するもの少くない。之と同時に彼が共犯同囚の身に寄する同情は惻々として人の胸に逼るものあると覺へるのである。後に出づる『福堂策』なる論策が別にあるか否かは未だ審かにしないが彼は確かに獄制改良に對する先覺者たる資質を具へて居つた。

久阪義助は玄瑞と號し、家世々醫を業としたが松陰の門に入つて敎を受け、終身國事に奔走し、後に長州騎兵隊を組織した人である。松　に連坐して江戸に檻致せられ獄に繫かれた。其の　同囚から前記橋本左内の獄制改良意見を聞いて、拍賞したる一人である。彼の著述『俟采擇錄』の中に曰ふ

藜園（註、左内の號）獄に在り、余が友乙葉大助も亦同じく囚

ほる。此頃余の爲に說いて曰く、

と冒頭して佐内の意見を紹介し、且曰く

此說、先師（註、松陰をさす）の作られし、編堂策と符合す。夫、刑獄は政の大なるものにして忽諸にすべからず。我古聖王、往々親ら囚徒を錄し給ふ。仁明帝、獄を過ぎりて、誰か家ぞと問ほる、今や其穢汚に屬するを以て敢て近つかず、敢て論ぜず。是を以て獄制日に壞れ、囚人勸懲する所を知らず。歎ぜざるべけんや。

近ごろ亞米利加總記を讀むに、各省各府皆牢獄を置き、獄内上下左右皆大石を用ゆ。數人一房、或は一人一房、皆極めて淸淨にして、窓を開けて風を引き、外は之を繞らすに欄楯を以てし、以て散步に便ならしむ。監官衣食を與へ、善言を勸め、各之に作業を授く。而して善惡の途を分ち、善者は之を寬所に居らしめ、惡者は之を狹所に居らしむ。是に於て善惡をして相雜錄するを得ざらしむ。嗚呼、彼にして尙、心を刑獄に用ゆること是の如し、堂々たる君子國、安ぞ勸善の道を忽諸するを得んや。

これは玄瑞の評論であつて、其の當時の形勢に照らしては實に卓識と云はねばならぬ。殊に夷狄視する亞米利加にして尙斯の如く刑獄に注意するではないか、堂々たる君子國たる我帝國が、いかで獄囚敎化の道を忽かせにしてならふやと結むだところ、正に攘夷論者の意氣の旺んなるを看過かすことが出來ない。爾來七十年、我國獄制は泰西諸國の後塵を拜して、徒に模倣追隨を爲すに急にして、未だ我國獨特の制度を創造するに至らないのは、地下の志士に對して吾人の慚謝せねばならぬ所である。

佐久間象山は吉田松陰の師として、又當時の急進論者として、保守家より刺された位であるから其の識見の時流に卓拔したるは言を俟たぬところであるが、彼が死後、その遺筐から現はれた政策目安書なるものは、革新的國策案二十項目を記したものである。先づ帝王の御法則を始め、交易、宗敎、武備、學術、工藝、の將來に對するものと共に社會政策に屬する四則が上げられてある中に

一　囚徒の事

年々獄中竝に溜中死亡夥しき事

とある。恐らく彼は獄中の保健的施設に關して相當の改良方策を懷抱して居つたであらふことを想像されるが、惜むべし、其の詳細の事項を知る由がない、

獄制改良意見を述つて維新志士の三四を擧ぐることを得た。而して彼等いづれも志士中の代表的人物である。其首唱者橋本左內が外國の事例を知て居つたか否かは明瞭でないが、單に文籍上の空論でなく、躬其境に在りての體驗を基とする所に其價値と權威とがある。かゝる思潮が傳はつたものと思はれる、明治五年に始めて監獄則

を頒布するに當り、『監は人を仁愛する所以にして人を殘虐するものにあらず』云々の宣言が發せられたは決して偶然でない。予は右の宣言（監獄則緖言ではあるが）は我邦、獄制の永遠的理想を揭けたものとして、何人も記憶を要する文字であると信ずる。それがまた『如今廟廊棟梁器、多是松門受敎人』と伊藤公に謠はしめたとほり、松陰門下の諸士によりて立案され、起草され、審議され、また決定公布せられたとすれば、誰か今日の人道的、獄制は泰西の實況に刺激を受けて、創められたものと妄斷することか出來やうや。（終）

八王子少年刑務所に於ける敎育施行の狀況

渡邊播太郎

當少年受刑者は何れも所謂心神耗弱に屬するものなるも其の由來に於て或は先天性なるあり或は後天性なるあり又其の種類程度に至つては更に甚だ區々にして敎養の可能性の上に著しき差異を有するものなり從つて敎育施行上に於ても收容者全般に通ずる固定的の敎育目標を揭げ施行方法を一樣にするは妥當せず大體に於て左記の要約の許に施行す

敎育施行上の根本概念

當少年受刑者敎育施行上の根本概念としては其の處遇上の原則たる個別處遇の理論及目的に鑑み敎育活動上の直接の目標は之を個々に定めて其の類似せるものを集めて組を分ち各之に適應せる敎授を施さんとするにあるも收容者の素質上普通敎育上の通念たる敎育目的を以て之に臨むこと能はず又完成せる人格の形成圓滿なる德性の涵養を期すべくも非す實に『社會適應性の恢復又は助長』を以て現實にして終局的なる目標なりと認めんとす

敎育上の直接目的

一、知的敎育　釋放後に於ける實生活の必要程度を考慮し學科（文通、記帳、計算公民的常識等）を授け知的生活能力を指導開發すべきこと

二、情意的敎育　知的敎育は之を必要程度に止むるも道德的敎育殊に情意の陶冶には最も力を注ぎ先づ個別的に情意の自然なる發露を促し之に臨機の指導を與ふる

の方法を採り社會適應性を養成すべきこと

三、體育　屋外運動の設備を爲し適當なる運動をなさしむ又作業としては體質に應じ勞動作業を課し其の能力を發達せしめ體育を强健ならしむると共に勤勞精神若くは習慣を賦與せしむべきこと（左れども現在に於ては勞働業の設備不充分なれば之を全からしむる爲め努力中なり）

教育の施行方法

直接教育施行の責に任ずる教師は先ず心理學的考察を中心として個性の內面に滲透し各個性の實想を把握し領得するを緊要と爲すを以て常に收容者と接し之に親しみ相互の間慈父慈母たり愛兒寵兒たるの境地に到達し之を以て現實なる教育的活動の出立點たらしめんとす而して之に應ずる一端として或は樹下に或は花壇にベンチを配し又は談樂室、談話室內の小禽の傍を利し又は屋外小動物の間に伍して收容者に接し相互の接觸融和を計ると共に之を以て規定上の教授科目時間に捉はれざる妙趣の有効なる教育的活動と認め兩者相俟つて教育上の綜合的效果を庶期せんとす

◇個別的教育　個別的なる教育は收容者の各個性を檢診し之に適應する處遇治療を施さんが爲め各個性を三ケ個性に分類（現在設備にては之以上の分類處遇は困難なり）し處遇治療を施し少れり學科教育も亦其の分類に從ひ個別的に教育を爲す即ち個別的に教場及び授業時間を異にし各別に教授を施せり

◇教授學科目　修身、國語、（讀方、書方、綴方、算術、珠算、筆算、暗算）地理、歷史、理科、（公民の所謂常識涵養として）唱歌、體操とす

◇學科教育時間　每日の教育時間は　學科二時間、體操運動（二時間乃至三時間季節に應じ時間を伸縮すれども二時間以下に下さず又運動は午前、午後の二回に行ふ）とす

學科授業時間は個別的に左の如くに之を定むるも教師は日々の教授に際して就學者の狀況に注意し就學者が氣候天候等に因る影響として教授上不良の傾向を認むる場合の如き時間內授業を中止し又は適宜の教育を施すことの自由を認めり又體操運動場に於ても體操運動等其の誘導に努力するも强制することは全然之を排せり

◇學科授業時間—個別的分類（分類名稱は設備の方位名稱に依れるも假りに甲乙丙とす）

甲	二時間	五十分限　二回
乙	同	四十五分限　二回
丙	二時間	三十分限　二回

◇學級の編入及進級—入所者ありたる場合は其の學歷を調査し小學校各學年の程度に依り作成したる學力檢定用紙に依り實力を檢定し相當學年に編入す學科中實力が學年に伴はざる學科（主として算術なり）あるときは其の程度學年に編入す

進級は普通一學期を六ケ月と定むるも能力あるものは隨時進級せしむ

◇教育設備

教場	二室	
圖書室	一室	隔日一時間入室
娛樂室	一室	同
談話室	一室	圖書室、娛樂室入室時間內
運動場	一ケ所	運動器具器械を設備す
土俵	一ケ所	相撲
プール	一ケ所	
花壇		
ベンチ	一〇個	
小禽	各種	
動物		

◇教　師

教師（兼務）	一人
囑託	二人

教育施設と各部との聯繫

右教育上の施設は特殊行刑の一面として前上の根本概念に立脚し之が適正なる運用を期するは素よりなるも當少年刑務所の行刑の自體は一個の特殊教育とも見做すべきものなるを以て一般處遇上教育外の關係各部は之と共應して教育上に全一的效果を收めんことに留意し常時直接する看守に於ても教育的指導者たり養護者たるの觀念に基き服務せしむ要するに刑務一體の精神を體して處遇治療の目的を達成せしめんことに力めり

（昭和三、八）

▲讀者より

辻番記官の巡閲を
迎へて　松本　上條　求

信濃路の山も嬉しく迎ふなり
待ちにまちたる今日の巡閲

ねもごろに敎へさとせる其の君の
君の姿ぞ雄々しかりけり

矯正図書館

海外時報

Juries and Insanity Plea

陪審官と發狂の抗辯

―ニューヨークのリーマス事件―

近來アメリカにリーマス事件（ケース）として女房殺し事件が非常な評判になつてゐるが、刑事被告人なるオハヨー洲のヂオージ・リーマスなるものが「一時的發狂」の理由により陪審官によつて無罪とせられ、續いて事件は迷宮に入りたるより、測らずも世論を沸騰せしめたのである。このリーマスなる男は禁酒法施行以前までは藥劑商のクラークであつたのであるが、禁酒法施行後直ちに酒のブートレッグ秘密賣買で一躍百萬長者となつたもので、今度の事件といふのは、禁酒法違反でヂオールヂヤのアトランタ刑務所に拘禁され、刑期を終りたる後、「犯罪史上稀に見る冷酷な方法で」己の妻を殺害したのである。いつもの常套の「くろうと精神病醫」の證言により、辯護人より一時的發狂（transitory insanity）の抗辯のなさるゝや、陪審官（ジュリー Jury）は直ちに被告を無罪としてしまつたのである。是に於て、プロベートコートでは彼を瘋癲病院へ送つたのであるが、然るに、控訴院（Court of Appeals）は直ちに時を移さず彼を精神健全なりと宣言（デクレア）したのである。其後引きつゞいての裁判上の紛糾のため本人は今尚ほ瘋癲院に在るのであるが、彼は後の裁判所の決定に基いて、盛んに釋放せられんことを訴へて已まないのであ

る。今や、全國の新聞紙は筆を揃へて、「陪審員は何をしてゐるのか」、と詰問してゐるのである。

是に於て、アメリカの刑事司法の缺點を改良するの目的を以て組織せられたるニューヨークの國民犯罪調査會（National Crime Commission――一九二五年創立）は、裁判上にかゝる奇怪事の行はるゝを防止すべき立法の必要に動かされて、「陪審員と發狂の抗辯」（"Juries and Insanity Plea"）なる問題を研究するため特別委員を擧げて調査に着手したのである。一年間の調査の後、この特別委員――委員長は前きの大統領ルーズベルトの女リチヤード・ダービー夫人――は今回その報告書を發表したのである。報告書に曰く、

『其智識よりするも訓練よりするもかゝる問題を判定するの不可能なることの明かなる十二人の素人の手に、被告人の精神上の責任能力についての困難なる決定を委ねるの全然共當を得ないことは、今度のシンシンナテイ（オハヨー州）の裁判所に於けるヂオージ・リーマスの審理で明瞭になつたのであつて、終に此の委員會をして此の問題につき特別の報告を爲さしむるに至つたものである。

此の審理に於て覺醒されたる興味と憤激とが、此の事項に關する我が法律手續を全く一變せんとする一般公衆の要求を喚起せんことは吾人の希望して已まない所である。而して我が委員は、特に此の際、マサチユセツツ及びコロラドー兩州に於て已に久しく此の方面に改良の施されし來りて、裁判手續の組織に多大の好結果をもたらしたるの事實に世人の注意を喚びたいのである。兩州では、被告人の精神の健不健に關する決定を陪審官より移して、之を當事者と全然利害關係なき精神病研究の專門家の手に置かんとするの、根本的に健全なる方案を採用したのである。

若し他の州にしてマサチユセツツ州の爲したる所に倣ひ、此の智慮あるシステムを採用するならば、リーマス・ケースに見るが如き今日のアメリカの司法制度に存する恥づべき事態を矯め得べきこと少なからざるべしと信ずるのである』

此の特別報告を公にするに當りて、國民犯罪調査會の會長、ニュートン・テイ・ベーカー氏が其緒言に曰へる如く、「發狂（インサニテー）の抗辯は、被告人の所爲を精確に說明するものとして善意に提起さるゝよりも、むしろ屢〻正當なる判決を逃がれんとするの方法として被告のために申立てられる場合が多いのである」而して、その犯罪にして如何

に極惡なるにも拘らず、陪審官は精神病醫達の相撞着する陳述のために當惑させられがちで、進退兩難の立場を逃がれるため無責任に評決（verdict）を下してしまうのである。犯罪調査會の委員は、かゝる弊害は一つに被告人の辯護能力を決定するのを十二人の素人にぬげの不合理なるに因るものとし、被告の精神の健否の問題が擡起された場合には、いをなするは無理中に於てせず審理前に爲さるべきこと、且、判事（ジャッジ）がこの問題を處理するに當りては、精神疾患の研究に特に訓練ある、當事者と全く利害關係なき專門家を援いて其の助力に依るべきものとの二ケ條の提案をなしてゐるのである。ペンシルバニア州のフイラデルフヒアの「レコード」紙は、この提案を是なりとし、且つ曰く、

『かゝるシステムは已に久しく試驗せられて、顯著なる成績を收めてゐるのである。アメリカの三十一州に於ける百箇以上の裁判所は今日政府に雇用せらるゝ精神病學者の力を借りてゐるのである。一九二一年マサチユセツツ洲の議會で通過した法律によりて、殺人犯によりて告發せられたるもの、又は嘗つて重罪の有罪宣告を受けたるもの、又は、一度以上犯罪のかどにて告發せられたるものは、其者の犯罪責任能力の精神疾患又は精神缺陷に因るものなるや否を定むるため、政府の一局なる精神疾患局（State Department of Mental Diseases）によつて診斷に付せらるゝのである。而して、其者の精神狀態に關するレポート（報告）は豫審廷に收められ、原被双方の辯護人（ローヤー）の參考に資せられ、證據（エビデンス）として取扱はるゝのである。此の方法は非常に効果のあつたもので、被告が殊更に反對說を持して相下らざる二人以上の精神病醫を雇ひ入れるといふこれまでの怪しからぬ常套手段を阻止することができたのである。現在ではマサチユセツツ州には被告がかゝる手段に出づるケース（事件）は平均一年一回にも達せざるほどである。

コロラドー州に於ては、發狂の抗辯をなす被告は精神疾患のための州立病院に送られて診斷せらるゝのである。而してその報告あるを待つて、裁判所は專門家を鑑定人として發狂を法律上の爭點として審理すべきや、はた又た、公訴狀に從ひて審理すべきや否やを決定するのである。

その論理と經驗との二つの點より見て、凡ての州に於ても發狂の抗辯がかゝる方法によつて取扱はるべしとの犯罪調査會の委員の結論は正しいものである。何となればこの新しいシステムは毫も犯人を利することのないば

かりでなく、更らに一層社會防衛の具としての刑事司法の功を大ならしむることができよう』

マリーランド州の「サン」紙はこの委員案に反對する少數の新聞紙中の一つで、曰く、

『十二人の素人が其人達だけで其まゝにして置かれゝば、厲る犯人の精神の健不健につき一致することがあろうか、十二人の精神病學者の說が一致するとは誰も信ずるものはあるまい』

この反對論に答へてゐる多くの新聞紙は、若し精神病學者が原被双方で雇入れらるゝものでなければ立派にの說は一致するのである、と曰つてゐる。

ニューヨークの「ポスト」紙の曰ふ所によれば、

『發狂の抗辯に對するこの處置方法の直ちに採用せらるべきは論を俟たざる所で、吾人はたゞ各州の之れに倣ふの遲々たるに呆れ、てゐるのである。わが法廷は怪聞に次ぐに怪聞を以てして今日では終に全く現在のシステムに於ける社會の信用を破壞してしまつたのである。人事に缺陷多きを知り、容易に是非の批判を下さゞる人さへも、我等の裁判所に於て發狂の抗辯の取扱はるゝ方法については殆んど敬意を拂つてゐる風さへないのである。然るにも拘らず、革正の步は遲々として進まないのである。

今回、犯罪調査會の委員より提唱せられたる改正案に從つたならば、發狂の抗辯に基く無罪の宣告は以後止むに至るべしと思はれるのである。固より發狂者はインデアンドに於けるが如く、病院に收容せられて、患者として取扱はれ、自由なる生活が危險なりと認められゝ間は放ち還らしむることなかるべきである。七年前に於て陪審官に代ふるに專門家を以てしたマサチユセツツの實驗は、アメリカを通じて同じ改良に從事すべき日の遠からざるを證して餘りあるのである。』

リーマス・ケースの如き裁判上の失體を除くには他に道はないとニューヨークの「ウオールド」紙は曰ひ、ケンタツキー州のルイスビルの「クーリア・ヂヤーナル」紙は

『我が司法のために爲すべき最良の方法は州政府の官吏たる專門の老練家をして決定をなさしむるにある。瘋癲院に入るには餘りにセーン（精神のたしかな）で犯罪の責任を負ふほどにはたゞかでないとの診斷を下さしめるために報酬の高い老練家を雇ひ入れるほどの富を有つてゐる人に、かゝる費用に堪へない被告の有つことのできない裁判上の利益を與ふるの惡習慣に止めを刺すことができるであろう。』

Literary Digest, June 23, 1928

矯正図書館

Murderous America

殺人國

アメリカ

アメリカの都市で、その人口三萬六千より三百萬に至る四十三箇の都市は赤化したロシヤの二大都市なるモスカウ及びレーニングラードよりも更らに一層まつ赤な陰惨なる殺人記錄を有つてゐるのである。とはニューヨークの生命保險會社の統計家たるドクター・フレデリック・ホツフマン氏がニューヨークの保險雜誌「スペクテーター」誌上で發表した最近の報告中に現はれた驚くべき報道である。一九二七年に於ては合衆國の百二十二箇の主たる都市に於ける殺人率は人口一萬人につき一人が生命を奪はれてゐる割合なのである。

氏は人口三萬六千より三百萬に至る二十六箇のアメリカ都市に於ける人口十萬に對する殺人率につき次の表を掲げてゐる。

都市	1926	1927	增減
サヤクソンビル(フロリダ)……75.9	54.0	—	21.9
タンパ（同）……67.6	39.9	—	27.7
バーミンガム(アラバマ)……59.8	63.0	4.2	—
オーガスタ(ヂオルヂア)……44.9	24.9	—	20.0
メムフヒス(テンネシー)……42.4	69.3	26.9	—
ニューオルレアンス(ルヰジアナ)……33.7	32.0	—	1.7
サバナ(ヂオルシア)……32.7	35.1	2.4	—
カンサス・シテイ(ミツソーリ)……32.3	26 3	—	5.7
ダラス(テキサス)……32.0	14.7	—	17.3
チヤールストン(サウスカロライナ)……29.7	20.0	—	9.7
ナシュビル(テンネッシー)……29.2	28.3	—	0.9
モビル（アラバマ）……28.4	25.1	—	3.3
ルイスビル(ケンタッキー)……26.7	不明	—	—
フーストン(テキサス)……25.8	23.0	—	2.8
デトロイト(ミシガン)……25.3	18.7	—	6.6
サクラメント(カリホルニア)……21.8	14.7	—	7.1
リツトル・ロツク(アーカンサス)……21.1	23.2	2.1	—
ヘンダロ（ヨラドー）……20.5	15.9	—	4.6
カンサス・シテー(カンサス)……18.8	14.5	—	4.3
セント・ルイス(ミツソーリ)……18.6	16.2	—	2.4
シンヒンナテイ(オハヨー)……18.2	20.1	1.9	—
ウインストン、サレム(ノースカロライナ)……18.1	13.0	—	5.1
ホート・ウオース(テキサス)……17.5	18.3	10.8	—
ノックスビル(テレネッシー)……17.2	23.5	6.3	—
メーソン(ヂオルヂア)……15.2	26.6	11.4	—

ローノーク(ヴァージニア)……14.5 30.1 15.6 —

ホフマン氏は報告の中で述べてゐるのである。

『ボームス法の制定（一九二三年ニューヨーク州の上院議員ボームス氏の提案による同洲の改正刑法を曰ふ。四犯を終身刑に處す。嘗つて刑政誌上に報しをきたり）警察力の充實、國家的並びに地方的の犯罪調査委員の設置、及び死刑宣告の增加等の犯罪防止手段の次ぎ〳〵に施されたるにも拘らず、アメリカ都市の殺人記錄は依然として我が文明の汚點として殘つてゐるのである。大體の情況を察するに、全國の百二十二箇の主たる都市の內で五十一都市に於ては一九二七年中殺人率は增加してゐるのである。一九二六年のイングランド及びウェールスに於ける殺人率は人口百萬につき僅かに七件であつたのに、アメリカの都市では百萬につき一〇四件の多きに達してゐるのである。

吾人は法律の勵行ということを始終耳にするのであるが、然し我等の司法並びに警察機關は主として禁酒違反事件にたづさはつてゐるのである。アメリカの警察官は智慧が足りないとか、警察行政は能率を欠いてゐる、とかの非難があるが、それは誤りで、恐らく世界の何處の國のものとも大した異りはないのであろう。我がアメリカの現在の犯罪狀態の眞の原因ともいふべきものは恐らくアメリカ人の性格の變化したといふことに見出さるべきであろう。何となれば老弱男女貧富の別なく、黑人も白人も、國民のあらゆるエレメント（構成分子）が殺人犯者の長いリストの中に代表されてゐるのを見てもわかるのである。只だ此等の殺人犯者の大部分に共通な特色ともいふべきは、近代生活の嚴嚮な現實と適應して行くに足るキヤラクター（性格）を欠いてゐることである。是に於てか、智能の發達と物質的な目的とを過重してゐる我が教育制度に根本的に重大な過誤が存してゐるのではあるまいかとの疑問が生じて來るのである。

性格の軟弱といふことは、近年特に目立つて來た殺人犯者のタイプ（型）の主たる特質である。我等アメリカ人は決して法典中に置くべきでなかつた奢侈禁制法（サムプチュアリー・ロー）（禁酒法）を勵行せんがために却て無數の犯人を製造しつゝあるのである。

我國の殺人犯について特に驚くべき事情といふのは、全國に亙りて火器の容易に手に入れられることである。我が殺人犯の現在の、狀態をコントロール（取締）しようと思へば、先づ第一に、各人が開明の社會に武器を携

ふる權利があるといふ法律上の擬制を除き去らなければならない。火器の販賣は、嚴重な警察の取締ある場合の外、絶對に禁ぜらるべきである。

ホツフマン氏の擧げた數字に現はれた、アメリカの「異常にして怖るべき殺人記錄」は、英國で非常な注意を惹き起してゐるのであつて、「マンチエスター・ガーデイアン」紙はドクター・ホフマン氏の報告のためにニュース欄の全部を割き、特に長い社說でその評論を試みてゐるのである。「現在手に入れられる數字について更に一層詳細な細部が試みられたならば、かゝる怖しい記錄を生じた諸原因を十分說明することができたであろふが、ホフマン氏の數字だけでも、有效な犯罪防止手段たるためには、刑罰は確實で迅速に犯罪に伴つて行かなければならない、といふ何人にも解り切つた根據のある結論を力づけるものである」と記者（エディター）は言ひ、尙ほ此の意見を支持するために、記者は「ノーウエー、スウエーデン、デンマーク、和蘭土、及び獨逸聯邦中の或るもの」如き、已に死刑を廢止し、廢止せざるまでも過去數年來實行されなかつた國々に在りては其處では刑罰を逃れるチヤンスが甚だ稀れであるためであるかもしれないが、殺人犯は極めて少ないのである」と語り、尙ほ、「私刑」（リンチング）（Lynching）——アメリカに於て白人が黑人に對して行ふもので、今日では甚だ少なくはなつたのであるが、猶ほ熄むには至らないのである。現に、去る六月二十八日テキサス洲のフーストン市で民主黨（デモクラット）の大統領候補の豫選會が擧行せられた時も、市中で白晝リンチングが行はれたのである——は人間の獸性の現はれたもので、合衆國以外には嘗つて聞かれない殺人の一種である」と曰つてゐる。記者は更らに筆を進めて、

「嘗つてムツソリーニを暗殺しようとした青年が其場でリンチせられたことがある。ロシヤでは、大新聞の農村通信員と稱する共產派の密偵が、農民の行動を政府に報告したゝめにリンチされたことがある、ザー（皇帝）時代のロシヤでは、チユウ（猶太人）やヂプシー（一派の浮浪民）がリンチされたことがある。然しながら、私の箇人として多數のものが巡査の手から罪人を奪ひ、妄りに己れの手中に法を執り、或は射殺し或は生きながら焚殺するが如きは、ロシヤやイタリーでも聞いたことはないのである。幸にして近來アメリカの輿論の攻撃がきびしくなつたゝめに、リンチングは著しく減じて來たのである。一九二六年には三十件のリンチングがあつたが、昨年は十六件に減じたのである。今年になつては五月に

ルイジアナ洲で二人の黑人がリンチされたまでは一件もなかつたのである。しかし最も忌むべき出來事ではあるが、リンチングはアメリカに於ける殺人のほんの僅かな一部に過ぎないのである。

アメリカの殺人記錄は、之を他の國に比べると眞に戰慄すべきもので、イングランド及びウエールスに於ては殺人犯は最近十年間に人口百萬につき五乃至八件に過ぎないのである。然るに、合衆國の都市に於ては、殺人犯は年を追ふて增加し、一九〇〇年には人口百萬につき約五十件であつたものが、昨年に至りては殆んど倍加して百件に及んだのである。ロシヤに比べて見ると、只だこの國だけはアメリカのレコード（記錄）に近いのであるが、然しながら、ロシヤは人も知る通り革命と內亂で一國混沌たる有樣で、殆んど凡ての人が武器を持つてゐて、大軍隊の瓦解のため流賊の橫行は殆んど當然の結果となり、暴虐な獨裁政治は人間の生命を極めて安價なものに思はせるような模範を示したのである。然し、殺人はその當時尋常事ではあつたが、合衆國に於けるが如くにしかく尋常普通なものではなかつたのである。イタリーも戰後の騷擾を經て、現在も恐怖政治の下に在るのであるが、殺人は合衆國に於けるよりも遙かに少いのである。何故に、アメリカのみかくも殺人の多く行はるゝかは、獨りアメリカの問題ではなく、廣く文化史上の問題として、社會學者　心理學者、行刑學者の心を潛むべき所である。」

Literary Digest, April 21, 1928

◇古來その名を讀へられる禪僧には、非人乞食の如くに、汚幅を顧みなかつた人々が多い、盤珪和尙などもその一人である、好んで襤褸をまとふわけは無いが無理算段をして衣美食を調へることをしない。

◇和尙は伊豫の大守や赤穗の大守に歸依される前、江戶に遊學してゐた頃には、港草の駒形堂の椽下あたりにゴロ〳〵してゐた。堂の前で馬をぶつたゝき自烈てゐる武士を見て椽下から這ひ出し「馬と爭う樣では駄目だ」といつてやつたのが緣で、段々武人の間に歸依者を得ることになつたのだ。

【海外視察第二信】

香港より（下）

正木亮

ヴイクトリヤに四人の日本人がつながれて居ります。その中の三人が内地人で一人は臺灣人であります。彼等はわたくしを凝視して居ります。わたくしも亦彼等を見つめたことでありました。彼等は別段恥しさうでもないがわたくしは異國に於てわが同胞が罪を犯したことに對して恥しさを感ぜずには居られませんでした。

彼等は製本屋として支那人の中にまじつて仕事をして居ります。日本人は支那人よりも優越な人種と考へられて居るのか座席は支那人の中央のところに設けられて居ります。彼等はそれに優越を感じて居るらしい。彼等の居房には藁布團が敷かれて居ります。差入を許されたのださうですが今年四月號の「現代」といふ雜誌とサンデー毎日とが入れてあります。歐羅巴人がベツトを貰ひ支那人がござ一枚を敷物としてもらつて居るのに對して日本人が藁布團を貰つて居るのは日本人が此の土地に於て相當に敬意を拂はれて居る左證でありましよう。

總て民族闘爭は監獄の中にも及んで居ります。日本の國の強いことは外國に於ける犯人の上にも及ぶことであります。上海に於て氣を腐らせたわたくしは香港に於いていくらかの安らかさを見出すことが出來まし

た。だが、亡國の民としての印度人、戰亂にあき〳〵して居る支那人、彼等は矢張り世界の劣等人種として扱はれて居るのであります。哀はれなる者よ、汝の名は印度人と支那人とである。

これを思ひ彼を思ふときわたくしは祉國の爲政者達に希はねばならぬ。あなた方の國の扱ひ方によつて在外日本人はおのづからに運命を左右されることになるのであります。政党戰に疲弊困憊するとき何人が一番影響を受けることでしやう。その結果はわれ〳〵日本人をして支那人のそれの如く劣等なものとして了ふのであります。

香港の監獄に於ける四人の日本囚人はそれを暗示するが爲めに囚はれて居るやうに思へたことでありました。

此の監獄にはヨーロッパ人が三十人ばかりと右の日本人達との他は總て支那人と印度人とであります。さうしてヨーロッパ人は他の人種のものと分隔して取扱はれて居ります。

◇　◇　◇

監獄作業はかなりに大きく秩序立つて經營されて居ります。殊に印刷に於て之を見ることが出來ます。印刷機が相當に備へ付けられて居る他に活字の鑄造器、截斷器、製本器などが欠けるところなく備つて居るのですから注文品が約束の日より遲れるといふやふなことはないさうであります。案内して呉れた六十あまりの老看守長はわたくしに印刷と木工とさうして靴工とが職業訓練上有能なものだとして力が入れられて居るのだと申しましたが、わが日本に於ける方針と少しのかはりはないやうであります。わたくしは茲に昨年中の作業成績を擧げて置くことにしましよう。

一番盛んな作業として擧げねはならぬのは印刷と製本 Printing and Bookbinding とでありますがその就業費は七万四千八十二弗四十九仙（今日の香港弗は一弗が日本金の一圓十錢ばかりになつて居ります）でその賣却價値は二十万八千百四十九弗七十八仙であります。それに次ぐ洋裁縫は就業費を二万六千二十四弗八十一仙をかけて二万八千五百九十

九弗五十九仙に賣却して居りますから純益は二千五百七十四弗七十八仙になつて居ります。その他洗濯で一万三百六十六弗三十一仙の純益を得、木工では一千百八十七弗三十一仙の利益を擧げて居ります。總て十二種の作業種類になつて居りますがその就業費は總体で十三万二千七百十二弗九十六仙、賣り上げが二十八万七千六百四十二弗四十仙でありますから差引監獄の利益は十五万四千九百二十九弗四十四仙になります。監獄當局はやはり日本と同じやうに民業壓迫の問題に考慮して居るのか大部分は官廳の仕事をやりながら自給自足主義に向つて進んで居ります。その努力は過去十年の中に作業收益に非常なる增加を來して居ります。わたくしはその經過を明かにする爲めに十年間の統計を擧げて置きましよう。

年次	支出	收入	收容費	一人當りの維持費
	弗	弗	弗	弗
一九一八	一〇・八六五一・九五	七〇・七四七・九七	三七・九〇三・九八	六三・〇七
一九一九	一三・五五〇・一六	六九・二七七・〇七	六六・二七三・〇九	八七・六六
一九二〇	二五八・六〇九・一七	六六・五四七・六一	一九二・〇六一・五六	二五四・三七
一九二一	二九七・九七〇・五六	七九・六三五・七三	二一八・三三四・八三	二八六・七八
一九二二	二九一・一七五・一二	一二六・一二四・六二	一六五・〇五〇・五〇	二〇九・七二
一九二三	三二四・六九八・二六	一一七・三〇二・二二	二〇七・三九六・〇四	二四〇・八八
一九二四	三七五・一五八・一四	二一一・六六四・〇三	二五三・一三七・一一	二三七・五六
一九二五	四六二・八二七・一四	一二二・二二一・二〇	三四〇・六〇五・八四	三〇五・二〇
一九二六	四七二・三三七・四二	一四八・六六七・〇八	三二二・六四〇・一二	三〇六・一一
一九二七	四九三・三九八・八八	一五四・九二九・四四	三三八・四六九・四四	二八四・六七

一九二七年中には一千三百八十五万七千百六十種の印刷がされたさうです。それを一九二六年に比較すれば昨年中に前者は五十四万種の增加であり後者は二万九千冊の增加になつて居ります。

七百人の收容人員といへばわが日本でいへば豐多摩よりも少さな監獄であります。その少さな監獄に之れ

丈けの活動をやつて居ります。地の利を占めて居るといへばいへるでありましよう。だがそのヴイクトリヤを支配して居るマクラウド氏の爲めに自動車やサイドカーがしつらへられて居るわけでもなくまだ作業用の自動車やサイドカされてゆくのであります。囚人たちは作業の向上とともに待遇を改善位や格式の問題ではない。おのおのの誠心誠意の上に立つものです。やつぱり行刑は地からず隱退するといふことです。みんなが惜しんで居るさうです。だが。人のいゝフランクス氏は此の十年間の成績を置土産に安樂な餘生を送らうとされるのださうであります。

◇　◇　◇

香港の監獄は累進制度のプリンシプルの上に立つて居ります。明治五年のわが監獄則を讀む人はそこに累進制になぞらへたあるものを見出すでありましよう。それこそ此の監獄に學んだものであります。わたくしは細かしい累進制度の學理に付て今此處に書く暇もないしわが隨筆の中に學理を論述することは益のないことでもあります。只この監獄がそのプリンシプルの上に立つて居るといへばそれで濟むことであります。

累進制度がとられて居る反面に於て懲罰がいかにも幅をきかして居ることが不合理に考へられます。しかもその懲罰はイギリス式の笞罰が特に重きを爲して居ります。案内の看守長は如何にも當然であるかの如くわたくしに三種の笞を見せたことでありました。その一つは九條笞であります。九本の麻製の細引を根本でくくつたものであります。今一つは木の枝を八本程たばねた一つの笞であります。最後のものは三尺ばかりの竹の杖であります。囚人等は犯則の輕重によつて二十四打以內そのいづれかによつてうたれるのであります。恰も動物の如くに打たるることでありましよう。慈悲の笞が實際に行はれるならば洵に結構なことであります。だが親身の親子にあらざる限りどうして慈悲の笞を下すことが出來るでありましよう。そこにわたくしは笞罰の價値を認むることが出來ないのであります。

此の度の國際委員會にイギリスは笞打の數を何本にしたらよいかといふ問題を出して居ります。わたくし

は何本にしたらの問題でなくて廢止しなければならぬといふことが問題にされねばならぬと考へるのであります。だが香港では此の種の懲罰を適用することが極めて少いやうであります。昨年懲罰に處したものが實に六百十六件に達したさうですがその中笞罰は僅かに十三件に過ぎなかつたさうです。他の懲罰はとにかくとして體罰 Corporal Punishment の行はれて居るあいだ香港には未だに笞の遺風がのこされて居るのであります。

運動場を參觀する人はそこに累々たる鉄丸を見受けるのでありますがその重きは約一貫五百目ほどありまず。犯則者のあるものはそれを三十分はこびつゞけて一休みし、また三十分はこびつゞけるのであります。日本では海軍監獄ですらそれを止めたのに此處では未だにそれがのこされて居ります。そのほかに減食罰が三等に分れて居りまするし、輕屛禁も存して居ります。役人はそれを武器としつゝ囚人の改善に努力して居るわけであります。劍を片手に、さうして片手にお菓子を差し出したところで、その御菓子を食べる犬がありましようか。かゝるお菓子を與れる人に犬が馴れて與れるでありましようか。今日のビクトリヤ監獄は將にそれであります。

◇

ビクトリヤ監獄には役人が一五〇人ほど居ります。その中でアンダー・オフイサーが百五人で上級官吏は四十五人であります。下級官吏は印度人と支那人で上級官吏はヨーロッパ人であります。よくしつけられたる印度人は中々によく威張つて居ります。彼等は矢張り下級官吏としての威嚴を威張ることに見出さうとして居るやうです。

幹部は監獄官が一名に副監獄官が一名。それに醫者が一名に藥劑官が一名。作業技師が三名居ります。教誨師は各宗派に亘つて六人ほど居ります。ローマン・カソリックの宣教師とカソリック・オブ・イングランドの宣教師とロンドン・メソヂストの宣教師が各一名づゝに支那人の教誨師が二名に日本の特志宣教師が一名居ります。何れも無給ださうです。各國からおのおの特志の宣教師が出て居るのに日本人にはそれがつかな

かつたものですから監獄の方から日本人團にすゝめたのださうです。そこで今日では中和洋行の主人である岡本氏が一週間に一回づゝ信仰の話をしにゆかれるのださうです。香港はまさに八宗混合のありさまです。だが別に弊害もなささうに見えます。

香港の衛生狀態は極めてよいといはれて居ります。役人の中にマラリヤ病や赤痢にかゝつたものが去年は一人もなかつたさうです。だが不幸にして囚人の中には十四人の死者が出て居ります。

わたくしには香港の監獄が大體に於て氣持ちよく感ぜられたことでありました。建物が古くても制度に舊式なものが殘つても管理がよければマクラウド氏やフランクス氏の努力から新しい何物かが得られるやうな氣持ちがするのです。二人の人はたしかに香港のマコノキーでありクロフトンとしての氣持ちを持つて居られるに違ひない。

◇

船は今南支那を一路シンガポールに向つて居ります。島も見へねば一羽の鳥も飛ばない。午後三時頃どこかの大きな商船と行きちがつたときそゞろに、學生時代によんだハウプトマンのアトランチツクを追憶したことでありました。溫度は既に九十度にのぼつて居ります。ソーシヤル・ルームでは麻雀をやる人、碁を樂しむ人、トランプを戰ふ人。おのおの惰氣と享樂とにうぢやぢやけて居ります。たゞ遙か右舷に三日月が淋しくかゞやいて居ります。（四月二十二日日曜日　諏訪丸にて）

▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽

府中刑務所をたづねて【一】

鐵窓學人

國分寺と刑務所——府中刑務所？——蓮華紋の甍から滋雨の惠み——七層塔の望見——藥師如來は國寶——布目瓦——武藏國——國分寺は護國の寺

△▽△▽△▽△▽△▽△▽△

府中刑務所？そんな名前の刑務所は何處にありますかと人は問ふ、それはご尤である、大正十二年の大震災に大破を蒙つた巢鴨刑務所の移轉地、東京府北多摩郡府中町の建築場（新宿より京王電車に乘り府中町下車所要時間約一時間）である、所在地の名を冠して云つたに過ぎないおことわりをしておく、府中刑務所の建築豫算は總額三百十萬圓、敷地は八萬五千餘坪、大正十三年九月十九日草分に着手、以來工事はドン〳〵進み現在は稍其形を窺ひ得る建物がなつた、この敷地は前泉二行刑局長閣下と大震災當時刑政の全責任を負ふた現松井行刑局長閣下（當時の主席書記官）は現巢鴨刑務所長佐藤乙二氏と移轉地をこゝに定められたときく、廣い土地、その地價、交通、衛生、其他諸般の事項に付多大の考慮と國手は非常な不快感に打たれ憤怒する、それと反對にお前の先祖は八幡太郎義家だ、などゝ云へば得意滿面、酒の一升位は買ひそうな調子になる、又居は氣を移す言葉の如く自我を構成する住所にとつても同じことで、お前の屋敷は昔火葬場の跡だ、と云へば系統的に考へたと同じように不快の感に打たる、故に私は「府中」を歷史的に考へどう云ふ感じを與へられるか、一面敎化の機關たる刑務所と結び付てみたいと思ふ、史實に付ては特に諸氏の御叱正と御敎示を願つて置く。

△

日本へ來たとりこだよ、などと云へば相

△▽△▽△▽△▽△▽△▽△

省線國分寺驛、その一帶は國分寺村昔の武藏國分寺址である、當時國分寺の主なる建物は、西院、北院、本坊、七層塔、金堂、講堂、僧房、南大門、などで境内十町四方、實に三十六萬坪日比谷公園の七倍餘にあたる、試みに國分寺驛より多摩川に通ずる俗稱砂利線の西側西院址より、遠く七層塔の址を望む廣莫たる桑田の耕道は、とても十町ではきかないと思はれる、その長い耕道又は畔道の夏草を分けて見れば、布目瓦の破片は石ゴロのように散在し、當年の廣大さがどんな素人にもうかゞわれる、布目瓦を手にした私は、千二百年前の昔を今になして見たい感じがムク〳〵と起つて來た、そしてその壯大さ！結構さ！

刑務所は此の廣大なる國分寺址の南隣に位し、南大門があつたなら軒を並べて、堂塔の八葉蓮華紋の甍から、罪の子の家に雨の滋ひの惠まれたことであらうと思はれる。

△

俗に五重の塔と云ふが國分寺は七層塔

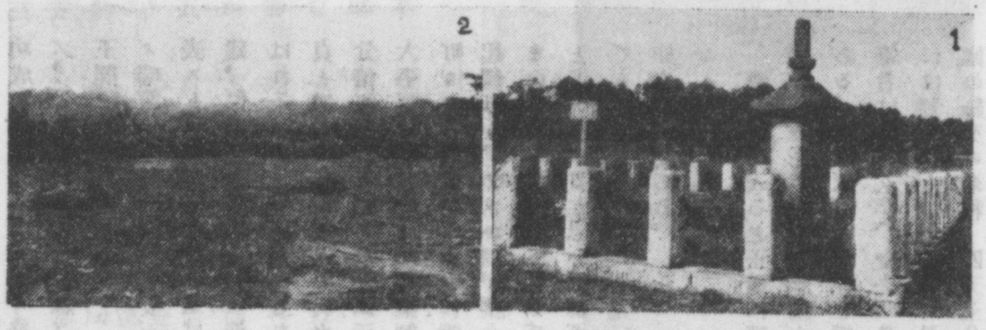

2

1

であつた、幾千貫か知れぬ礎石は、野草の花の間から黑い顏を現し當時の高層を物語つて居る、大塔址として大正十一年內務大臣より史蹟の指定を受け、寫眞〔1〕のように石垣で保存せられてある、石垣の間からくろ〳〵見へるのが礎石、中心の石は圓き穴があり、圓の直徑二尺四寸深さ一尺五寸ある、圓穴の穿工は圬みで現代石工の技と毫も異はない、吉田東伍先生著大日本地名辭書に、徑一尺深さ四尺餘是れ七層塔の礎石にして、圓穴は心柱の穴なるべし、とあり、此の寸法い何かの間違ひであると思ふ、私の寸法は實測したもので間違ひはない、その圓穴の礎石を中心として梅鉢の紋樣形に數個の大礎石が配列せられてあるから、礎石の大部分は失はれてはなく其まゝであると思はれる、尙前記著書に此所もとよりの舊跡か或は外より堀出せしを此所に移して置くものか今詳ならずとあるも、此邊一帶天災地變耕地整理等の變化を諮ぜざる現狀、並に金堂礎石の存在寫眞〔2〕に徵し、七層塔址なることは何等の疑ひを入るゝ餘地なし、徑二尺四寸の圓穴と礎石の全表面より推考するときは、心柱の大さは直徑二尺約二尋廻り程なりしことを想定することが出來る、高層幾百尺なりしか詳ならざれども、不忍池畔から上野東照宮の塔を木の間がくれに望むように、刑務所から拜める位であつたらう。

△

國分寺の本尊は藥師瑠璃光佛、阿彌陀如來、釋迦牟尼

佛、世人是を三佛堂といふと縁起に書かれてある、今日殘つて居る本尊は行基菩薩の作といふ、丈け七尺二寸の藥師如來で大正三年國寶に選定せられた、寫眞〔3〕藥師如來は衆生の病氣を治し法藥を以て無明の迷をさます佛樣で、われ〳〵の心身共に加護し給はる御本尊である、少し後方岡の蒼蒼たる松樹の林の中にある藥師堂即ち醫王山寶勝院に安置せらる、醫王山——藥師を安置するから出來た名であると思ふ命名法として巧みである、國分寺は仁王最勝王等の經文を誦讀する「護國」の寺であるから、お經の名をとつて寶勝院と名付けたのも不思議でない、仁王門は建武二年の建立にして、今より約五百九十年前のもの、古色蒼然として昔をしのぶに足る建物である、本尊藥師堂は寶暦三年の再建にかゝり今より約百七十年前の建物、仁王門よりかすつと新しいが外部はやゝ荒廢し修繕を加へられてない、寶暦六年法印權大僧都賢盛が藥師堂の前に立てゝある碑に「元弘ノ亂、一旦焚蕩(やけつく)シ、新田氏再造ノ功成ルト雖、兵革ノ世、終ニ古ヘニ復セズ、云々、近カゴロ衆縁ヲ募リ、新ニ醫王閣ヲ營ミ(藥師如來)ヲ安ジ、以テ靈跡ヲ表スト」とあるから本堂はこの時の再建、仁王門は新田義貞の造營であると思はれる、國分寺の燒盡されたのは新田義貞と鎌倉の北條勢との兵火、即ち府中の分倍河原にて戰ふた元弘三年五月八日の大平野戰である、此時藥師如來像は二町ばかり彼方の林の中に飛び去つたと緣起にある、まさか羽が生へたのでもあまい、若し羽が生へたとすれば二町はちと近かすぎると思ふ、眞否は今の住職にでもたづねて下さい、兎に角碑文にある如く瑞像である。

△

藥師堂に入ると正面に縱に長い額がある、「金光明四天王護國之寺」と書いてある、聖武天皇の勅額を摸寫せしといふ筆者は深見玄岱、金光明?ちよつと素人には判りにくいが金光明最勝王經即ち護國の經文の名稱、四天王?帝釋の外臣で東西南北を守護する神、東方は持國天王、西方は廣目天王、南方は增長大王、北方は多聞天王、額の意味は金光明最勝經を讀誦し國の東西南北にある四天王の神が守護し、國家の安寧秩序と隆盛をはかるといふ理想的の本據と解せばよいと思ふ、前にも云つたように國分寺本體は眞に護國の寺であつた、佛樣の前に花や團子を供へたりお葬式に出たりする單なるお僧の寺とは、全く意味が違つてゐることに注意してほしい、その護國の寺と隣り合せの刑務所とを聯想すると敎化の意味が一層根强く感じられる。

△

布目瓦、粘土に布をあて壓搾して作つたものゝ如く瓦の兩面に布目がある、故に布目瓦と名付られたもので、近代の瓦のように兩面が滑かでないのを特長としてゐる、布目は兩面とも同一でなく兩雪のあたる谷の面は蚊帳の織目位にほゞ一定し、屋根土に付く面は布目といふより寧ろ一分位の竹簀にて壓搾した形のものが多く、又一分位の網目をしたものゝ二

3

4

瓦がある。裏の目の大くしてあるのに現代瓦の龍目の用をなすものと思ふ。

△

醫王山寶勝院藥師堂の東隣に國分寺本坊がある(此本坊は後代の建立)、寺には數個の瓦を保存されてあるからご覽になればよくわかる、寫眞〔4〕の如く原形のまゝの地瓦及丸瓦等古代の文化がうかゞはれる、寫眞の地瓦は丈け一尺三寸五分巾一尺厚一寸にして重量二貫五百匁、現代普通の地瓦は丈け九寸巾八寸重量約五百匁乃至六百匁であるから重さは約五倍ある、就中瓦の種類によると厚さが三寸近いものがある、この厚瓦は大面又は鬪斗に使つたものであらう、此頃のバラック式の屋根に置いたら一とたまりもあるまい、當時支那大陸は唐の玄宗皇帝時代であるから、日本の文化とはとても較べものにならない程發達してゐる、その大陸文化を其儘取入れたもので建物の雄大さは想像以外に立派なものであつたと思ふ、長安古意の詩に

複道交窓作合歡　雙闕連甍垂鳳翼
梁家畫閣天中起　漢帝金堂雲外直
樓前相望不相知　陌上相逢詎相識

などゝ當時の建築と繁華をも思ひ合せて古への感懷にたえないものがある、尙同寺に「しき瓦」と稱し丈け八寸巾五寸厚二寸位の礎がある、現代煉瓦と同形のもの色もまた赤い、金堂(本堂)に敷かれてあつたといふ。

△

瓦と武藏國、國分寺跡を散策して私の拾つた瓦片に「山口」と書いてあつた、豫て國分寺瓦には文字があると聞いてゐたが今加實に證明された、典籍によれば武藏國分寺瓦には銘文あるもの多し、豐、橘、多、播、入、企、埼、荏、大里、横見、男衾、父、諸岡鄕、大井、湯島、荒墓鄕、白方等とある、私の拾つた山口は典籍にないから……等外にも多數の文字記入があると思はれる、此の文字は寄附者の名か、民族名か、團體名か、所の名か未だ確實なる根據を得ない、しかし當時の文化並に民情を考へて武藏國分寺であるから、武藏國の民百姓が手製で作つた瓦に產出地の場所多く當時の郡名鄕名を、刻したものであると判斷するのがよいと思ふ、聖武天皇は天平十三年「敕」して國分寺を造營せしむとあるか

ら、武藏國各郡各鄕に割當て、瓦を製作せしめたとも解せられる、兎に角こゝでは瓦の銘文を地名として推究すると共に當時の武藏國の範圍を考へてみたい、先づ第一に私の拾つた山口からはじめる、

「山口」埼玉縣入間郡所澤の西方山口村で昔の山口鄕

「豊」東京府北豊島郡一帶又は豊島岡雜司谷巢鴨刑務所附近

「橘」神奈川縣橘樹郡一帶又は今の橘村、高津村、宮前村で昔の橘樹鄕

「多」南、西、北の三多摩郡一帶

「播」埼玉縣大里郡昔の幡羅郡一帶又は大里郡幡多羅村一帶

「入」埼玉縣入間郡昔の高麗郡を除く一帶

「企」埼玉縣比企郡昔の横見郡を除く一帶

「埼」埼玉縣南北埼玉郡一帶（昔一郡なりしことあり）又は北埼玉郡埼玉村昔の埼玉鄕

「荏」東京府荏原郡一帶又は今の目黒川以南の地

「大里」埼玉縣大里郡（幡羅、男衾、榛澤の三郡を併合せざる前の大里郡）熊谷以東一帶

「横見」埼玉縣比企郡一帶元の横見郡今の比企と大里との間又は横見は吉見に當稱せられたるを以て今の同郡吉見村一帶

「男衾」埼玉縣大里郡元の男衾郡一帶今の男衾村附近

「父」埼玉縣秩父郡荒川上流一帶

「諸岡鄕」神奈川縣橘樹郡一帶又は今の大綱村昔の諸岡鄕

「大井」神奈川縣久良岐郡（大井鄕一帶）橫濱市の西方大岡川村附近

「湯島」東京市本鄕區東南の一帶

「荒墓鄕」？

「白方」？

また〳〵外に幾種類かの刻銘があらう、大體以上の文字により想定すると當時武藏國は江戸川流域以西の埼玉縣全部、神奈川縣の東方一部にして、現在の武藏國と殆んど變りはない、たゞ東京府の東南即ち南葛飾郡附近から出てゐない、故に此の附近墨堤下流以東は下總の國に屬せしものと思はれる、今の兩國橋は下總と武藏とにまたがる意味からであるとは先人に聞かされてゐた、こんな詮議立ては物好きに屬するかも知れぬが「府中」即ち國府を述べるとき必要であると共に、たまに〳〵拾つた瓦に「山口」と刻してあつたことより皆樣の御批評を仰ぐため思ひ付たまでのこと。

△

色も香もない瓦屑のことを永が〳〵と書いて失禮したが、こゝまで來ると國分寺の由來を一筆かゝして貰ふ、云ふ迄もなく第四十五代聖武天皇が天平十三年紀元一四〇一年今より一千百八十八年前、勅して諸國に國分寺及國分尼寺を營造せしむといふに始まる、國分寺は前にも云つたように葬式や花や團子をのみ扱ふお寺とは全く違ふ、寺には國師及講師を置きて佛法を弘めしめ給ふとある、府中國分寺傳記に「聖武ノ朝、釋敎ヲ崇信シ、詔ヲ天下ニ下シ、國毎ニ僧尼ノ二寺ヲ肇造ス、一ニ曰ク金光明護國ノ寺（前ニ說明シアリ）、僧員二十人、一ニ曰ク法華滅罪ノ寺（法華經ヲ讀誦ス）、尼員十人、總テ國分寺ト稱ス）とよく明瞭に說明せられてある、僧―男子の方は國家の福祉即ち治國平天下を祈る、今でいへば宗敎的に思想を善導する國設機關、尼―女の方は滅罪を祈る即ち民草の犯した罪を神佛に懺悔する役目で、僧の積極に對し尼の消極を以て之を補ふたものである、今や罪の子の家が尊い國分寺址に並び建てらるゝとは有難い。

米國刑務作業問題に就て

ドクター イー・アール・キヤス氏 演述
金澤 TK生

七月號の刑政に十一月米國ワシントン府に於て開催せられた全國犯罪委員會議に於てチヤールス・シユート氏が口演しましたプロベーションの發達と其の要求と云ふ演說の飜譯文が揭載せられ非常に參考となつたのでありますが更に同會議の第二日即ち十一月三日米國刑務協會長兼紐育刑務協會書記長ドクターイー・アール・キヤス氏が口演しました本文を御紹介致します。

米國の刑務作業の歷史的發達並に現今の制度に就ては既に本年一、二月號の刑政に紹介せられてありますが彼此多少重複する嫌はありましても些か趣を異にして居りますし又重複する所がありましても相足らざる所を補へば一層明瞭を加へる事となりますから敢て飜譯を試みた譯である。

强制的作業を伴ふ拘禁は犯罪者に對する合理的作業として現今尙ほ我が刑法法典中に特別に規定せられてあります。裁判官は「汝を州刑務所に十年間の懲役（强制作業）に處す」との判決を下しますが勿論此の懲役（强制作業）と云ふ審判は如何にも簡單なる手續であつてしかも裁判官或は二三の人が其の意義を了解して居るに過ぎませぬが却つて新聞紙は此の判決を高張します。而して刑罰と苦痛は勝利を制して社會の至高利益は完全に保護せらる可しとの印象が社會に普及せらるゝに至るのであります。乍併拘禁の目的に智識を持つて居る人は之れと異れる見解を有しそこに幾多の問題が存在し包含されて居るかを知つて居るのであります。而かも此の問題たるや識者が非常なる注意を拂ふ所であつて今尙ほ解決を見るに至らず其の總てが社會の福利に影響する所のものであるのであります。此の問題中唯だ一つ殘されて居るものは外ではない他の總ての社會問題と同じく相反し相異る利益の爭と云ふ點より或る程度迄相容れられざる問題

であつて刑務作業問題は即ち之であります。

刑務作業利用の最良方法は最も研究を要する問題で總て感情、我儘、偏見を去り偏に國民の多數及犯罪者に對する關係として考慮せねばなりませぬ。刑務所に拘禁せられて居る人は男女を問はず總て精神上肉体上適當なる勞働に從事せねばならぬ事は勿論問題ではありませぬが、其の勞働は普通狀態に非さる拘禁の場合には衛生的にして而かも合理的であらねばならぬ。故に若し然らざる時には彼等は精神上肉体上或は道德上に惡影響を受け社會は遂に傷付けらるゝに至るのであります。

各地の刑務所を通じ多くは收容者に對し作業は施設せられず或は施設が少ないのであつてアトランター、リーベンウオス、ミクナイルの三大フエデラルペニテンシヤリに於てすら眞實であります。一九二五年リーベンウオス刑務所長の報告には二千人の收容者に對し一として合理的作業の存せざるを示し、又ミクナイルアイランド刑務所に於ても收容者六百十八名の大部分は怠惰に生活し、アトランター刑務所に於ても三千人を超ゆる收容者に對し完全なる作業の存在する事は遙かに遼遠であつて、ベンシルバニヤ、イリノイス、ユター其の他各州に於ても收容者の怠惰が深刻なる問題となつて居ります。

紐育刑務所に於てすら彼等に對する完全なる作業は無く實に慨嘆の至りに堪へざる次第であります。

乍併收容者は如何にして作業を課せらるべきか、人道的にして同時に實際的なる作業は如何にして解決せらるべきか、悲しき哉合洲國政府は何れの立脚點よりしましても完全且つ充分なる制度を樹立するに緩漫不熱心であつたのであります。

本問題解決の要點を見るに、第一には道德的肉体的智的生活を伴ふ收容者の利益であつて其の本質は收容者をして能ふ限り總て其の釋放後に於ける獨立生計を營ましめ且つ遵法者たらしむるが如き敎育的感化的施設並に訓練を伴ふ處遇であります。第二には一般公益てう事であつて二要素に分たる（a）犯罪の豫防と其の損害の減少（b）收容期間中實力ある者をして獨立自營せしめ以て粗稅の輕減を計る事である。第三には刑務作業と直接競爭を爲す一般勞働者の利益と云ふ點であります。

刑務所に於ける怠惰は收容者の訓練を破壞し、道德的精神的智的生活に有害なりとの意見は屢ば刑務所を視察せし人々の一致する所であつて、收容者に對し怠惰を强制する程彼等に對しより大なる殘忍は無いのである。彼等は躁暴となり不幸となり哀れむべき者となるのであ

る。手も心も活動せしめず時間を徐々に空費する單調よりして彼等の健康は破壞せられ精神は傷けられ遂に感傷的となつてしまふのである。「刑務官にして一方收容者を怠惰に置き他方同時に彼等を墮落より救濟し得る方策を講じ得る者ありや誰れか刑務所に於ける怠惰は必然的罪惡の訓練を伴はず且つ公明劃一の敎化に反せずと斷言し得らるゝや、收容者は働かざる可からずと」實に至言である。

經濟的浪費なる結果は之れを問はずとするも怠惰は實に其の結果に於て背德であり且つ感化制度遂行上の成功に對する一大障害であります。若し州刑務所或はフエデラルペニテンシヤリを視察します時には其處に不健康にして怠惰なる多數の收容者を見る事は稀ではありませぬ而して其の視察としての第一印象は或る種の刑務所の行刑は失敗なりと云ふ事であります。斯くの如き行刑の下に於て健全なる收容者はやがて不健全となるの運命を物語る樣見ゆるものであつて此の欠點が尙ほ存續するは疑ひ無い所であります。刑務所の管理者竝に所長は收容者に對する作業施設の機會を大いに制限せらるゝが故に已むを得ず彼等の一部を絕對的に怠惰ならしむるのである。刑務作業制度改革の立法は二、三の提議に基き一部の人により所期の目的を達すべく計畫せられ遂に當局者にして善意且つ堪能の人と雖も解決し能はざる問題を刑務所內に發生せしめたものであります。乍併若し作業を賦課せられざる收容者を視察し始めて正當ならざる行刑の感念を知り併かも尙ほ一層嚴密なる觀察を下すとせば實に悲痛なる印象を益々深くするのであります。彼等自身の行爲に因つて其の本質が安全にして善良なる生活者たらしめ或は遵法的市民たらしむる事を目的とする拘禁生活に入らしめたるが故に彼等を一定の場所に拘禁する事は何等議論の存する所に非らざるも何處にか彼等を全然强制的に怠惰に置くべき正當なる理由がありましよふか、彼の收容者の言動に反映する斯の如き狀態には斷じて反對せねばならぬ、彼等は陰險にして意地惡るく自暴自棄である。若し彼等を觀察せられしならば其の狀態は如何に不道德に充ち訓練の破壞的なる事を直ちに御了解になりましやう。又前にも屢〳〵述べしが如く怠惰なる受刑者は特に合理的な作業に從事せる人々よりもより以上害毒を流し秩序を破壞し或は正當の勢力を徹底的に無力ならしむるかを了解せらるゝのである。刑務所內怠け者の一群と彼の生產的にして秩序あり嬉々として就業せる一群とを比較せられんか諸君は如何なる場合に於て

も刑務作業が受刑者の社會的復活に向つて社會と特別の關係を結ぶに至る動機を保有する麗はしき立脚點に樹立しつゝあると云ふ結論に達せらるゝのである。

斯く論じ來ますればどんな施設であつても怠惰が若し充滿して居つたならば前に述べた刑務作業の第一目的（收容者の利益）及び第二目的（公益）は充分に達せられないのである。而して斯の如きは人道的處遇を形成せず指導的敎育的感化的勢力ともならず却つて遵法的國民に對し租稅を通し無益の負擔を負はしむると云ふ結果となるのであります。

刑務作業制度には嚴格に區別するを要する二個の根本的種類があります。第一種は間接に請負者を通して爲す場合たるとはた亦直接に國家が自らする場合たるとを問はず總て生産せられたる物品を公の市場に販賣する場合であります。第二種は生産せられたる貨物が國家の官廳に依り消費せらるゝ場合であります。第一種は更に(一)賃貸契約が大部分である請負制度（二）官司制度を包含し、第二種は更に（一）州用品制（二）官備夫制（土木及び道路工事）（三）各州用品制に分かたれます。

第一種中請負制度として知られて居るものは更に三個の形式があります即ち一日賃金制（Per diem）個數賃金制（Piece Pric.）委託制（Cut-make-and-trim）である三者何れも國家が收容者の勞力を私的團體若しくは個人に供給し國家と請負人との間に合理的に一日の作業を測定して賃金が契約せらるゝのであります。

今之れに就き其の條件を討究する時は個數賃金制は或る方面に於て個數賃金制と請負制度とは全然別個のものであるとし或は個數賃金制は請負人と何等の關係なしとする爭がある而て此事は刑務作業契約に對し一般公衆の反對を寬和するに便宜なる方法でありますが乍併一日賃金契約と個數賃金制との間に存する唯一の差異は前者にありては契約者が勞働に對し一日幾何と云ふ標準に依り支拂ひ後者にありては個數と云ふ根據に基き支拂ふ點にあるのである。而して此の二樣の條件は現實の契約を意味し又受刑者勞力の卸賣契約の下に賣却せらるゝ事を包含す。何れの場合に於ても請負人は素品並に收容者の使用する器具を提供し國家は請負人に對し自由なる工場を提供し受刑者に對しては食糧、衣服、救護醫術的處置並に訓練等を供給す又或る二三の洲に於ては請負人は運賃を支拂ひ國家が熱、光、水、力等を支給する事もあります。

委託契約制度（Cut-make-and-trim）の下に於ては例はシャツと外衣との場合には契約者は既に斷ち上げたる材料を提供し收容者が完全なる衣服に縫ひ上げ官廳はボタンと絲とを供給す而て勞働に對する賃金は働高に因りて支拂はるのである。

全く請負制度の一形式として考へらるゝ賃貸制度（Leasing plan）にありては收容者は全然外部の契約者に賃貸せられ刑務所の外部に引渡さる、契約者は受刑者の日常生活の支配權を完全に專有し彼等に食糧、衣類、救護、醫療等を支給且つ受刑者を訓練するの權利を有す。

官司制度（Public account）とは官廳自身によりて生産物が直接に公の市場に賣却せらるゝを云ふ。

第二種中州用品制度（State-use-System）は總ての製品が刑務所所在地の州に於ける裁判所或は自治團體等の施設及び州に獨占的に賣却せらるゝ場合なり。

土木及ビ道路工事制度（官備夫制度）（Public works and way System）は州用品制より變化したるもので州の直接指揮の下に道路の建設及び建築其の他國家の行動に關係せる收容者の作業を云ふ。

各州用品制度（State-use System）は州用品制度とは大差なく單に一州に屬する刑務所に於て製作せられたる製品を他の州の公の施設に賣却せらるゝ場合なり。

百四個の刑務所を總括して「一九二三年の刑務作業」と題し發刊せられたる米國統計局の一覽表を見る時は生産的勞働に從事せる收容者總計五一、七九九人中六、〇八八人即ち一二パーセントは請負作業に三、五七七人即ち七パーセントは個數賃金制度に一三、五二六人即ち二六パーセントは官用品制度に從事せる事が明にされてあります。此の統計は二五、一二七人即ち三〇パーセントか炊事洗濯クリーニング等の家庭的作業に從事せる者を除外す。此の報告は更に其の調査せし年度の總ての作業制度の下に生産せられたる物品の價格を左の通り示してあります。

請負制度	一八、二四九、三五〇弗
個數制度	一二、三四〇、九八六
官司制度	一六、四二一、八七八
洲用品制度	一三、七五三、二〇一
土木及道路工事	一五、三三一、五四五
總計	七六、〇九六、九六〇

以上五制度に就き考察します時は受刑者の大多數が請負、個數、官司の三制度に服役し而も非常に多額の歲入を得たる事を示し請負、個數、官司の三制度の下に生産せられたる物品は六二パーセントに及び四七〇一二二一四弗に達し一般競爭市場に出づる事を知る事が出來る。

此の事狀は刑務作業問題解決の要點たる第三の要素と關係して居りまして今刑務作業問題中他の何れの方面よりも一層大なる注意と熱誠とを要する點は即ち刑務作業と自由勞働との競爭と云ふ事もあります。競爭を伴はざる勞働を期待するは無益である。競爭を脫せんとする盡力は縱令成功するとしましてもそれは一人より競爭を減じて更に他の人に之を移すに過ぎないのであります。請負

個數、官司の各制度は此の競爭と云ふ見地より直接に多くの反對を受けて居ります。蓋し上述せし統計に依つても之れ等の制度は一〇四個の刑務所に拘禁せられたる總受刑者の二四パーセント而して生産的勞働に從事せる五一、七九九人中の二三、一八六人に對し仕事が準備せられてあるからであります。

競爭を辯護し刑務作業に反對するならば之等の人々により右に述べたる三制度に代るべき充分なる制度が完成せられなかつたなら此三制度が中絶せられ其の爲め解雇せらるゝ人々は何を爲すべきかの問題を生ず、現今の作業制度が作業問題を完全に解決し能はざる如く是れに代る可き完全の制度が無いのであります。例ば紐育洲に於ては既に二五年以前より官用制が存し現今に於ても本制度の完全な成功の實證が殘されてある。吾人は紐育洲に有力な官用品の市場を持ち年々百萬弗より四千萬弗を上下する市場を見込む事が出來る斯の如き大市場なるに不拘最も好況の年に於てすら百九十萬弗以上此の官用品市場を利用する事能はざりしを見ても三制度を直接に否定し能はざるを知る事が出來るのである。若し紐育洲に於ける有力なる市場が中庸を得たる見積にして年額二千萬弗と假定したならば大約其の市場の千八百萬弗は現に自由勞働に依つて供給せられてある事となる。乍併若し受刑者の勞働が此の總市場即ち二千萬弗の全部を滿たす迄發達したとすれば其れが爲めに自由勞働は年額一千八百萬弗と云ふ實際市場を刑務作業により奪はるゝ結果となるのであります。

以上の例は勿論單に一洲に就ての事であるが若し之れを他の洲に迄も擴張して考へたならば現に自由勞働に開放されてある市場は莫大なる減少を來たす事は疑いもない事であります故に若し受刑者の勞働を全然除却せなければ換言せば現在の總ての作業制度を中止するに非ずんば競爭を避ける可能性ありと云ふ事が出來ないのであります。而も斯の如きは理解ある人々の許し能はざる所である。

刑務所に作業訓練が施設せられねばならぬ事は屢〳〵提案せられまして勿論此の作業訓練は崇高なる目的を有し刑務作業に對し妥協すべからざる反對を爲す者に對し一の非常に望ましき計畫であります。刑務所に於て作業訓練が盛大になれば盛大になる程作業の生産物が減少し從つてそれだけ競爭を僅少ならしむるのである。乍併作業訓練と職業教育は洲感化院に於ける過去の經驗上其れ自身に一の障害がある即ち之れ等の收容者は其の出所後社

會に於て商業を營む事を好まず或は自己に不適當なるを理由として教授せられたる商業、生産に從事せないのである故に刑務所や感化院に送らるゝ總ての者が皆生産や商業を教授せらるゝ可能性ありと云ふ理論は愚論であると云はねばならぬ、從つて作業訓練に適するや否やを決定する精神的肉体檢査制度が有らねばならぬ。刑務所たると感化院たるとを問はず何れの場合にも其の處遇は或者に對しては商業訓練に他の者に對しては他の生産訓練に各々力を注ぐに充分彈力性あるものであらねばならぬ。刑務所に收容せられた者に對し生産的習慣の養成發達に努力する事は何れの場合に於ても望ましき事であります。

刑務作業に對する反對は永らく存續して來ましたが併し此の反對も一般の人々の賢明な理解に依り漸次減少しましよ、刑務作業問題は之れで完全無欠であると云ふ解決方法が無いのである。刑務作業を反對する人々の中に單に一部の人の利害關係に過ぎざるも特別の商業或は職業より刑務作業を除外し度いと云ふ確固たる希望を持つて居るが勿論之れは問題を全体として考へては居らぬのである。例ば靴屋は靴の競爭を無くする範圍に於て利益を得るものと考へ又衣服仕立屋等も同一に考へ競爭を無くすると云ふ以外には彼等の利益は外に達せられないとするのであります併し斯く職業より除外せられたならば刑務所其の他の管理者は本問題を如何にして解決する事が出來ましよふか。

私が久敷く書記長であり現に會長たる光榮を有する米國刑務協會は感化院其の他刑務所の收容者の處遇或は保護と云ふ重要なる問題を解決する爲めに會員中相當多くの人が活動して居ります。彼れ等は感化院、刑務所等の施設物が經濟的に眞面目に而も社會の最大利益を目標として活動する事を期待して居ります換言しますと受刑者の逃走を防ぎ或は其の拘禁中秩序を保持し遷善改過の方法を講ずる事を主として期待し居るのである。何れの所長と雖も收容者を其の釋放後の爲め道德上肉体上改良する樣に充分の注意を拂ひつゝある事を私は信じて疑はないのであるが併し事實は之れに反したる結果が時々發表せられあるも其の責任は急速に決定すべきものではない即ち建築物の腐朽、收容者の定員超過、機械の不完備、怠惰、後援者の不足、卑劣なる容喙、政策等が相原因して之等施設の管理者の努力と聰明を水泡に歸せしめるのであるが社會は尙ほ收容者の改善を要求して已まないのであります。斯の如き現時に於てすら新聞紙は一度刑務

所に拘禁せられたるジョン或はハリーが再び犯罪に陥りたるを責き立て直接たると推定たるとを問はず刑務所の管理方法に根本的の欠點ありとの印象を社會に與へつゝあるのである。

一九二六年に開催せられたる第五六回米國刑務協會に於て刑務作業問題に就き爲したる覺書は左の通りである。

何の刑務所に於ても怠惰は道德、訓練及び良好なる管理を破壞す故に收容者は社會公益の爲め又自己自身の爲めに作業を賦課せられざる可からず各洲は其の刑務作業問題を自ら解決するを要し作業制度は洲の異るに從ひ變化せざる可からざるも何れの制度に於ても左に揭ぐる根本的考慮を拂はざる可からず。

一、作業は收容者の自活に必要なる職業を敎ふるものならざる可からず。

二、作業は出來得る限度に於て自由産業に相反せざる樣整理せられざる可からず。

三、洲及び洲の政治的團體の需要を滿たす事は洲の責任ある勞働の完全且つ正當なる利用ならざる可からず。

四、收容者が作業製品を洲に負擔せしめると云ふ事が實現せらるゝ間は製産は益々善良となり多額となりて確保せらる而して若し賃金制度が刑務所に適當に保全せらるゝとせば節約忍耐、獨立の訓練は一層容易に敎授せられ社會は收容者の市民復歸の訓練に依り一層良好に防衞せらるゝは明なり。

五、刑務作業は現代的商業管理及び方針に基き施行せられざる可からず即ち個數勘定、斬新の器械並に裝置、清潔にして衞生的設備及勞働の報酬等の如し。

六、收容者の或る階級の者に對しては戶外の活動力を與ふる爲めに移民的注意に正當なる考慮が拂はれざる可からず。

——(終)——

秋の狂歌

今朝もまだ夏かと思へば芋の葉に
　かぶりふらせる秋のはつ風
秋の野のそよ〳〵風に誘はれて
　はぎもあらはやねみだるゝ露
里の子に追ひまくられていが栗の
　地をにげ廻る風のはげしさ
秋くれば世界の人にほめらるゝ
　かつら男の月の全盛
草毎におく白露の玉だれや
　虫も榮華にくらす秋の野

刑政研究資料紹介（承前）

泉二新熊報

六、クルト、シュルツエ、ハンス、エルゲル共著「刑務所の智識」プロシヤの刑務所に於ける職務の敎育並びに補習敎育への入門書である。一九二五年、二五二頁此本の最初の部分には、短い然し徹頭徹尾現代科學の助力を以て爲された、自由市民について、及び法律學についての概觀が述べられてあるが、これ〻述者はナウムブルグの刑務局長カー、シュルツエである。次に刑執行法についての解說は（一〇七頁——二三六頁）かの有名な少年刑務所の第一回の所長、即ちヴイットリツヒのモーゼル、ハンス、エルゲルに依つてなされたものである。この敍述は、はつきりした一般の理解し得る解說に於て、保護及び監督の職務に於ける候補者達に、理解せしめ得るといふ點に於てのみ、その目的を達してゐる、然し遺憾ながら、エルゲルは餘りに古い傳統の範圍内に捉はれ過ぎてゐると云はなければならない。彼は刑務所内の囚人敎育の目的を知つてゐるし、其上それについては特別の小册子まで公にしてゐる。然しこの敎育の目的などは彼にとつては、左程重要でなくむしろ其他の多くの目的から見れば第二義的のものである。

彼は「安全なる保護」を、刑執行中の最も重大なものでなくとも最も重大な問題の一つであるとしてゐるのである。そして。もう一つ重大な事は、規律と秩序の維持といふことであるので、從つて彼は、刑執行のあらゆる方面に於て强制といふもの〻役割を必要なりとしてゐるのである。であるから、刑執行の完成について述べてゐる各章は、刑執行中の敎育事業については一言も述べてゐない。フレーデ、ゲンツ、ヘルマン、ポンデイ、等や其他報告者等のなした事業は完全に不問に附されてゐる。

又著者がライニツシ、ウエストフエリツシ刑務所同盟の出來ない前に發表した陳述中に於ける彼の解說の如きも、この著者にとつてその特質を發揮してゐる。牧師テオドル、フリードネルに依つて、いまより百年前に提唱された刑務所改善はすでに完了したものと云ひ得るだらうか？　此所に於ては、彼が正しいと認めた刑執行法のみが獨り主要であり明らかであり且、愼重な眞の意義に滿されたものであると說かれてゐる。彼は、新しい刑執行法の考へを、全く感情によつて定められた、囚人等の生活を出來得る限り樂に愉快にする制度の諷刺畫に於てのみしか見出すことが出來ないのである。準備裁判とか自治とかいふものは刑執行に於ける表面の飾りに過ぎぬものと、彼は見てゐる。そしてそれ等をその價値に於て準備費等と同等の位置に立たしめてゐる。かくの如き謬見に對して、われ〳〵は勿論異議を申立てなければならない。われ〳〵は蒙昧な輿論や、或は舊式の刑執行も新式のそれをも知らない刑務當局者が、このやうな意見を持つてゐるのを知つ

てゐる。又獨逸の刑務所官吏の多くが、現在ですらそう考へてゐることも知つてゐる。これは彼等が愼重な實在の精神を持つてゐるからなのではなく、確かに他の原因に依つてゐるのである。むしろその原因は、古い、既に姿を沒してゐる感情の影響が未だに殘つてゐて、それが純粹な目的を失はない教育事業に對する眼を曇らしてゐるところにある。囚人を內部から教育して行く組織的な仕事を持つた新しい刑執行法は決して優柔なものではなく、又罪人をして出來るだけ自由に自個開發をなさしめ、又彼等が感謝して再び正道に立かへるやうにする爲に、精々彼等に手を差しのべる事が必要であるといふやうな考へと關係を持つてゐるのでもないのである。然し刑執行に於ける新しい思想の生命は、此等の學者に賴つてゐる刑務所官吏が古い先入觀念に止まつてゐるといふボンチ繪じみた事實によつて妨げられるものではなく、返つて此等の經過をへてその新しい生命にまで達せられ得る。

七、フリーゲル著（參事官）著者はザクセンの釋放者に對する保護同盟の委員會の主事であり又、ザクセンに於ける釋放者保護事務の擔當者である。

「ザクセンに於ける釋放者保護」

この本はドレスデンにある、釋放者の爲のザクセン保護同盟の二度目の刊行になるものである。一九二六年

ザクセンに於ては釋放者保護といふことが一九二二年乃至一九二三年から國家的問題として認められるに至つた。この著書に於ては、ザクセンの安寧保護に關する個々の規則についての概觀が述べられ、又釋放者保護に關する叙述がなされてある。こゝに於て著者はハレルの牧師ヤコビによつてなされた、「囚人と彼等の世界」なる講演と、「社會と釋放者」の出版者によつてなされた講演とを基礎として非常に多くの枝葉に分岐した、又最も深い內部に根ざしてゐる、而も多くの外面的の經濟的並に社會的事業と關連してゐる問題について正しい意見を述べてゐる。彼の基礎とした二つの講演は、立派な專門的智識と此等の問題に對する專門的理解とによつて滿されてゐるのであるが、共に刑務所事業の範圍內に於て爲さるべきことについて、感動的な、又內容空虛な辭句や感傷には絕對に觸れない、人を動かしその心を奪ふやうな說明をなしてゐる、この著書は雇用目標の爲に特に推薦さるべきものであらう。

八、ナーグレル著「刑務所に於ける累進的組織」一九二七年、三二七頁

遺憾ながら偏傾せるきらひはあるが、事理明晰な叙述である。こゝではフレーデやゲンツや又何時もながら報告者等の意見は何等斟酌されてゐない。この累進的組織に於ては人間の待遇に關して最も新しい時代を開發することが信條とされてゐる、新思想の革新者の全てがそうであるやうに、この累進的組織に讃辭を捧げる者や、煽動者等は、彼等の思想を、從來の舊思想を背景として、より輝かしく見えしむる爲に、從來の刑執行組織を出來得る限り非難してゐる。自分は獨逸の又外國の文學に於ても、かくの如き

批判をなせる意見を未だ曾て知らないのである。

九、法學博士、ロタール、フレンデ著——チューリンゲンの司法省參事官である。「チューリゲンの階級的刑執行及び記錄に於ける刑執行に關する國家法律の見取圖」ザクセン、チューリンゲン、及びアンハルトに於ける司法に關するもの。一九二七年

この明晰な、そして非常な熱心を以て刑執行中の教育についての觀念の爲に純批判的に書かれた著書は、二つの方面を辿つてゐるが故に意義が深い。即ちその一として、この著書は、從來の刑執行が如何に、實際的に教育事業を促進せしむる態度に於て缺けてゐたかを教へてゐる。これは大きい特徵である。（二四八頁—二四九頁）而してその二として、チューリンゲンの新しい刑執行法が、どれだけの模範的仕事をなしてゐるかを示してゐる。こゝに於て就中重要なのは、階級的刑執行に於て、教育上の目的の爲には絕對に無くてはならない自治といふものゝ認識である。水氣のない陸地に於ては吾人は泳ぐを得ないのである。又吾人が永久的の最も苛酷なる壓迫の下に置かれてあるならば、吾人は自由といふものを決して得ることが出來ない。囚人といへども、それが上の階級に屬するものでも又、第三の階級に屬するものでも、一度は前もつて自由な共同生活についての味を知つてゐる筈である若し囚人の教育が、自由といふものに對して嚴肅であるべきであるならば、かくの如き自治は、刑執行中の教育に於ける無條件に重大な事柄となるべきである。自治によつてのみ、囚人等は自由に同輩等と共同生活をなし得るのである。この見地から、かの有名になつたチューリンゲンの第三階級の日曜散歩が生じたのであり又同じく第三階級の爲にその教育法としてスポーツが發達したといふことは、實に刑執行の歷史に於ける榮譽ある頁となつて殘るのである。最近このチューリンゲンの模範的制度に次いで現はれたのはプロイセンである。即ちプロイセンでは、全刑務所に於て、その第三階級に對して自治制が行はれるやうになつたのである。「刑執行に關する法律の見取圖」といつてもこれはチューリンゲンに於て最も價値ある法律の又何等の困難を感ぜず實施し得る教育法なりと實證せられたる「自治」については一言も述べてゐない。若しフレーデの報告せる如く、自治なるものが、政府の施行規則中に取り入れられなければならぬものとすれば、自治といふも亦何にもならないのである。

刑執行と教育

この報告者の論文「教育問題としての刑執行法」以外にグリューンフート、フレーデの著になる「刑執行法の改善」（一九二七年）があげられる。

十、リヒヤルド、グートフライシュ著「刑執行と教育」

一九二六年、一六五頁

バーデンに於ける刑務所牧師である著者は、刑執行と教育と

矯正図書館

を、共に離すべからざる、有機的統一體なりとして、これを立證してゐる。この本は多くの有意義な純教育家的の興趣に滿たされた、專門的指導を有してゐる。著者に依れば、囚人はわれ〳〵と何等の異らざる人間である。教育し得ないのは精神病者のみである。

又一概に云へば、刑務所に於ける教育法は平等な自由に立脚しひなさるべきものだといふのである。彼は教育に對する計劃を明らかに樹立する爲に、新らしく收容される囚人等の特別の觀測所を立てるべきだとしてゐる。

即ちそこで新らしく入つて來た囚人の智的考察、感情生活の研究、性格の調査、及び牧師、教育者、醫者、及び事業經營者等の協力に依つて、彼等囚人の體質並びに勞働能力を確定するのである。重要なのは次の如き待遇法である。即ちその待遇法によつて、その刑執行が、學問的教育のある人々の仕事であるといふ事が證明せられ、又それによつて、何れの場合に於ても、その刑執行の教育的意義が、決して無意義ではなく、刑執行に對する全ての官吏の範疇を設けるのに必要な事項を表象化してゐる如き待遇法である。さて前述の如くになされた研究を基礎として、各個人々々の教育計劃が準備される。そして特種な教育表のやうなものに各個人々々の教育計劃の特徴を書き入れ（學校へ入れるとか或は拘留して置くものと、勞働せしむるものを分ける等）定期的に開く教育協議會等で更に足らない所を補つてゆくことにする。刑務所の勞働について、著者は特に聲を大にして次の如く云つてゐるが、これは當然のことである。即ち、第一に適當な勞働に從事せしむること、又勞働は出來るだけ愉快にすること、又働き手に全力を以て働くやうに仕向けて彼等に全力を出さしむること等である。著者は又戸外勞働者を過度に評價することを戒めてゐる。これも亦當然のことであらう。この戸外勞働は、大部分、教育上安全な標準を失はなければならぬし、しかも勞働は、刑務所内で共同してやれば別に戸外に出ずとも濟むことである。要するに、教育學上、最もよく有機體的の組織を持つた刑執行が最も正しいのである。

この著書の「附加」に於て、刑務所學校に關し、特に性の問題の取扱方に關して、パイヨットにあてなされてゐる發表は却々怜悧なものである。（意志の教育）。又自由市民の學問的智識に關してなされてゐる發表も然りであるが、これはヘルバツハの「獨逸學校の本質的形態」を基礎としてゐる。技藝、繪畫、造形美術の保護、言語及詩の美に對する理解の開發、音樂に對する特別の保護、これ等の計劃についての關心は、「許可を與へる」といふ程度の、つまり生ぬるい性質のものであつてはならないのであつて、此等は教育の手段として見られなければならない。「教育者」についての章は非常に重要なもので、こゝに於ては、全ての指導的地位にある刑務所官吏が、注意深く、自己の心理學上の及び教育學上の完成に努力せねばならないと要求されてある。然し專門的教育學者——かゝる人が刑務所長であらねばならないのだ——（獨逸に於てこの要求に一致する刑務所がどの位あるだらうか？）

この專門的教育學者のみならず、牧師、教育者、醫者、及び「管理者（エルワルター）」（これはバーデンの相當大きい刑務所に設けられてある作業係長である）等も共に、彼等が第一に教育學的に勝れ又これに適してゐるといふことを條件として擧げられなければならない。著者は當然刑務所教師の選擇については特に注意せねばならないとして、出鱈目な、刑務所事務について何等豫備智識を持つてゐない教育者を刑務所教師とすることを戒めてゐる。特に彼が次のことを强調してゐるのは意義が深いのである。それは刑務所醫は他の教育者達と相談せねばならぬ、即ち刑務所醫は全ての教育者達の相談相手であらねばならないといふのである。又同樣に彼は、管理者といふものは、自身が最後の目的の教育者であらればならぬといふことを忘れてはならないと云つてゐる。更に監督官廳に對しても著者は、心理學的、精神病理學的並びに教育學的教養を要求してゐる。又著者は序言に於て、彼が健全なる保守主義的思想を抱いてゐるのではないか等と誤解して呉れないやうにと云つてゐる。然しこんな挨拶方は別に問題にはならない。若しわれ〳〵の司法官廳や刑務所に、著者のやうな保守主義者（實は立派な刑務改善論者）が多くゐるとしたならば、われ〳〵は安んじて、刑務所に於て、眞の教育が實施される日を期待することが出來たであらう。けれとも悲哉事實は之とは反對である。

（未完）

釋放者保護標語

大阪控訴院管内保護事業研究會が大阪毎日新聞社の後援を得て全國から募集した、釋放者保護標語は無慮四萬三千の多きに上つた、その中で、谷田大阪控訴院長、太田黒檢事長其の他の審査委員によつて嚴選された結果は左の當選五、選外佳作五であつた。

×

一等　刑に醒め保護に活く

二等　後ろ指さす手でまねけ

三等　保護は再犯の制動機
　　悔悟せる人に情の渡船
　　保護は社會の安全辨

選外佳作

悔悟の舟に同情の舵

這上る人に貸す手の力かな

更生の首途に慈愛の杖

改善の新芽を伸はす保護の雨

生れ變れば社會が親だ

◇○○○

◆累犯の防止

諫早　曉陽生

社會事情の變遷に伴ひ、新制度が試みられ逐次嚴より寛に移りつゝある秋に際し、遇衆の衝に當る吾人は徒らに同情に重きを置き檢束を寛恕するが如きことなく、其の實質的に着眼し累犯豫防の効を奏しなければならぬ。

刑務所を犯罪〻避難所視する累犯者が出所後忽ち舞ひ戻る者の多きは他にも原因ありと雖も、刑務所生活を苦とせざるも其の一因ではあるまいか。刑餘者として世人に指彈され生活難に苦しまんより、寧惡事を働き不正の利を貪り、思ふが儘に贅澤し遊興の限りを盡し、然して再び入所しようとは出所時既に抱く還有感ではあるまいか。初犯者に於いても刑罰の偉力に恐怖し十分謹愼して入所するも、吾人に於いて只表面上の平穩無事を希ふ所謂便宜主義處遇を爲すに至つては、國法を輕視し、戰々兢々たりし心は一轉して刑務所を恐るゝに足らずとなし、遂ひに刑罰の本義を破壞するに至るや明かなる事實である。

於茲吾人は徒らに彼等を仇敵視し冷酷苛遇し權威を弄するが如きは大いに愼しむ可き事なるも、優遇に流れて威嚇の本旨に悖ることなく、嚴格を旨とし謹嚴なる言語と端正なる擧止を以て十分なる刑罰の偉力を覺知せしめ、刑務所の懼る可き印象を腦裡深く刻せしめ、釋放後終生忘るゝこと能はざらしむるは累犯防止の一策ではあるまいか。

畢竟吾人は技術的處遇に倚らず其の立場は苦しくとも其の內面的に着眼し累犯防止をモットウとし彼等將來の爲め、苦ひ藥を嘗させ難世の惠澤に浴せしむ可く努力せねばならぬ。

（終り）

◆威嚴そのもの

京都　山朗

如何なる出願事項でも一度は一蹴することを以て自己の威嚴を高めた樣に感違をして其の願旨の是非も辯別せず不可の二字を以て日本號の槍の樣に心得て居ることは收容者對職員、下級職員對幹部否刑務所職員全体の還有性とも見られる古いタイプである。苟も出願せんとする者には必ず一理は存する、之れを熟慮することと無く只不可の二字を以て一蹴する時は必ず不平不滿反抗自棄の萌芽を來し行刑窮極の目的に相反する結果を將來することは瞭然である、又如斯タイプは刑務所の內情に疎き初犯者なれば不平不滿乍ら屈從し得るも、猾猾で內狀に曉通した累犯者に於ては手を換へ品を換へて半ば强願的に我意を通さんとするので

ある、之れに對し唯五月蠅が爲に之れを許可し故に彼等に强い者勝の觀念を生ぜしめ遂に橫暴を極めしむる結果となる、之れ果して威嚴を保ち得たであろうか、願旨の採否如何に依て彼等の感情の融和を左右することは顯著なる事實である、故に願旨裁決については直感に由て否肯すること無く克く熟慮することを要す。

試に其の要點を擧げれば

一、願旨の是非を辨別すること

二、刑務所の規律に背反せざるや否や

三、本人の爲に却て不利益にならざるや否や

四、他收容者に惡影響を及ぼさざるや否や

五、感化上支障無きや否や

以上の五項目に付きて聊も私心を挾むこと無く確固たる信念の下に斷案を降し、許可せし者に對しては其の結果に留意し不許可の者に對しては勵聲一番一蹴することなく努めて懇切に諄諄と會得せしめ、頑冥感情の一掃に努めざる可らず。要するに願旨採決に就ては熟慮果斷を以て處し巧言奸策を弄するも決して其の間隙に乘ぜられざるを以て所謂眞の威嚴を保ち得たものであろうと思慮す。

◇■■■

◆實力を養へ

愛宕生

練習所入所生の發表があつた。

受驗者中一番年少末席のN君一人が選拔された！

爰に入所試驗の施行せらるゝや入所生の予想に付いて下馬評とりどり『今年はA君だらう彼は學歷もあるしそれに此度こそは是非俺だと力んで準備してゐたやうだから』

『いやB君かもしれない彼は度々の受驗に場所馴れてゐるし今年は相當勉强してゐたやうだからひよつとしたら當るかもしれない』

『いやC君だらう試驗の成績はどうせドングリの背較べで甲乙なしとして彼は幹部の信任もあるしそれに所長の間だから』等の妄評さへあつて種々揣摩憶測が加へられてゐた。

意外？

多衆の豫想は裏切られて餘り問題とせられなかつた年小弱冠？のN君がこの榮譽を擔ふことになつた。然して彼の勝利たるや必ずしも偶然でない。

彼はAやBの如く僅かばかりの學歷や多少の幹部の信任を鼻にかけて高慢ちきな態度をとつたり、淺學な智識を吹聽して廻つたりするやうな輕薄漢でない。眞摯に職務を遂行する傍ら激務の寸隙を惜んでは默々として勉學し實力の養成に余念がないのだ。所謂彼の平素は至つてジミかもしれないがその實力は到底AやBの及ぶところでない。然り彼の眞價を知るものは彼の合格を當然の歸結として敢て怪まない。

選拔は公明正大だ！。

試驗は實力あるものを拾ふに忠實だ！。

學歷を過信し僥倖を夢み甚だしきは情實に一縷の望みを囑するが如き輩は選拔試驗の主旨を誤解するものにして斷じて勝利の榮冠を獲得することは出來ない。

須らく選抜の榮譽に浴せんことを希ふものは實力と合格の嚴然たる因果關係を信じて猛省しふ斷の努力を拂はれんことを切望す。（完）

―（八・二四）―

◆内勤と外勤

越人

晨には月を頂きて昇廳し、夕には星を踏んで歸路につく、とは外勤看守の事を言ひ表はしたもので八時間勞働を云々する輩は大いに學ぶべき處である　内勤看守は一般官吏と同じく朝は九時或は八時に昇廳し、正午又は四時の退廳なるが故家族的の共樂、子女の敎育指導、又は外部との交涉に、其他諸般の用務を遂行するに最も至便である。

今左に大略の比較を記して見やう。

A外勤看守

一、日勤看守には日曜、祝祭日なく一ケ月に尊通二日の休日を與へらる、稀には一日といふことあるも之は看守の定員を逐年減少せらるゝの傾向あるため時に病缺者發生し、又は出廷者俄かに增加せんか勤務配置上、休日を與へるの余裕なく反つて夜勤下番看守に臨時勤務を命ぜらるゝため疲勞を歎ずる者あるも致方なし。

惟ふに外勤の勤務は英氣を養ふて事に當るのが必要であるゝ信ず。

二、右の次第につき暑中休暇又は年末年始の休暇は外勤看守の夢想だに出來ないものである。只之が融和策とでも名付んか、六ケ月皆勤者には一週間、一ケ年皆勤者には三週間の休暇付與證書を下付せらる。されど此休暇たるや中々實施を許されず、其は勤務配置の關係上避け難き事由あるから、故に一日も休暇せず有効期間を經過するものあり。如何に私事とは言へ御互は社會生活を營む上に於て幾多の重要なる用件を自ら其衝に當り、決濟せねばならぬことは當然の責務で、其他親戚間の交際等、事毎に「御役所へ」を唯一の逃げ口上と心得るのも考ふべきことである。

三、然して日勤看守の勤務時間は八月は十二時間、外に居殘り勤務時間を加算すると十三時間と三十分になる。

B内勤看守

一、一般官吏と同樣である。

二、仝上にして暑中休暇に付ては一週間付與せられ事務の繁閑を顧慮して休養するため、諸般の用件を整ふるに好都合である。

三、八月は正午限りなるも分擔事務の都合上、暫時間居殘りて處理する者もあり。然し正午までと云ふ點が氣分に好反響をあたへる。

かく對比すれば、同じ長官の下に同じ一本筋の制服を着裝する同僚相互間に、あまりにも遠い距りがあることを感ぜさせられるのである。

◆敎練に就て

川越少年　豐田友平

私は敎練擔當をして居ります。敎練施行後未だ日尙ほ淺い事とて、彼等收容者の身體が、實施前と比較して壯健の度を增したか否哉と云ふ事に就て、確たる事を申し上るを得ませんのは甚だ殘念であります。日尙ほ淺くても、國家の爲、特筆大書聲を太

ふして申上たい一事があります。

之は收容者一般が紀律を重んじ、物事を確實に仕樣とする精神が日增に向上しつゝある事と、彼等が釋放後の方針として先づ第一に軍人にたらうと云ふ考をいだく者の多くなつて參りました事であります。何故に彼等が軍人にならうと云ふ考へを起したかと聞くと、皆一樣に　次の樣な答をする。

「私は今の處、否、社會に出て全く信用のないものです、信用を得る近道として軍人が一番良いと思います、軍隊を立派な成績で勤め上げ除隊してくれば、入所前の惡い友達と交際も、入營中に於て絕つ事が出來て居る爲再び惡ひ友達の誘惑に身をあやまる心配もなくなり社會一般の人の信用もある程度迄受ける事が出來得る、又國家有事の日、直接戰地でお國に對して御恩を報する事が出來る」と、

私は少しも斯樣な考を起す少年受刑者の增加を見る事は國家の爲實に結構なことゝ思ひます。私共は、刑務官吏の立場として、入所中より、むしろ彼等が出所後と云ふ事を考へてやりたい。一人でも多く、人の信用を得、正しい人として、處生し得る者の部に入れてやりたい。ス營もある程度迄被等が言ふ樣に惡の手段ではあるまいか、又、放縱な心も入所中の敎練と入營中の訓練に依り更生した樣な、心の人になると云ふ事も肯かれる。

此の意味に於て、敎練實施が有意義な、又、當を得た企てであると思ひます。

希くば徹底的に敎育の一課として實施し身を鍊へ規律になれしめ兵役の義務に服し得る者になる樣指導が必要と思ひます。

◇○○○

◆俺が在所

備前　高森原水

山紫水明光風霽月花間に綠蔭に將た燈下に……嗚呼在所なるかな在所なるかな！在所の快樂は天眞なり飾らず奢らず恰も生れて二三歲の小兒の如きなり。窈窕なる絃を弄するの音は聞かざるも美妙なる自然の音樂は至る所に聞かるべし。婀娜たる美人は

あらざるも朝に起き夕に寢孜々として親の勞働を助くるの村娘はあるなり。壯麗なる大厦はあらざれど軒朽ちたる茅屋の下樂き「ホーム」を過しつゝあり小鳥の聲は亮々たり小川の流は潺々たり岸の柳は趣味極りなき舞をなし花に戲るゝ胡蝶は能く人をして樂ましめ清鮮の空氣は百年の壽を延すに足るあゝ在所は天與の樂園なるかな。來れ純然たる快樂を得むとするものは須らく嚆矢の都門を去て山又山川又川の此の俺等の住む在所に來れ宛然たるその笑乎たるその川汝が皮膚の塵垢と不淨の精神とを洗ふに足る此の在所に……嗚呼都に勝る俺が在所

金絲きらめく晴衣裳
求むるなかれ鄙少女
母が手織の木綿衣
あつき情の籠らずや

眞玉輝く髮飾り
美むなかれ鄙少女
神の刻みし野の花に
くしき香のひそまずや

妻琴とらぬ身なりとも

刑政第41巻第10号
矯正図書館

つらしと云ふな鄙少女
朝軒端の松の風
夕小川の水の音
そこに微妙のひゞきあり

遊ぶ友なき身なりとも
悲しと云ふな鄙少女
五畝の山畑十歩の田
種をおろして收獲れて
そこに無限のけらくあり

同僚の死

小倉愛宕生

豫てΔ院中の安東玉喜君は暑い七月二十六日の午后遂に逝去した。

君が病をえて病床に呻吟してより逝くまで痛ましくも又悲しき挿話がある。

君の原籍は大分縣、大正十年大分刑務所に看守を拜命したが故あつて同十四年一旦辭職した。後十五年再び刑務の職を奉じ今日に至る、性溫厚篤實にして眞摯に職務を遂行してゐた。

家庭は二年前婿養子となつて養父母は鄉里に殘し夫人と二人に一附近に生活してゐた。だがその夫人は目下子女分娩の爲め歸省して君が起つ能はざるに至る二日前女子安産のしらせがあつた。

君は未だ見ぬ吾愛兒を想像しつゝ特別休暇を願つて慕參を兼ね歸省し心ゆく迄愛撫せんものと喜ばしきその日の來るを雀躍として待つてゐた。

然るにその喜びも束の間暑き日の激務を終へて歸宅するや突然猛烈なる腹痛は襲ひ來つたのであつた。そして終夜苦悶翌朝は急性盲腸炎と診斷されて蒸し暑い病院のベツトの上に呻吟せなければならなかつた。

爾來再度の手術も効なく他鄉にありての悲しき懷しき吾が妻子にも看護されずして遂に永眠した、發病してより僅かに三週日實にその死は淋しく痛ましき限りであつた。

この悲痛なる事情を知る吾が職員一同は每日二度三度病床に彼を慰問し特に葬儀の日の如きは支所長自らあの暑い七月の午后の陽を浴びつゝ式場の施備その他世話万端をせられて式後一里餘もある火葬場迄靈柩を見送られ親しく燒香せられた。

異鄉の空にありての彼の死は淋しかつた。然し懇なる支所長以下職員のその弔は彼の靈を慰めるに充分だつたらう。

—(三・八・五)—

豚の話

大阪 N N 生

吾々の先々代が當刑務所に御厄介に成つたのは大正十二年十月一日でありました、然し御厄介と云ふても拘禁せられたのではありません、其將來に望みをかけ試驗的に十五頭程飼育せられたのであります

最初はバラック式にて夏は暑く冬は寒くそれに諸設備不完全の爲誠に住心地が悪く內三頭斃死したと云ふ事を御母さんから常に寢物語りに聞かされて居ります。

其後は追々成績も良く子孫も繁殖したので上司!の方に認められ愈々大正十五年七月一日現在の所に新築落成し名實共に豚舍としては恥かしからぬ住ひに移りまして相變らずブーくーないて居ります

豚公曰く「ブーくー」は決して人間の樣に不平の意味ではありません、嬉しい時淋しい時又は御腹のすいた時等色々にありますが現在のカンセーでは通譯がないので人間にはトンとわかり兼ねます)

吾々平素の生活は至極單純でありますから從て退屈でなりません……時々質問か參觀か吾々にはトンと其の意味がわかりませんが見なれぬ人が見へまして飼育者との間に左の樣な問答が行はれます。

問「何時頃より御飼ひですか」

答「大正十二年十月一日に種豚十二頭飼ひ始めました、過去五ヶ年間に二百五十頭屠殺致しました現在三百三十頭居りますから先ず五百六十頭殖へたのであります。

問「飼料は」

答「當所の殘飯、麥ぬか及び耕耘の殘菜を用ひますから、つまり廢物利用であります、然し醬油粕は社會より買入れます」

問「管理は」

答「最初は相當苦心も致しましたが追々經驗も積み去勞なども至極安全に施行致して居ります。掃除配食其他の手入は收容者を以て行ひますから比較的整頓して居ります」

問「然らば成豚の處分は」

答「從來は九月より翌年四、五月頃まで每月職員には一回收容者には二回乃至三回拂下げて居りましたが、本年より每月職員には二回收容者には六回拂下げる豫定であります」

先づ右の樣な次第ですが說明中に在る如く吾々は刑務所內のあらゆる廢物を利用して豐滿なる體格を養成し以て新鮮なる肉を供給して三百余の職員諸氏と二千七百余の收容者諸君の保健衞生に貢獻す可き意義ある任務を全ふす可く努力して居るのであります。故に人間の改過遷善に重大なる任務を有する刑務官諸君一層の御奮勵あらん事を望む。

人間「コラッ!豚の分際として生意氣な、出すぎるぞ」

豚「鼻の出て居るのは生れつきです」

人間「いや鼻ではない口だ」

豚「口(クチ)は一寸程引込んで居ります」

ドロップ

市谷 すゞ蘭生

全く嬉な言葉だ。盤雪幾多の苦難と戰いその日の決戰に捷たんがためのあの受驗準備の昧氣ない時日が——ドロップ——と、そうした嬉な言葉で極く簡單に片付られようとは悲慘であるが實在の事實なのだ。

自ら好んで受驗しみぢめに投げ出された醜骸に注がるゝは何にか、嘲笑の瞳に冷酷の鞭ばかり、如何に努力しても結果は徒勞に終る、自分は今自分の素質に深い疑を抱て來た、自分の精神は無價値で無氣力なものであるから自分は遂に嗤ふべき爲等擊斃器となつてしまつた?

受驗もよそに皐月の手入方法や、トマトの營養價値を論じている幸福そうな同僚が今更染々と美やましい。夢多く涙多き人世の春を受驗に費し、再び遇い難き青春を苦難と闘い青ざめていく自分は愚?

然しこうした挫折の痛苦に失望落膽する事は學科試驗以外に於て既に人物の試驗にも意志の試練にも哀れ敗者として精神的に惰落の一步を踏み出しているのではあるまいか、そうだ人間生涯の禍福はかゝる刹那に區別せられていく事に心付かねばならない。受難の日は長い。惰落して安價な享樂を追ふより、より深刻なる苦難に打ち克ちつゝ己の運命を開拓して行く事に眞の喜びを体得しなくてはならない。共に不運に涙す諸兄よ!前進を締げよう。(完)

初心者の爲めに
俳句に入る道 (4)
推廼本冬花

◆

俳句は十七字詩である、ところが新傾向派といふものを碧梧桐が提唱して以來十七字でもないやうになつた、十七字でなくともよいといふのである。果してこの說がよいか悪いか、私は善くも悪くもない只流行だと思つて居る。この時代が過去に屬したときに於て明治から昭和にかけて、このやうな流派があつたといはれる丈で慥かに現在は一勢力を成して居る、後世の俳人にはこれを傳承するものがあるか、ないかは分らない、又一旦絶滅して更に復興するかも知れぬ、文學には時代々々の流行がある、流行を逐ふと逐はざるは時代人の隨意である。實際今日は新傾向以外何派々々と數派生れて居る、中には十七字以內を以て流派を作つて居るものもある。これも俳句と云へないことはない、やはり俳句である。共鳴者さへ多ければ一勢力を成すのである。

俳句は元々和歌の上の句丈を獨立させたもので、連歌から出生して居る、それで十七字詩が正當であるといふ、然し玆に獨立すればこの詩の生命に光輝づける爲に研究せられ發達する、隨て種々の變化を見るは當然の次第で、黃菊白菊その外の名はなくもがな、菊は白と黃として置いて可なりであつて、もまた多種多樣の珍花を出すことに人は腐心すると同じである。故に芭蕉以前は問はず、以後に十七字前後のものが可なり生れて居る、只それが一流派として殘つて居ないだけである、故に理屈家は以前にもあるからといひ、傳統家はそれは例外だといふのであつて、これはつまらぬ喧嘩と斷定すべきである。

◆

俳句の構想に主觀客觀の是非をよくいつたものである、又理屈はいけないといつて理屈句を排斥する人もある。モダーンの俳家は立体句でなければならぬ。從來のものは平面的であるといふ。私はこれ等に就てかくいふ。俳句は自然を相手とし四時を友とするものであるとすれば、理屈はない、理屈はいへない筈である。主觀可、客觀可、理屈も物と品によれば必要であるし、又平面句ばかりは面白くないが、立體句と穴勝限るべきでもない、俳句は詩趣を捉えたもので、俳句に捉えられてはならないと。

毎月募集
俳句
題　當季隨意
締切　毎月十五日限
用紙　官私製はがき

青木鳴虫先生選

◇徳島

鮎速く石に激する水白し　前橋　一水
鮎掛や長官殿の頬冠り　全　夢丸
家々に麥搗く音や夏淺し　高知　海松
落暉湖を染めて競馬も終りけり　全　雪光
日々に來て島へ馴れけり鵜の子　全　圓月
優勝の旗に群りなす夕日かな　全　靜形
子鵜の磯に客重着や夏淺し　全　枡庵
觀瀑の客れてまつしぐら　高知　香月
競馬一鞭く新らしき匂ひ哉　全　梅溪
夏淺し蚊帳に此處に競馬かな　全　庵二葉
英靈を祭つて立つ名馬哉　全　竿月
全勝の旗立つて行く名馬哉　全　寒舟
示威運動嘲つて居る鵜の子　全　泉水
岸を打つ波に寛ぐ浴衣かな　全　藻浦
宮服を脫いで青簾かな　高松　曉雲
河鹿なくや一人温泉宿に按摩とる　西大門　南豐
國境の山高々と秋立てり　富山　越人
夕貝の眞白き花や宵の月　熊本　翠峯
撫でゝやる駒の太りや秋の風　馬山　富岳
海藻の乾く香ひや秋暑し　全　岡山　原水
旅宿に地方の踊見る夜かな　全　金泉　牛山
わくら葉のひそかに散りし極暑哉　德島　枯泉
家三戸嶂の雲去來す　新潟　德石
靈山の雲去來す　德島　初雁
馬子唄の遠く消え行く　熊本　白庭
病床に細りゆく兒や秋の雨　西大門　一水
川風をいそしむ橋や夏の月　新潟　銀波
稻妻や野路を遠く人の來る　府中　不鳴
日々せまる命哀れや秋の蝶　三池　子庵
歌となり畫となる里の田植哉　茨城　梅水
浮艸も水も動かぬ暑さかな　金澤　柳里
蚕網持つたもあるも案山子哉　長野　裾花
舟唄を流す筏や霧の朝　神戸　春翠
山に入る陽を見てあきぬ青簾　岐阜　みどり
蚊の群れし牛舍の軒や二日月　馬山　鶴水
新世帶蚊帳新らしき睦みかな　三重　五鈴
ハンモック書籍落してうたゝ寢かな　大田　雄心
雷過ぎしあとはけろりと月夜哉　臺南　默笑
水盤に子子わくや妹病みてあり　釧路　富喜男
鷄の畑に穴堀る暑さかな　金泉　雪水
樋の口やゆるき流れに水馬　秋田　旭夢
黃昏や水打つ庭に土かほる　帶廣　枯夕陽
蒸し暑き馬糞の匂ふ野道哉　全　夢丸
湯あみして暑さを語る夕餉哉　飯田　友波

前橋　一水
臺南　紫嶺
新義州　孝義
德島　太郎坊
高知　一瓢
神戸　宮兒
金泉　安泉
高知　星光
選者　鳴虫

五客　激端や刎ね上げられし鮎の色
　　青芒かきわけて讀む碑文哉
　　川端のベンチに並ぶ浴衣かな
　　石も木も物皆光る暑さかな
　　屠牛場の棟に鵜の親子かな
（人）夏痩や神信心の域に入る
（地）迷ひ來て障子に狂ふ蜻蛉かな
（天）必勝を期して乘出す競馬哉
加章　秋立つや臨海校の跡仕末

刑政第41巻第10号
矯正図書館

讀書季節の 電燈と 眼の養生

燈火親しまれる秋の夜長は讀書に思索に又針仕事などにも能率が上がり知らず〳〵面白く時を過ごしてしまふ、然し自分の身體は自分が要心しなければならぬから、夜の仕事に親しむ人はよくその邊の注意を怠つてはならない、最も大切なことは眼の衛生である。此のシーズンは夜の

＝燈火に＝ 最も多く眼をさらさなければならないから燈火即ち光源、光線等に無關心でゐてはならない昔の人は雪や螢の光で勉強したと云はれてゐるが今はどんな邊地でも電燈の見られない所はない位である、それほど明るい光をもつてゐ乍ら眼を惡くする人の多いのは自分達の不節制からである、先づその燭光に就て注意しなければならないが、少々位明る過ぎても暗過ぎてもその

＝光線を＝ 受ける位置や緩和の裝置があればその害は少い。然し位置は充分考へなければならない、原則から云へば凡て讀書や裁縫をする場合は左の肩越しに來る光線を用ふると眼の疲勞が非常に助けられる、又今日の大きい室内での照明としては電球を更に覆ふスリガラスの蓋を用ふるのもよいとされてゐるが其光りは弱くて萬遍なく行き渡つてゐるからで學者は一度天井に當つて

＝反射し＝ た光線を利用せよと敎へてゐる、次に眼の疲勞の事を述べるが視神經の過勞から結膜に充血して直には眠れない事もある、そして視力も其れに應じて弱つてゐるが、眼の健康な人は翌朝は又元の通りによくなつてゐる。然し視力の弱い人は之を常に繰返すと遂には眼を惡くする。之を防ぐには夜の讀書後就寢前に一度硼酸水でよく洗つて簡單な眼鏡を用ふるとよい。

柿

自然の惠みゆたかに果物の上に現れる秋、林檎、無花果、梨、柘榴、葡萄、なつめ、柿など色とり〴〵にわれ等の味覺をそゝる中に柿は秋と冬とのシンボルのやうな感じをもつて、その色艶と味とは殊に人に愛されてゐる、噛んだ時の氣持などはちやうど江戸ッ子が持前の氣性の樣に齒切れがいゝ、柿は支那が本元であつたが今では東洋一般に行渡つてゐて、日本では岐阜と廣島が本場とされ甘柿は寒地では酸化酵素の活動が適しないので關東以北には出來ない、それから千柿は德川家康時代から山梨縣で作られて來た

◇

柿の種類は大別して甘柿と澁柿の二種で甘柿には富有、甘百匁、次郎、花御所、丸御所禪寺丸などがあり、澁柿には衣紋、澁百匁、堂上蜂屋、京穗蜂屋、會津實知らず、箱柿などがあつて何れも醂して澁を拔いてから食用とする、甘柿でも初めは澁く色づくと共にだん〳〵甘味を增してくるものだが澁柿は幾ら赤くなつても頑として澁い、これは單寧が多量に含まれてゐるためで、樽拔、木醂、湯醂或は米や藁や藥品その他の方法で醂すと細胞原形質にかくされてゐた糖分が酸化酵素と單寧の接合で酸化して葡萄性糖分となつて現れ甘柿より一層好い味になるのである、柿の分析量を見ると

	乾柿	樽柿	枡柿
水分	三一、三九	八三、六五	八二、三
蛋白	一、三〇	〇、六八	〇、六一
脂肪	〇、三	〇、〇三	〇、〇三
無窒素有機物	六五、三	一三、五六	一三、六三
纖維	—	二、七六	三、七九
灰分	一、六七	〇、四三	〇、四三

即ちほとんど八割近くが水分だから消化は決して惡くない寧ろ「寢小便に食はせるな」と言ふ程で通じが好くなるから脚氣には藥で姙婦にはいけないとされ、カラシをまぶして喰べると二日醉ひの大妙藥である、食べ方は一般は生のまゝだが御飯の副食物として酢のものにもなれば菓子として羊羹にもなり、ジャムにもなる、昨今は柿酢もこしらへられてゐる、また澁柿の皮は干て精進料理の味つけに用ひると鰹節におとらぬものがある、「柿」の語源は昔の麵く（カキヤク）から來たものだと、いはれる位で、柿葉は秋には輝きながら紅葉する、まだ若いうちに葉をつんでおしたしにして喰べると一寸風味があり、干て粉末にしてお茶としたりまた魚の鹽出しにこれを揉んで入れるとよく鹽が拔ける鰹の中毒には煎じて飮むと不思議な程よく利くさうである

寫眞油繪表紙 汚れの拔方

寫眞や油繪書籍の表紙等の汚れた場合、其の汚れを取る簡單な方法は先づ表面のほこりをよく拂つてから、二日ばかりたつて食パンを好い加減の大きさに切り其の柔かい部分で靜かに面を撫でおろします撫でおろす時は必ず一方からのみ始めて縱横に手を動かしてはなりません數回繰返して一部分づゝ綺麗にしてから、他の部分に移る樣に致します一度擦つて汚れたパンは其の都度新しいのと取替えねばなりません、その他別法としては糠を熱くして擦つてもよいしウドン粉や麥粉に小量の水を混ぜてかたまらせ、これを面に指先で塗りながら擦り最後に柔かい布で綺麗に拭き取つてしまゐます又單にアンモニアを少し加へ、これを柔かい布につけて輕く擦り後を乾いた布で押へて乾かしてもよろしう御座います

秋と食養 胃腸が大切

健康長壽な人とは常に胃腸が健全で榮養を不斷的に身體全部に行き渡らせられる人を云ふのである。故にその人が健康か否かは

肥 つてゐると云ふのみでは決定することは出來ない、又多少痩せてゐても胃腸が健康で常に榮養を良くする人は長くその生命を保ち健康の身體と云ひ得るのである、要は痩肥の問題でなく、榮養が不斷的に良く行亙つてゐるか否かにある。換言すれば胃腸の健康か否かを決定し得る鍵である、故に胃腸は常に健全に保たなければならない、如何に今は健全だからと云ふても今から後に過飮過食をしたり、暴飮暴食をして胃腸をして不規則的な働きを

強い、又は過勞なさしめると、やがて不消化を來す。その結果腸内に於ける食物が腐敗醱酵し、之が吸收され血管に行き心臟に行き神經系統を冒すことになる之が激しいと麻痺を生ずる。心臟麻痺のために死ぬ小兒の急性消化不良と云ふ病氣は之である。小兒には急性に來るが老人には慢性になつて表れて來る。青年には慢性中毒から即ち胃腸の惡い爲めに神經衰弱になつてゐる者が甚だしく多い。老年者にはその中毒が脈管の硬化となり、腦溢血となり腎臟が胃され早老が來、老衰が來、次に死が來る故に凡て吾々の保健の鍵は胃腸にある決して食物の可否や食の分量の大小に依らぬ。偏に胃腸が絶えず榮養を健全に補給することにある。

漬物を禮讃せよ

昔は今日のやうにぬか味噌とか澤庵漬といふものはなく生の野菜を藥味として食膳に供したものでした。今日漬物を『香の物』として通つてゐるのはその爲です、その後、生では面白くないと云ふので鹽にして用ゐるやうになり『つけもの』の名はそこから出たのです。これと同時に野菜固有の藥味を賞する以外に漬込む間に生じた香味をも玩味することになりました。然し最近ではこの嗜好以外に榮養のことを考へるやうになりました、即ち第一には普通の食物に鹽化ソヂウムが不足してゐる爲め食鹽を攝ることが必用だが食鹽そのまゝで攝つてはよくないので醬油となり味噌となつて嗜好の内に鹽分を入れましたが、漬物もその一つで之は世界の食品界が日本の特徴を最もよく現した三食品であることは申すまでもありません、次に漬物の内には壞血病を防ぐヴイタミンがありますし、野菜に含まるゝヂアスターゼ、ペプシンの如き消化酵素を取り入れて消化を促す力があります。元來漬物にはかやうな榮養素があゝ許りでなく奈良漬の如きは用ゐる材料即ち酒粕からタカヂヤスターゼの如き酵素が漬込んであるから日本人の漬物の禮讃は嗜好以外に榮養上からも言へることを新らしく理解して下さい。

昆布と鰹節の出し殻を利用なさい

◇昆布のバタ煮

出しがらの昆布をこまかく刻みフライ鍋か普通の鐵鍋にバタを少し入れよく溶けた後昆布を入れ杓子でかきまぜ、少量の砂糖と醬油を加へてあんばいをなし殆ど煮汁のなくなるまで煮詰めます。食べてみてもとても出し殻とは思はれません。

◇鰹節のでんぶ

鰹節の出しがらを日光に乾かし手でよく揉みぼろ〳〵にほぐし外に新しい鰹又はかれひ、鯛などの肉を少しばかり蒸煮とし骨と肉とをほぐし手でよく揉みばら〳〵になし前の出し殻と共に鍋に入れ味淋と醬油とを加へて煮ればでんぶが出來ます。お辨當の菜などには最も適當です。

◇昆布の生姜煮

前のやうに出し殻の昆布をこまかく刻み魚煮付又は鳥肉類などの煮物の汁に生姜をおろし金でおろしたものを入れこの汁でよく〳〵煮ればちよつと變つておいしいものが出來ます。若し右の煮汁のない時は鰹節の出し汁か椎茸などの出し汁でもよいでせう。又煮干出し汁雜魚出し汁で煮込んでもよいのです。

◇鰹飯

かつをの出し殻に新しい鰹節を加へ常の水加減にこの鰹を入れ沸騰した頃醬油を加へてあんばいし吸物の汁位の味を度と一洗つておいた米を入れよく〳〵底からかきまぜ常の炊き方と同じ方法で炊けばおいしいものができます。

叙任辭令

叙從七位　高木慶二（保健技師）
同　正八位勳八等　渡邊市作（看守長）
同　三浦平三（同）
叙正八位　藤井秀太郎（同）
叙從七位　松本貞實（保健技師）
叙勳五等授瑞寶章　從六位勳六等　齊藤敬二（典獄）
授青色桐葉章　勳七等　原田忠吉（看守長）
叙勳七等授瑞寶章　勳八等　川橋友三郎（名古屋）
同　深町喜六（福岡）
同　大森秋三郎（廣島）
同　高橋敏郎（看守長）
同　從七位勳八等　神本直助（典獄補）
叙勳八等授瑞寶章　從七位　三浦平三（看守長）
同　正八位　藤井秀太郎（同）
命宮崎刑務所勤務　看守長　多田羅喜平（鹿兒島）
命鹿兒島仝　財津專三郎（宮崎）
命高知仝　熊野染太郎（岡山）
命岡山刑務所勤務六級俸給與　仝　野並勝治（高知）

（八月廿五日迄）

會報

○本會基金寄付金芳名

高知支部扱

贊助會員に推薦

金貳百圓　東條順吉
金五百五拾圓　安並專之助
金壹百圓　廣松嘉代次
金五百圓　尾上久三郎
金千貳百圓　橘爪三作
金千貳百圓　下川雀得
金壹百圓　町田喜四郎
金壹百圓　入交淺吉
金貳百圓　佐野福吉
金壹百圓　池澤良次
金壹百圓　細川藏吉
金壹百圓　千屋賀訓
金壹百圓　公文重三郎
金五百圓　土佐電氣株式會社　社長　宇田友四郎

奈良支部扱

名譽會員に推薦

金貳拾圓　淺沼猪之吉
金貳拾圓　三木忠方

福島支部扱

贊助會員に推薦

金拾圓　北川次男

青森支部扱

贊助會員に推薦

金參百圓　大坂金助

刑務官練習所始まる

練習所生——講師——科目——開所式
練習所長訓示——注意等

第二十回刑務官練習生名簿（昭和三年度）

着席番號	刑務官所名	氏名		着席番號	刑務官所名	氏名		着席番號	刑務官所名	氏名
1	小菅	看守 木野信三		18	名古屋	看守 井上與曾市		35	福島	看守部長 小原了三
2	市谷	看守 永田義晴		19	金澤	看守 吉田清庵		36	青森	看守 川村卓郎
3	豐多摩	看守長 谷場正壽		20	同富山支所	看守 山本祐助		37	札幌	看守 吉田益雄
4	巢鴨	看守部長 渡邊克巳		21	同	看守 守山本祐助		38	函館	看守部長 蟇峨寅太郎
5	横濱	看守 笠一		22	岡山	看守 守井上與曾市		39	釧路	看守 河村信市
6	宇都宮	看守 植木藤一郎		23	松江	看守 吉田清庵		40	小田原少年	看守 鈴木治三郎
7	前橋	看守 石田實		24	松山	看守 栃折健次		41	岩國少年	看守 栗林吉叫
8	長野	看守 美谷島正男		25	長崎	看守 副島千代人		42	北海少年	看守部長 佐久間一實
9	新潟	看守部長 高岡鄕藏		26	同	看守 石田實		43	八王子少年	看守部長 井上惣三郎
10	京都	看守 糸井輝一		27	三池	看守 美谷島正男		44	京城	看守 前間英六
11	大阪	看守 川上光治		28	福岡	看守部長 高岡鄕藏		45	西大門	看守 阿部數夫
12	神戸	看守部長 池田友之助		29	福岡	看守 糸井輝一		46	大田	看守 大石賴幸
13	同	看守 日高長一		30	倉支所	看守 川上光治		47	咸興	看守部長 後藤善弟
14	奈良	看守 中矢虎二		31	大分	看守 三重野繁馬		48	新義州	看守 毛利龍城
15	高松	看守部長 大浦武儀		32	熊本	看守部長 橋本工		49	海州	看守部長 西村渡
16	同	看守 田淵繁一		33	宮崎	看守部長 前野宗一		50	大邱	看守 内尾政雄
				34	宮城	看守 高橋七郎		51	釜山	看守 永守
								52	臺北	看守部長 伊藤銀藏
								53	臺南	看守 山本榮三
								54	市谷	女監取締 山上重子
								55	名古屋	女監取締 武田松與
								56	福岡	教誨師 竹田フミオ
								57	鹿兒島	女監取締 大河平靜子
								58	宮城	女監取締 高橋さん
								59	札幌（大通）	女監取締 松橋佐代

第二十回刑務官練習所授業科目竝講師

科目	豫定時間	講師	名
刑事政策	一八	大審院檢事	林賴三郎
刑法總論	三〇	司法省刑事局長	泉二新熊
刑法各論	三六	全	行刑局長 松井和義
行刑法（總則、收容、拘禁、戒護）	三六	全	書記官 辻敬助
全（釋放、死亡、賞罰）	二六	全	上 正木亮
全（作業）	一〇	全	上 森山武市郎
全（教誨、教育、接見、信書、給與、領置）	二八	全	上 岡部常
全（衛生及醫療）	一六	全	衛生官 芥川信
刑事訴訟法（編第一編及第二編第三章迄）	三〇	東京地方裁判所檢事	秋山要
全（第二編第四章以下）	三〇	司法省書記官	森山武市郎
法學概論（私法概要）	一二	東京地方裁判所判事	藤井五一郎
全（公法概要）	一二	全	上 垂水克己
犯罪心理	一〇	全	上 石井俊瑞
會計法	一〇	司法省書記官	岡部常
工場管理及能率增進	一二	專賣局製造課長	神田孝一
社會教育及成人教育	一四	帝國大學教授	春山作樹
低能兒教育	一〇	帝國大學助教授	青木誠四郎
倫理學概論	八	日本大學教授	佐々木英夫
少年保護概論	一〇	司法省保護課長	大原昇
釋放者保護	二〇	本會常務理事	香川又二郎
適性檢查	一〇		吉益脩夫
行刑實務（敎化）	八	豐多摩刑務所長	有馬四郎助
全（作業）（被告人處遇法及職制）	八	巢鴨刑務所長	佐藤乙二
全（階級處遇法）	八	市ケ谷刑務所長	根本仙三郎
思想犯人之處遇	一〇	司法省書記官	池田克
行刑建築	六	司法省技師	濱野三郎
經濟	一〇	明治大學講師	小林丑三郎
警察行政	八		松井茂
財政	四		橋田丑吉
講話	一四		加藤嘯堂
修養講話	一二	平井學院長	
犯罪社會學	一二	巢鴨刑務所長	
行刑實務（敎誨）	四	敬誨師	勝水淳行
全（豫算）	四	豐多摩刑務所敎誨師	武田慧宏
全（磐繕）	四	行刑局事務囑託	富井隆信
全（統計）	六	長	山始
全（經理一般）	八		英斌
全（作業及契約）	八		大原虎夫
全（豫算）	四		鍵山俊治
全（磐繕）	四		松岡民五郎
全（指紋）	六	司法省屬	仁科正次
全	六		山本作藏
語學	一〇	本會主事	佐伯復堂
文章構成	一二	全	住江敬義
全	一二	府立第一中學校	近藤亮雄
練習	二四	敎師	水谷嘉一郎
劍道	一五	市谷刑務所囑託	白土留彥
柔道	一五	全	伊藤四男

備考　土曜日ハ當分ノ間見學ノコト

○練習所開所式

——九月十日に行ふた——

第二十回刑務官練習所は九月十日午前十一時に本會第一講堂に於て、岡部森山兩書記官、芥川衛生官、有馬、大野、根本三刑務所長參列して開所式を行ふた。住江主事が舉式の辭を述べると、松井練習所長は登壇して

練習所長訓示

本日より六ケ月間刑務官練習所を開くことになつた、申す迄もなく、これを開く主旨は既によく御承知の筈である、この入所生は全國約一萬の刑務官から數百人の多數に上る希望あり、その中より朝鮮臺灣は除いて、嚴衡採用した數は僅かに四十三名である、隨て諸君はその刑務所中に在ては優秀なる刑務官であり、この一面には平素修養努力の結果が こゝに現はれたものといつてよいと思ふ、殊に本年の選拔試驗は實科普通科共例年より細密に審査したので ある、即ち從來は二人の試驗委員であつたものを四人とした、それで受驗者の實力は一層精査され現顯した譯である。練習所は實科と學術の二つに亙り主として學術方面を授け、又行刑關係方面の見學も相當に行ふ筈である、試驗科目は多いが何れも重要なものであつて、從前は刑法、刑事訴訟法、監獄法といつたやうなものであつたが、これ等は常に諸君が事にたづさはつて居れば自然會得するところのものもある、却て試驗せないもの〻中にも重要なものが澤山あるのであるからその心得で習得して貰ひたい、本年は從前以外のものに就ても試驗を行ふかもわからない、何分總てゞは澤山の科目であるから充分勉强を要すること〻思ふ、又諸君は各地から出京したので人情と風土が大に異なり、殊に東京は目まぐるしい土地で一分一秒の油斷も出來ない、然しこれも人間に緊張味を與へ、注意力を完備せしめる上にはよい方である、兎に角、この六ケ月間は境遇が變り、數年或は數十年の昔にかへつて學生としてやるのであるから、妻子のことも忘れて充分研究せられねばなるまいこと〻思はれる、この講師はその擔當學科に就ての專門大家で諸君等に敎授する普通學科の講師としては過ぎた人ばかりで、その人達が關係事務の多忙な中を割いて、この事業に同情を持て講述されるのであるからその點を知つて眞面目に、そして身體の健康に注意して講習を受けられたい。

と訓示し、次で香川理事から

注意

一般心得として、講習は學科の外に實科と實地見學である、見學のケ所は其都度豫告する、學科は講師の都合で變更があるから筆記に差支へなく準備しておくこと、開始時刻には遲れぬやう、又實科に操練がある が學科には重きをおきこの科を疎外する傾向がある、武術の方もこれと同樣であるが、昨年の如き朝鮮、台灣のお方に於て多くこの弊があり後から將來詮衡上の參考として關係方面へ申送つた次第である、又病氣等で欠席するときは速に届出ること、又本年は諸君の爲に机腰掛を新調したから大切にするやう、階段の昇降は靜肅に、其他出席簿の捺印、寄宿舍以外の宿所届出方、總代選出方等詳細に亙つて注意し、寄宿舍生の爲めには根本幹事からこれ亦委しく說示して正午前閉式。

閉式後、練習生には時間割、講師竝課目表が頒布され、一同は總代を推選して本日のことは終つた。

昭和三年四月中入出監並月末在監人員 (△ハ減)

Prison Population during the Month of April 1928

		越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前月比較	減 前年比較
受刑者		36,964	3,500	3,446	37,018	36,964	37,149	54	△	131
刑事被告人		3,628	4,593	4,619	3,602	3,628	3,479	△ 26		123
労役場留置者		301	444	434	311	301	333	10	△	22
乳兒		7	3	3	7	7	8		△	1
總計	男	40,122	8,282	8,277	40,127	40,122	40,119	5		8
	女	778	258	225	811	778	850	33	△	39
	計	40,900	8,540	8,502	40,938	40,900	40,969	38	△	31

備考 內朝鮮人受刑者 男835人、刑事被告人 男76人女1人。支那人受刑者 男 126 人、
仝刑事被告人 男 1 人。露西亞人受刑者 男 1 人。伊太利人受刑者 男 1 人アリ

昭和三年四月末在所人員表

The Number of the Inmates During the Month of April. 1928.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			労役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.074	—	1.074	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.074	—	1.074
市谷 Ichigaya	184	15	199	700	18	718	43	—	43	—	—	—	927	33	960
豊多摩 Toyotama	1.022	—	1.022	15	—	15	3	—	3	—	—	—	1.040	—	1 040
巣鴨 Sugamo	1.982	—	1.982	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1.983	—	1.983
横濱 Yokohama	625	5	630	125	3	128	17	—	17	—	—	—	767	8	775
千葉 Chiba	722	2	724	37	—	37	3	—	3	—			762	2	764
水戸 Mito	407	—	407	116	8	124	7	—	7	—	—	—	530	8	538
宇都宮 Utsunomiya	480	145	625	12	—	12	1	—	1	1	1	2	494	146	640
前橋 Maebashi	1.013	1	1.044	60	4	64	4	—	4	—	—	—	1.107	5	1.112
靜岡 Shizuoka	572	—	572	93	1	94	6	—	6	—	—	—	671	1	672

矯正図書館
刑政第41巻第10号

甲府 Kōfu	538	—	538	46	1	47	3	—	3	—	—	—	587	1	588
長野 Nagano	541	2	543	52	3	55	3	—	3	—	—	—	596	5	601
新潟 Niigata	352	—	352	37	2	39	8	—	8	—	—	—	397	2	399
京都 Kyoto	827	141	968	60	1	61	8	—	8	1	—	1	896	142	1.038
大阪 Osaka	2.811	5	2.816	407	17	424	37	4	41	—	1	1	3.255	27	3.282
神戸 Kobe	1.374	—	1.374	172	10	182	24	—	24	—	—	—	1.570	10	1.580
奈良 Nara	697	—	697	36	—	36	1	—	1	—	—	—	734	—	734
滋賀 Shiga	441	—	441	8	—	8	1	—	1	—	—	—	450	—	450
徳島 Tokushima	449	4	453	42	2	44	5	1	6	—	—	—	496	7	503
高松 Takamatsu	735	1	736	28	1	29	3	—	3	—	—	—	766	2	768
高知 Kōchi	621	9	630	52	2	54	2	—	2	—	—	—	675	11	686
名古屋 Nagoya	1.516	66	1.582	150	5	155	13	—	13	—	1	1	1.679	72	1.751
三重 Mie	659	—	659	60	1	61	4	—	4	—	—	—	723	1	724
岐阜 Gifu	446	—	446	73	1	74	—	—	—	—	—	—	519	1	520
金澤 Kanazawa	632	22	654	50	2	52	2	1	3	—	—	—	684	25	709
廣島 Hiroshima	1.165	59	1.224	144	3	147	4	2	6	—	1	1	1.313	65	1.378
山口 Yamaguchi	530	1	531	28	—		3	—	3	—	—	—	561	1	562

岡山 Okayama	801	6	807	96	8	104	22	—	22	—	—	—	919	14	933
松江 Matsue	576	1	577	27	2	29	1	—	1	—	—	—	604	3	607
松山 Matsuyama	566	1	567	37	—	37	3	1	4	—	—	—	606	2	608
長崎 Nagasaki	683	—	683	44	3	47	5	—	5	—	—	—	732	3	735
三池 Miike	1.239	—	1.239	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.239	—	1.239
福岡 Fukuoka	1.563	67	1.630	152	1	153	11	—	11	—	—	—	1.726	68	1.794
大分 Oita	348	—	348	46	—	46	5	—	5	—	—	—	399	—	399
熊本 Kumamoto	878	—	878	62	3	65	8	—	8	—	—	—	948	3	951
鹿兒島 Kagoshima	412	24	436	24	—	24	4	—	4	—	—	—	440	24	464
宮崎 Miyazaki	299	4	303	28	1	29	2	—	2	—	—	—	329	5	334
沖繩 Okinawa	310	5	315	30	2	32	2	—	2	—	—	—	342	7	349
宮城 Miyagi	691	51	742	41	4	45	1	—	1	—	—	—	733	55	788
福島 Fukushima	318	—	318	17	1	18	2	—	2	—	—	—	337	1	338
山形 Yamagata	220	—	220	18	1	19	3	—	3	—	—	—	241	1	242
秋田 Akita	392	—	392	12	2	14	1	1	2	—	—	—	405	3	408
青森 Aomori	260	—	260	10	3	13	2	—	2	—	—	—	272	3	275
札幌 Sapporo	943	39	982	99	3	102	8	—	8		1	1	1.050	43	1.093

矯正図書館
刑政第41巻第10号

庁名	新受	既済	未済	少年	女	執行猶予	罰金	拘留	科料	無罪	免訴	公訴棄却	管轄違	移送	死刑	無期	有期	拘留	科料	没収	免訴	公訴棄却	管轄違	移送	死刑	無期	有期	拘留	科料	没収	免訴	公訴棄却	管轄違	移送
函館 Hakodate	417	—	417	35	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
網走 Abashiri	482	—	482	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
釧路 Kushiro	276	—	276	22	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	215	—	215	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川越(同) Kawagoe (ditto)	242	—	242	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
姫路(同) Himeji (ditto)	486	—	486	20	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岡崎(同) Okazaki (ditto)	205	—	205	14	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩國(同) Iwakuni (ditto)	289	—	289	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
久留米(同) Kurume (ditto)	370	—	370	26	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
盛岡(同) Morioka (ditto)	204	—	204	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北海(同) Hokkai (ditto)	113	—	113	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八王子(同) Hachioji (ditto)	99	—	99	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総計 Sum Total	36.342	676	3.7018	3.482	120	3.602	301	10	311	2	5	7	40.127	811	40.938	453	—	453	35	—	35	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																484	—	484	22	—	22	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																302	—	302	22	—	22	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																216	—	216	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																242	—	242	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																513	—	513	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																220	—	220	15	1	15	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																221	1	221	15	1	15	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																290	—	290	26	2	26	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																398	—	398	26	2	26	2	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																215	—	215	11	—	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																113	—	113	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																103	—	103	4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

文藝化された犯罪

酒中日記

＝讀んだまゝ＝

〔本篇は國木田獨歩氏の著作です。たゞその筋をあげたに過きません。本著の味は原本を讀んで下さい。——E生〕

◇

五月三日（明治三十×年）

「あの男は如何なつたか知ら」との噂はよくあることである、この大河今藏は「五年見ない間に全然氣象まで變つて了つた、あゝ今は氣樂である、この島や島人はすつかり自分の氣に入つた。

酒を呑んで書くと少々手がふるへて困る、然し酒を呑まないで書くと心がふるへるかも知れない「あゝ氣の弱い男！」何處に自分が變つて居る、やはりこれが自分の本音だらう。

◇

五月四日

自分が升屋の老人から百圓受取つて机の抽斗に納めたのは忘れもせぬ十月二十五日、事の初がこの日で、その後この日に逢ふ毎に頸を縮めて眼をつぶる……。

あの頃の自分は眞面目なもので酒は飲めても飲まぬやうに謹嚴正直、いやはや四角張つた男であつた。老人連は全然惚れ込んで、一にも大河、二にも大河、公立八雲小學校の事は大河でなければ竹箒一本買ふこともきめるわけにゆかぬ次第、校長になつてから二年目、升屋の老人は世話を燒いてお政を自分の妻にした、子が出來た、お政も子供も病身、健康なは自分ばかり、それでも一家は無事に、平和に。

處が日清戰爭、連戰連勝、軍隊萬歳、軍人でなければ夜も日も明けぬお目出度いことゝなつて、そして自分の母と妹とが墮落した。

母と妹とは自分と同棲するのが窮屈で赤坂區新町に下宿屋を開業、それも例の素人下宿、自體拙者は氣に入らないので頻りと止めて見たがもと〳〵強情我慢な母親、妹は我儘者、母に甘やかされて育てられ、三絃まで仕込まれて自墮落者に首尾よく成りおほせた女、お前たちの厄介にさへならなければよからうとの挨拶で頭から取あげない。

半歳經つた、兵隊が下宿した、初は一人の下士、これが導火線、頻を以て集り、終に酒、歌、軍歌、日本帝國萬歳、そして母と妹との墮落。

三圓貸せ、五圓貸せ、母はそろ〳〵自分を攻め初めた、自分は出來る丈、その望に應じて苦しい中を何とか工夫して出してやつた、月給十五圓、それで親子三人が食つてゆくのである、なんで餘裕があらう。

◇

五月六日

二十四日の晩であつた、母から手紙が來て明二十五日の午後まかり出るから金五圓至急調達せよと申込んで來た自分は吐息をついて拱手をして首を垂れた、それを病身な妻が問ふた、自分は手紙を妻に渡した。

一圓ばかしか手許になかつた、母や妹の露命をつなぐ爲……なら借金してだつて、衣類を質艸に爲たつて五圓や三圓位なら私の力にてもでかして上げるけれども……明日こそ思ひきり言

ふ、それで聽かないなら如何にでも勝手になさいと言つてやる。

妻はそれをとめた、母上のことだから又大きな聲をして必定お怒鳴になるから近所へ聞えても外聞が惡い……今度だけ私にまかして下さいと。

◇

五月七日

床に就いた、一寢入したかと思ふとフト眼がさめた。

その頃學校改築のことで自分は委員長、本氣で世話を燒くものは自分の外に升屋の老人ばかり、豫算から寄附金のことまで自分が先に立つて苦勞する何から何までゞ現金の始末まで自分にさせられるので、自然と算盤が机の上に置かれ通し、持前の性分で朝から寢るまで心配の絶えない處へ、母と妹とが墮落の件、殊にまたぞろ母から無理な申込で頭を痛めた故か、其夜は寢ぐるしく怪しい夢ばかり見た。

眼が覺めた、さては盜賊、妻や子は寢入つて居た、自分は音を立てぬやうにその枕元をあるいて長火鉢の上なる豆洋燈を取上げた、そして八疊の間に入つたが異變はない、臺所に出ると籠の橫に風呂敷包が半分見えて居る、不審に思ひ、中を開けると現はれたが一筋の女帶、驚くまいことかこれはお政が外出のたつた一本の帶、升屋の老人が特に祝つて吳れた品。

自分の寢靜まるのを待て、お政はひそかに簞笥から此帶を引出し、明朝早くこれを質屋に持込で母への金を作る積りと思ひ當つた時、自分は我知らず淚が頰を流れるのを拭き得なかつた。

◇

五月八日

明くれば十月二十五日自分にとつて大厄日、帶の事を自分から言ひ出して止めやうかと考へたが、止めて見た處で別に金の工面の出來るでもなし。

朝食を終つて改築事務を執つて居ると升屋の老人が來た、忙しくて笊莚の打てぬといふ事や改築に就ての話の末、老人は寄附金を貰ひに出た、これと引違ひにお政は外から歸つた。

金は「出來ました」といふ、自分は母が見えたらもう下宿屋は止して一緒になつて下さいと言つて見やうなど語つた。

一時間立たぬうちに升屋の老人は歸つて來て、大井家の寄附金「ハイ確かに百圓」と紙包を前に出して去つた。

自分は机の抽斗に入れた。

◇

五月九日

自分は五年前のこと、十月二十五日の事を書いて居る、厭になつて了つた。

晝飯をすまして自分は外出せうとする處へ母が來た、色の淺黑い、眼に險のある、一見して一癖あるべき面魂といふのが母の人相……この母の前に出ると自分の妻などみじめな者、妻の一言いふ中に母は三言五言いふ、妻はもぢ〳〵しながらいふ、母は號令でもするやうにいふ。

「手紙は屆いたかね」と一言で先づ我々の荒膽をひしがれた。

「用意して置きました」とお政の小さい聲、母は莞爾。そして二言三言。

「軍人あつての日本だアね、私共は軍人が一番すきサ」の母の言葉に自分は同居說が持出せない「ちよつと出て來ます御悠覽」とこそ〳〵出て了つた。

◇

五月十日

外から歸つたのが三時頃であつた、妻は突伏して泣いて居る。

お政の苦心は母の滿足を得なかつた、折角の帶も三圓にしかならず、三圓を渡すと母は大立腹、

「五圓といつて來たのだよ」からさん〳〵毒付いて「紙と筆を借りるよ、置手紙を書くから」と机の傍に行つた、此時、妻は助(子の名)が劇しく泣き出したので抱いて庭に下り生垣の外へ出た、暫くすると母は大聲で呼んだ「お前さんまで逃げないで可いよ、人を馬鹿にしてらア、手紙なんぞは書かないから歸つたらさう言つてお吳れ、この三圓もいらないよ、もう私も決して來ないし、今藏も來ないが可い、親と思ふな、子とも思はんからと言つてお吳れ」と非常な劍幕で母は立ち去つたのだ。

「宜しいいらなけりや三圓もあげんばかりだ泣くな……」

然し彼の時分はさうでなかつた、不孝の子であるやうに言はれて見ると氣にかゝる、世間體もあるし、教員といふ第一の資格も缺けてゐるやうだし、何となく心に安んじない、それに三圓といふことは自分も知らなかつたのだ。

「いよ〳〵私が今夜行つて來よう、そして三圓だけ渡して來る」

◇

五月十二日

處で母は百圓盜んで歸つた、机の抽斗を開けて見て紙包が紛失して居るのを知つた時は「オヤ」と叫んだきり容易に二の句が出なかつた。妻は「まア」といつて眞蒼になつた。

餘り酷すぎる。自分は大急ぎで仕度し家を出た。新町に近づくにつれて心配で、「大河とみ」の表札を見たときは引返して手紙でとも思つたが何しろ大事と格子戸を潛つた。

◇

五月十三日

勝手の間に通つた、母は長火鉢の向うにこわい顏して自分を迎へた、二階は兵士どもの飮んで居る最中、二階から下りて來た妹のお光は「オヤ兄樣」といつたきり、お鮨の注文すると二階へ上つて了つた。

「何しに來たの」と母は突慳貪、

「先刻は失禮しました」と自分は出來るだけ氣を落着けて言つた。

母は臺所口から出て行つた、自分は腕組みしてじつと待つた、母が外から歸つたので、懷中から三圓を出して、

「これは二圓不足して居ますが折角お政が作らへて置いたのだから取つて下さい、さうしませんと……」

「最ういらないよだから私も二度とお前達の厄介にはなるまいし、お前達も私のやうなものは親と思はないが可い……」

自分は淚を呑んだ、今の自分ならこんなことはないが、「母上さんそれは餘りで御座います」とやう〳〵一言、持つて來た父の寫眞を母の前に置き、

「父上さんをお伴れ申してのお願で御座います、母上さん何卒……お返しを願ひます、それでないと私が」

やつとの思ひで言ひ出した、母はすぐ血相變へて、

「オヤそれは何の眞似だえ、可笑しなことをおしだねえ、父上さんの寫眞が何だといふの?」「怪しからんことを言ふよ……お前の所から何か持つてゞも歸つたといふのだね、聞捨てになりませんよ」

と聲が高くなる「お光も呼んで立會はすよ」といふ劍幕、二階の笑聲も止んで下を窺ふ樣子、そこへ鮨が來た、大塚と呼ぶ軍曹も來た、とてもこの樣子ではと自分は急に起つて外に出た。

山王臺の森に集る烏の群に、誘はれて彼處のベンチに倚つて工夫しようと日吉橋を渡つた。

◇

五月十四日

ベンチに倚つた自分は空想に走つた、母、お光、百圓、校舍落成、升屋の老人の喜ぶ顏、と次から次へ、あゝ金が欲しいなアと思はず口に出した。

すると男女打雜つた聲が上つて來る、女はお光、男は二人。

三人が行過ぎると山を下りて表町に出た、この上は手紙で母に今一度、一方妻とも相談しやうと、進まぬながらも青山の原にかゝつた、原を横ぎる時一個の手提鞄を拾つた。

◇

五月十五日

鞄は容易くあいた、紙幣の束が三ツ他に書類などが入つて居る、星光にすかしてこれを見た時、その時自分は全く夢ではないかと思つたゞけで、それを自分が届け出るとか、横奪することが破廉恥の極だとか、さういふことを考へることは出來なかつた。

たゞ手短かに天の賜と思つた。

自分はそつと鞄を私宅の横に積んである材木の間に隱して紙幣の一束を懷中して宅に入つた、妻には「取返して來た」と嘘を吐いた。

床に入つた、妻の寢息を窺つて、寢間を出て、材木の間から鞄を取出し座敷へ運んで見るとみな百圓束で都合三百圓であつた、他は書類、帳面、名刺、遺失主は四谷區何町何番地何某と解つた。

心の弱い者が惡事を働いた時の常としての言譯——一先拜借、して自身の急場を救つた上で其うち母から取返すとも、自分で工夫して作るともして、百圓を鞄に入れ、人知れず先方へ届ける。として鞄を隱す工夫、狹い家だから、思案に盡きて學校の帳簿などばかり入れて置く箪笥の抽斗に入れて、鍵は晝夜自分の肌身より離さないことにきめてやつと安心した。

◇

五月十六日

或る日兒童から鉛筆を遺失したとの申出ではドキリと胸にこたへた。

◇

五月十七日

鞄を隱した日から一月目、十一月二十五日の夜大切となつた。それはこの夜九時頃歸宅すると妻は助を背負つたまゝ火鉢の前に坐つて寢い顏して居た、留守中に學校の帳簿を出す爲に抽斗を開けた、そして萬事を知つた。

自分はそれと見るや「私にも憂悟がある」と怒鳴り乍ら無我無中で家を飛出した。

歸つて見ると妻は助を背負つたまゝ裏の井戸の中に死んでゐた。書置などは見當らなかつた。

自分は直ぐ辭表を出した、三百圓の慰勞金を呉れた。

百圓を葬儀に、百圓を鞄に返し、百圓と家財家具を賣つた金を旅費に飄然と東京を離れた、立つ前夜に鞄は四谷の持主に送り届けた。

◇

◇

島でお露を迎へた。この日記は五月十九日に盡きて居る、その翌日今藏は舟より落ちて水死した。

〔終〕

伺回答

受刑者移送ノ檢事指揮ニ關スル件回答

宮城刑務所長宛　　司法省行刑局長

（行丙第一四〇三號）
（昭和三年八月六日）

去月十七日宮發甲第五五五號ヲ以テ標記ノ件照會相成候處右ハ貴見ノ通リ消極說ヲ可ト存候而シテ本件ノ場合檢事ニ於テ訊問ヲ囑託スルニ適セサル特殊ノ事情アリテ直接本人ヲ取調フルノ必要上移送方照會アルニ於テハ之ニ應シ移送セシメラレ候樣御取計相成度候

×

司法省行刑局長宛　　宮城刑務所長

（宮發甲第五五五號）
（昭和三年七月十七日）

受刑者移所ノ檢事指揮ニ關スル件照會

標記ニ關スル左記按件ニ付至急何分ノ御回示相成度候

記

甲刑務所所在地ノ檢事ハ乙刑務所所在地檢事ノ囑託ニ依リ甲刑務所收容中ノ受刑者ヲ他刑事事件ノ參考人又ハ證人トシテ取調フルノ必要アリトテ乙刑務所ニ一時移監ノ指揮ヲ爲シタリ斯カル場合甲刑務所ハ其ノ指揮ニ基キ移監ノ處分ヲ爲スベキモノナリヤ

小官意見

本問ニツキテハ小官ハ消極說ヲ主張スルモノニシテ即甲刑務所所在地ノ檢事ハ同受刑者移監ノ指揮權ナク甲刑務所ハ此ノ指揮ニ基キ移監手續ヲ爲スヲ得ザルモノト信ズ蓋シ刑ノ執行ハ刑訴第五百三十五條ニ則リ檢事ノ指揮ニ由ルベキハ論ナシト雖モ一旦其指揮ニ由リ刑務所ガ受刑者ノ身柄ヲ收容シタル上ハ爰ニ行刑法規上ノ取扱手續ニ準據シ刑ノ執行ヲ始ムルコトヽナリ其ノ身體ノ保管ハ一ニ刑務所ノ權限ニ屬スルニ至ルヘク換言スレバ被告人ノ身分ハ變ジテ受刑者ノ身分トナリ裁

判及ビ檢察ノ籍ヲ離レテ行刑ノ籍ニ移ルモノト謂フベク從ツテ其ノ以後ニ於ケル行刑中ノ身體ノ移動ニツキテハ其者ニ對スル餘罪其他新ニ發生スル事件ヲ除ク外ハ檢事ニ於テ何等ノ權限ヲ有スルモノニアラズ蓋シ受刑者（身體）ノ保管移動ノ取扱及手續ハ固ヨリ法規又ハ命令（行政監督上ノ命令ヲ含ム）ニ由リ典獄之ヲ司ルベキハ當然ニシテ本問ノ如キ場合甲刑務所所在地ノ檢事ハ假令乙地檢事ノ囑託ニ基クトスルモ甲刑務所ニ對シ受刑者移監ノ指揮ヲ爲シ得ベキ權能ヲ有スベキ何等法規ノ存スルヲ發見セズ而モ檢事ハ典獄ニ對シ行政上ノ監督權ヲ有スルモノニアラザレバ斯カル場合受刑者移監ノ命令ヲ爲スベキノ權能ナキモ亦明白ナル理路ナリトス然ラバ甲刑務所ハ假令此ノ如キ指揮アリトスルモ是ニ基キ移監處分ヲ爲スヲ得ザルモ亦必然ノ歸結タルベシ

本問事實ニシテ差掛リタル案件アリ作業上ノ必要アリタルヲ以テ直ニ移所ノ取扱ヲ爲シ檢事ノ取調ニハ十分ノ便宜ヲ與ヘ置キタルモ法理上檢事ノ發シタル該指揮ノ違法ナリヤ否ニ關スルモノニシテ事刑事局ノ取扱ニモ屬スルヲ以テ至急何分ノ御回示ヲ仰ク所以ナリ

倘從來本問ニ適切ナル事按ノ發生シタル場合モ之レアルヘク伺指令等檢索セルモ急ニ發見セサルカタメ聊疑義ヲ生シタル次第ニ有之候若シ之レカ事例及準則存在致候ヘハ幸ニ御教示相成度本照會ハ直ニ撤回致スヘク候

編輯後記

◇月いよ〳〵澄み、露ます〳〵繁く夜の靜寂は讀書に好適する時候に入りました机に向つた讀書子のさまが眼前に髣髴する。

◇本號は依賴した原稿が間に合ぬと、保護デーの企畫によつて編輯部が多忙であつた爲に、少しく頁を減らすの止むなきに至つたことをお斷りします、この埋合せは必ず致しますから御了承願ひます。

◇本號表紙第二面の御大典記念懸賞論文募集に就ては、多大の期待を以て皆さんの抱負を開かんとする企圖であります。躊躇は時期を逸せしむる大敵です、奮勵一番名論卓說を編輯部の机上に山積されんことをねがつておきます。

◇讀者の頁の投稿には長篇が多くて遺憾ながら名稿を葬らなければならぬ場合が度々です、特別欄に廻すには本誌の頁に限りがあり又他の原稿との振合もありますからこれは望みが薄い方です、なるべく三十行前後にて簡明に書いて下さい。

◇刑務官練習所は開かれました、讀者の頁欄でお馴染の方が數名入所されて居ます、かはつた面白い記事があらはれることを樂んで居ます、皆さんもさうでせうね。

◇刑務官練習所は明年三月十一日に卒業式を行ふことに變更なりました、序にお知らせしておきます。

◇俳句に趣味をもたれる刑務所長さんを知らせて下さい、既に讀者俳句の選評をして下さつた以外の方を——これからの讀者に御依賴したいのです。

◇無刑錄は漸く中卷が出來上つて去る九月十日から配本にかゝつて居ます、未着の向は御通報下さい。

◇本號から「先人の足跡を辿りて」と題して物故刑務官の追憶記を載せ始めました、がその資料を蒐めることに記者は奔走して居ますが、思ふやうに集まりませぬ、皆さんから多少によらず資料を提供して戴ければ結構です御贊助を願ます。

定價表	一冊（稅共）　金二十五錢 六冊（稅共）　金一圓五十錢 十二冊（稅共）　金三圓
廣告料	五號活字半段一行　金一圓 一等一頁　金五十圓 二等一頁　金四十圓 普通一頁　金三十圓
註文規定	●御註文は總て前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること ●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和三年九月二十日印刷納本
昭和三年十月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
發行兼編輯人　香川又二郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷人　五島林太郎
東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町豐番地
發行所　刑務協會
電話　銀座二三四四、三八二五番

刑政第41巻第10号

矯正図書館

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）
昭和三年九月二十日印刷納本・昭和三年十月一日發行　第四十

Volume XL I　　Number 10

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

October 1, 1928

PRINCIPAL CONTENTS

Prison Labour and Prevention of Accidents . . . . . (*Editorial*)
My thirty Years as a Prison Chaplain . . . . . J. Kono
The Ideas of the Prison Reformers
of the pre-Meiji Era . . . . . E. Takeda
From Hongkong . . . . . A. Masaki
The problems of American Prison Labour . . . . . T. K.

Foreign News . . . . . .
Current Issues . . . . . .
Prison Statistics . . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Koiimachi
Tokyo, Japan.